

奈良県個人情報保護条例の解釈運用基準

平成12年	9月29日	制定
平成13年	4月1日	改正
平成17年	4月1日	改正
平成18年	4月1日	改正
平成19年	4月1日	改正
平成21年	4月1日	改正
平成26年	4月1日	改正
平成26年	10月10日	改正
平成27年	10月5日	改正
平成28年	4月1日	改正
平成28年	12月23日	改正
平成29年	5月30日	改正
平成30年	3月27日	改正
平成31年	4月1日	改正
令和2年	4月1日	改正
令和2年	12月1日	改正
令和3年	9月1日	改正
令和4年	4月1日	改正

目 次

第1章 総 則

第1条	目 的	-----	I -	4
第2条	定 義	-----	I -	5
第3条	実施機関の責務	-----	I -	14
第4条	県民の責務	-----	I -	15

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

第5条	個人情報の収集の制限	-----	I -	16
第5条の2	特定個人情報の収集の制限	-----	I -	28
第6条	個人情報の利用及び提供の制限	-----	I -	29
第6条の2	特定個人情報の利用及び提供の制限	-----	I -	38
第7条	個人情報の提供を受けるものに対する措置要求	-----	I -	40
第8条	適正管理	-----	I -	41
第9条	職員等の義務	-----	I -	43
第10条	委託に伴う措置等	-----	I -	44
第11条	個人情報取扱事務の登録及び閲覧	-----	I -	46

第2節 開示

第12条	開示請求権	-----	I -	53
第13条	開示請求の手續	-----	I -	56
第14条	個人情報の開示義務	-----	I -	60
第1号	法令秘情報	-----	I -	61
第2号	開示請求者以外の個人に関する情報	-----	I -	62
第3号	法人等に関する情報	-----	I -	64

第4号	評価等に関する情報	-----	I -	6 5
第5号	公共の安全等に関する情報	-----	I -	6 7
第6号	審議、検討等に関する情報	-----	I -	6 9
第7号	事務又は事業に関する情報	-----	I -	7 1
第8号	未成年者及び成年被後見人の個人情報	-----	I -	7 4
第15条	部分開示	-----	I -	7 5
第16条	裁量的開示	-----	I -	7 6
第17条	個人情報の存否に関する情報	-----	I -	7 7
第18条	開示請求に対する措置	-----	I -	7 8
第19条	開示決定等の期限	-----	I -	8 1
第20条	開示決定等の期限の特例	-----	I -	8 3
第21条	事案の移送	-----	I -	8 4
第22条	第三者に対する意見書提出の機会の付与等	-----	I -	8 6
第23条	開示の実施	-----	I -	8 9
第24条	口頭による開示請求等	-----	I -	9 1
第25条	費用負担	-----	I -	9 3
第3節 訂正				
第26条	訂正請求権	-----	I -	9 4
第27条	訂正請求の手續	-----	I -	9 7
第28条	個人情報の訂正義務	-----	I -	1 0 0
第29条	訂正請求に対する措置	-----	I -	1 0 1
第30条	訂正決定等の期限	-----	I -	1 0 3
第31条	訂正決定等の期限の特例	-----	I -	1 0 5
第32条	事案の移送	-----	I -	1 0 6
第33条	個人情報の提供先への通知	-----	I -	1 0 8
第4節 利用停止				
第34条	利用停止請求権	-----	I -	1 1 0
第35条	利用停止請求の手續	-----	I -	1 1 3
第36条	個人情報の利用停止義務	-----	I -	1 1 6
第37条	利用停止請求に対する措置	-----	I -	1 1 7
第38条	利用停止決定等の期限	-----	I -	1 1 9
第39条	利用停止決定等の期限の特例	-----	I -	1 2 1
第5節 審査請求				
第39条の2	県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求	--	I -	1 2 2
第39条の3	審理員による審理手續に関する規定の適用除外	-----	I -	1 2 3
第40条	審議会への諮問	-----	I -	1 2 4
第41条	諮問をした旨の通知	-----	I -	1 2 7
第42条	第三者からの審査請求を棄却する場合等における手續	--	I -	1 2 9
第43条	審議会の調査権限	-----	I -	1 3 0
第44条	意見の陳述	-----	I -	1 3 3
第45条	意見書等の提出	-----	I -	1 3 5
第46条	委員による調査手續	-----	I -	1 3 6
第47条	提出資料の写しの送付等	-----	I -	1 3 7
第48条	調査審議手續の非公開	-----	I -	1 4 0
第49条	答申書の送付	-----	I -	1 4 1
第50条	答申の尊重義務	-----	I -	1 4 2

第6節 雑 則	
第51条 適用除外	I - 143
第52条 他の制度との調整	I - 148
第53条 苦情処理	I - 150
第54条 その他	I - 151
第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護	
第55条 事業者の責務	I - 152
第56条 指導及び助言等	I - 154
第57条 説明又は資料の提出の要求	I - 156
第58条 是正の勧告	I - 157
第59条 公 表	I - 158
第60条 国及び他の地方公共団体との協力	I - 159
第4章 奈良県個人情報保護審議会	
第61条	I - 160
第5章 雑 則	
第62条 実施状況の公表	I - 162
第63条 その他	I - 163
第6章 罰 則	
第64条	I - 164
第65条	I - 166
第66条	I - 167
第67条	I - 169
第68条	I - 170
附 則	I - 171

第1章 総則

第1条 (目的)

第1条 この条例は、個人情報の取扱いについての基本的な事項を定め、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

【趣旨】

本条は、奈良県個人情報保護条例（以下「条例」という。）の目的を明らかにしたものであり、条例の解釈及び運用の指針となるものである。

【解釈・運用】

1 「個人情報の取扱いについての基本的な事項」とは、実施機関が取り扱う個人情報の保護については、収集の制限、利用及び提供の制限、適正管理、開示・訂正・利用停止請求権など個人情報保護制度の根幹に係る事項をいい、また、事業者が取り扱う個人情報の保護については、責務を明らかにした上での事業者の自主的な対応の推進を基本とする事項をいう。

2 「実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにする」とは、実施機関が保有する個人情報について、自己の個人情報の開示を請求する権利、開示された自己の個人情報の内容が事実でないと思料するときに訂正を請求する権利、及び開示された自己の個人情報が不適法に収集、利用又は提供されていると思料するときに利用停止を請求する権利を創設することをいう。

したがって、実施機関は、条例で定める要件を満たした個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対しては、当該個人情報の開示、訂正及び利用停止に応じなければならない条例上の義務を負うものである。

また、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を創設したことにより、実施機関の決定に対しては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく救済の道が開かれることとなる。

3 「個人の権利利益」とは、個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある、又は個人情報の取扱いに伴って保護する必要のある個人の権利利益一般をいう。

なお、いわゆるプライバシーといわれているものには多種多様な権利利益が含まれ、個人情報の取扱いに直接関係しないものも多く存在するが（例えば、のぞき見されない、静穏な生活を侵されないなど）、これらについては、別途の制度（民法上の不法行為等）の問題である。

第2条（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(3) 要配慮個人情報 個人情報の本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他個人情報の本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(5) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記載された特定個人情報をいう。

(6) 実施機関 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

(7) 個人情報の本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(8) 行政文書 実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあつては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 図書館、博物館、美術館その他これらに類する県の施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している図書、記録、図画その他の資料
- (9) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。第14条において「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

【趣 旨】

本条は、この条例における基本的な用語を定義したものである。

【解釈・運用】

第1号関係

- 1 本号は、この条例の対象となる「個人情報」の範囲を定めたものである。
- 2 「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日はもとより、次のような個人に関する一切の情報をいう。
 - (1) 思想、信条、信教等個人の内心に関する情報
 - (2) 職業、資格、学歴等個人の経歴又は社会的活動に関する情報
 - (3) 収入、資産等個人の財産の状況に関する情報
 - (4) 健康状態、病歴等個人の心身の状況に関する情報
 - (5) 家族関係、生活記録等個人の家庭の状況に関する情報
- 3 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）（ア）
 - (1) 「文書、図画」とは、人の思想等を文字・記号又は象形を用いて有体物に可視的状态で表現したものをいい、紙の文書のほか、図面、写真、これらを写したマイクロフィルム等が含まれる。

(2) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいい、電子計算機による情報処理の用に供されるいわゆる電子情報の記録だけでなく、録音テープ、ビデオテープ等の内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要のある記録も含まれる。

なお、「電磁的記録」には、ディスプレイに情報を表示するため一時的にメモリに蓄積される情報や、ハードディスク上に一時的に生成されるテンポラリファイル等は含まれない。

(3) 「音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項」には、モールス信号のように音で表示されたり、手話のように動作で表示される場合も含み、映像、指紋、筆跡等により特定の個人を識別することができる場合も含まれる。

(4) 個人識別符号については、本号イに規定されているため「その他の記述等」から除かれている。

(5) 「特定の個人を識別することができるもの」とは、当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができるものをいう。

(6) 「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、他の情報と結び付けることにより、間接的に特定の個人を識別することができることとなるものをいう。

照合の対象となる「他の情報」には、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど、一般人が通常入手し得る情報が含まれる。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はない。

4 個人識別符号が含まれるもの（イ）

(1) 個人識別符号が含まれる情報は、それ単独で特定の個人を識別することができるものとして位置づけられ、他の情報との照合により特定の個人を識別することができるかの判断を要することなく、個人情報に該当する。

(2) 個人識別符号に該当せず、それ単独では特定の個人を識別することができない文字、番号、記号その他の符号であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合は、本号アの規定により個人情報に該当する。

5 事業を営む個人の当該事業に関する情報については、個人の私的な生活と密接に関連していることや、この条例の対象が、個人の学識、技能、身体、財産から各種の社会的活動、経済的活動に至るまで個人に関するあらゆる情報に及んでいることなどから、「個人情報」に含めて取り扱うことにしている。

6 この条例は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであるが、本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人

であることから、この条例における「個人情報」の範囲を「生存する個人に関する情報」に限ったものである。

ただし、死者の個人情報の取扱いによって、遺族等生存する個人の権利利益が侵害されることのないよう、適切な取扱いを図る必要がある。

第2号関係

- 1 本号は、この条例の対象となる「個人情報」の全部又は一部を構成する「個人識別符号」の定義を定めたものである。
- 2 「特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの」(ア)
 - (1) 本号アは、特定の個人の身体の一部の特徴を、個人情報の本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、個人情報の本人を認証することができるようにしたものを個人識別符号として定めたものである。
 - (2) 本号アに該当する情報は、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）の規定の例に準じて、奈良県個人情報保護条例施行規則（平成12年9月奈良県規則第21号。以下「施行規則」という。）第2条第1号において限定的に列挙されている。具体的には、①DNA、②顔、③虹彩、④声紋、⑤歩行の態様、⑥手指の静脈、⑦指紋・掌紋に係るものが定められている。
- 3 「個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの」(イ)
 - (1) 本号イは、特定の個人を識別することができる公的な番号等を個人識別符号として定めたものである。
 - (2) 本号イに該当する情報は、個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報の保護に関する法律施行規則の規定の例に準じて、施行規則第2条第2号から第29号までにおいて限定的に列挙されている。具体的には、①旅券番号、②基礎年金番号、③運転免許証番号、④住民票コード、⑤個人番号、⑥国民健康保険の被保険者証の記号、番号、保険者番号等が定められている。

第3号関係

- 1 本号は、第1号で定義される個人情報のうち、慎重な取扱いを要する「要配慮個人情報

」の定義を定めたものである。

- 2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）においては、個人情報の本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を「要配慮個人情報」として類型化しており、本条例においても法と共通の定義を置く。
- 3 「規則で定める記述等」については、個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報の保護に関する法律施行規則の規定の例に準じて、施行規則第3条において限定的に列挙されている。具体的には、①身体障害・知的障害・精神障害等があること、②健康診断その他の検査の結果、③保健指導、診療・調剤情報、④本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと、⑤本人を非行少年又は又はその疑いがある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたことが定められている。

第4号関係

- 1 本号は、第1号で定義される個人情報のうち、目的外利用等について例外的な扱いをすることが必要となる「特定個人情報」の定義を定めたものである。
- 2 「特定個人情報」は、番号利用法第2条第8項で定義されており、本条例においてもこれを引用する。同項によると、「特定個人情報」とは、「個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。」と規定されている。

第5号関係

- 1 本号は、第2号で定義される特定個人情報のうち、目的外利用等について例外的な扱いをすることが必要となる「情報提供等記録」の定義を定めたものである。
- 2 「情報提供等記録」とは、番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録、すなわち実施機関が、特定個人情報の提供の求め又は提供があった場合に、同法第23条第1項及び第2項（第26条において準用する場合を含む。）に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続された電子計算機に記録した同法第23条第1項各号及び第2項各号に掲げられた事項（同法第19条第7号に規定する情報照会者及び情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者の名称、提供の求め及び提供の日時、特定個人情報の項目、不開示情報である場合はその旨等）をいう。

第6号関係

- 1 本号は、この条例により個人情報の保護の責務を有し、個人情報の保護に関する制度を

実施する機関である「実施機関」の範囲を定めたものである。

2 「実施機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び警察法（昭和29年法律第162号）に基づく県の機関のうち、議会を除いたもの並びに地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）により県が設立した地方独立行政法人をいい、奈良県行政組織規則（昭和31年7月奈良県規則第26号）等各実施機関の行政組織規則等によって定められている本庁各課（室）、出先その他の機関、教育機関及び附属機関の全体を含むものである。

現在、本県においては、公営企業管理者が置かれておらず、地方公営企業法第8条第2項の規定により公営企業管理者の権限は知事が行うこととなっている。このため、本号の「知事」には、いわゆる執行機関としての知事のほか、公営企業管理者の権限を行う知事も含むものである。

3 奈良県土地開発公社、奈良県道路公社、地方職員共済組合奈良県支部、一般財団法人奈良県職員互助会その他公益法人等は、県とは別の法人格を有するものであり、実施機関には含まれないものである。

4 各実施機関は、この条例に基づく事務を自らの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を負うものである。

5 実施機関内部における個人情報の保護に関する事務の分掌は、それぞれの実施機関の行政組織規則、事務決裁規程等の定めるところによる。

第7号関係

1 本号は、この条例に規定する開示請求、訂正請求及び利用停止請求等における「個人情報の本人」の定義を定めたものである。

2 「個人情報の本人」とは、第3号に規定する「個人情報の本人」と同義である。

第8号関係

1 本号は、この条例に規定する開示請求の対象となる個人情報が記録されている「行政文書」の範囲を定めたものである。

2 「実施機関の職員」とは、知事、行政委員会の委員、監査委員及び県が設立した地方独立行政法人の役員のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員をいう。
なお、実施機関の附属機関の委員も含むものである。

3 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいう。

「職務上」とは、実施機関の職員が、法律、命令、条例、規則、規程、通達等により与えられた任務又は権限をその範囲内において処理することをいう。

なお、「職務」には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理しているものを含むものである。

4 「実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、行政文書の範囲について、決裁、供覧といった手続的、形式的要件で画するのではなく、組織において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態のものかどうかという実質的要件により画することを定めたものである。

(1) 「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものを意味する。

したがって、①職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研鑽のための研究資料、備忘録等）、②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、③職員の個人的な検討段階に留まるものなどは、組織的に用いるものには該当しない。

(2) 作成又は取得された文書が、どのような状態にあれば組織的に用いるものと言えるかについては、①文書の作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、課長等事務の決裁権を有する者等の管理監督者の指示等により作成又は取得したものであるかどうか）、②当該文書の利用の状況（業務上必要として他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）、③保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）などを総合的に考慮して実質的な判断を行うこととなる。

(3) どの段階から組織として共用文書たる実質を備えた状態になるかについては、当該組織における文書の利用又は保存の実態により判断されることとなるが、例えば、①課長等事務の決裁権を有する者等の管理監督者が事案の処理につき了承した時点、②審議会等の会議に提出した時点、③申請書等が実施機関の事務所に到達した時点、④組織として管理している職員共用の保存場所に保存した時点等が一つの目安となる。

5 「実施機関が保有しているもの」とは、実施機関が所持している文書をいう。

この所持とは、物を事実上支配している状態をいい、当該文書を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合にも、当該文書を事実上支配（当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していること。なお、例えば、法律に基づく調査権限により関係人に対し帳簿書類を提出させこれを留め置く場合に、当該行政文書については返還することとなり、廃棄はできないなど、法令等の定めにより取

扱いを判断する権限について制限されることはあり得る。) していれば、所持に該当し、保有しているといえることができる。

また、一時的に文書を借用している場合や預かっている場合など、当該文書を支配していると認められない場合には、保有しているとはいえない。

6 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第18条第1項（地方公共団体の便宜の供与）等により、組合等の業務に従事する職員は、その業務の遂行に当たって、組合等の帳簿及び書類を作成し、又は取得し、組織的に用いている。しかしながら、これらの帳簿等は、職員が組合等の業務上作成し、又は取得し、組織的に用いるものであり、その作成、保存、廃棄等は、共済組合法関係法令等で定めるところにより行われ、その取扱いを判断する権限を有するのは、実施機関ではなく、組合等であり、組合等が保有しているといえるので、「行政文書」には該当しないと解される。

7 たゞし書アについて

官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍のように、不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものについては、一般にその内容を容易に知ることができるものであることから、開示請求の対象となる「行政文書」から除外するものである。

8 たゞし書イについて

(1) 図書館、博物館、美術館等の県の施設において保有する文書の中には、県民等の閲覧又は視聴に供することを目的としたり、貴重な資料の保存、学術研究への寄与を目的とするなど、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している資料がある。

こうした資料の一般の利用については、当該施設の設置目的に応じて定められた利用の方法及び手続に従って行われるべきものであることから、開示請求の対象となる「行政文書」から除外するものである。

(2) 「図書館、博物館、美術館その他これらに類する県の施設」とは、奈良県立図書館、奈良県立民俗博物館、奈良県立美術館のほか、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している資料を一般の利用に供し、又はこれとあわせて調査研究をすることを目的とする県の施設をいい、公の施設であると事務所であるとを問わない。

(3) 図書館、博物館、美術館その他これらに類する県の施設が保有する文書であっても、いわゆる一般行政事務のために作成し、又は取得した文書は、「設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している」資料に該当しないため、「行政文書」に含まれる。

第9号関係

1 本号は、この条例により個人情報の保護の責務を負う「事業者」の範囲を定めたものである。

- 2 「法人その他の団体」の「法人」とは、営利法人、公益法人（学校法人、宗教法人、民法第34条の規定による法人等）その他法人格を有するすべての団体をいい、「その他の団体」とは、自治会、商店会、PTA、消費者団体、青年団等であつて、法人格を有しないが、団体の規約及び代表者又は管理人が定められている、いわゆる「権利能力なき社団又は財団」をいう。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、「法人その他の団体」から除かれている。

- 3 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226条）第72条の2第7項から第9項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

第3条（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、この条例の目的を達成するために、実施機関が個人情報の保護に関し必要な措置を講ずべき一般的な責務を定めたものである。

【解釈・運用】

「必要な措置」とは、この条例において定める具体的な保護措置に限らず、個人情報を取り扱う事務の見直しや改善のほか、職員の研修、県民や事業者に対する普及・啓発等個人情報の保護に関し必要な措置をいう。

第4条（県民の責務）

第4条 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他の個人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、県民一人一人が個人情報の保護の重要性について認識することが大切であり、自己の個人情報は自らが守るという姿勢を持つとともに、他の個人の個人情報を不注意に取り扱うことによって他の個人の権利利益を侵害することのないように心掛ける責務を有することを明らかにしたものである。

【解釈・運用】

- 1 「個人情報の保護の重要性を認識し」とは、個人情報の保護が社会的ルールとして定着するためには、県民一人一人が個人情報の保護の重要性を認識することが大切であることを明らかにしたものである。
- 2 「自己の個人情報の適正な管理に努める」とは、県民が、自己の個人情報の不用意な取扱いによって、権利利益の侵害の危険を自ら招くことのないよう、自己の個人情報の適正な管理に努めることをいう。
- 3 「他の個人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない」とは、県民が、自己の権利利益を侵害される被害者となる場合ばかりでなく、個人情報の取扱いのいかんによっては、他の個人の権利利益を侵害する加害者となる場合があることを認識し、他の個人の個人情報の適正な取扱いに努めなければならないことをいう。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

第5条（個人情報の収集の制限）

- 第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条、第6条、第7条及び第52条第1項において同じ。）を収集するときは、個人情報の本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づき収集するとき。
 - (2) 個人情報の本人の同意を得て収集するとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされている情報から収集するとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき。
 - (5) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき
 - (6) 他の実施機関から提供を受けて収集するとき。
 - (7) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は実施機関以外の県の機関若しくは地方独立行政法人から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められるとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、個人情報の本人から収集することにより個人情報を取り扱う事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあるときその他個人情報の本人以外のものから収集することに相当な理由があると実施機関が認めるとき。
- 3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として奈良県個人情報保護審議会の意見を聴いて規則で定めるものを収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等の規定に基づき収集するとき。
 - (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき
 - (3) 個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要不可欠であると実施機関が認めるとき。
- 4 実施機関は、第2項第8号又は前項第3号の場合において個人情報を収集するときは、あらかじめ、奈良県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

【趣 旨】

本条は、必要以上の個人情報を収集したり、不適正な方法で個人情報を収集することのないよう、実施機関が個人情報を収集するときの制限について定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、実施機関が個人情報を収集する場合は、収集の目的を明確にし、収集の目的に照らして必要とされる個人情報の範囲を検討した上で、適法かつ公正な手段により収集しなければならないことを定めたものである。
- 2 「収集」とは、実施機関が当該実施機関以外のものから個人情報を取得することをいい、口頭、文書など、その取得の形態を問わない。
なお、当該実施機関内での利用は、ここでいう「収集」には該当しない。
- 3 「個人情報を収集するとき」には、個人情報を調査等により能動的に取得する場合のほか、届出、申請、申告、申込、相談等により受動的に取得する場合も含まれる。
- 4 「収集の目的を明確にし」とは、収集する個人情報をどのような目的で使用するかを、事務を所掌する課（所）において具体的に明らかにすることをいう。
なお、第11条の規定により登録の対象となる事務については、個人情報取扱事務登録簿において収集の目的を県民等に明らかにすることとなる。
- 5 「当該目的を達成するために必要な範囲内」とは、収集する情報の内容や対象者の範囲等が収集の目的を達成するために必要なものであることをいい、過剰な収集を禁止する趣旨である。
- 6 「適法」とは、個人情報を収集する手段が法規に適合していることをいう。
- 7 「公正」とは、個人情報を収集する手段が法秩序一般の理念に適合しており、社会通念に照らして正当であると判断されることをいう。

第2項関係

- 1 本項は、実施機関が個人情報を収集する場合は、本人から行うことを原則とするとともに、例外的に本人以外から個人情報を収集することができる場合を定めたものである。
本人からの収集を原則としたことにより、本人に対して収集の目的や理由、収集する内容を明らかにすることができる。

2 「個人情報の本人から収集」には、本人から個人情報を直接取得する場合のほか、実施機関に対する申請書、申告書等を郵送により、あるいは本人の使者を介して、又は市町村、本人の所属団体等を経由して取得する場合のように、実質的に本人から個人情報を取得したものと解される場合も含まれる。

なお、本人から提出されたものであれば、密封された学業成績証明書など、本人が提出した物が何であるかについては推測できるものの、そこに記録された情報の内容そのものについて承知しない場合であっても、本人からの収集に当たる。

3 番号利用法では、特定個人情報を収集することができる場合を、同法第19条に列挙された場合のみに限定している。このため、特定個人情報については、個人情報の本人から収集するという原則から除外する。

なお、第6条（個人情報の利用及び提供の制限）、第7条（個人情報の提供を受けるものに対する措置要求）及び第52条第1項（他の制度との調整）の規定においても、特定個人情報については、特定個人情報以外の個人情報と異なる取扱いをする必要があるため、除外する。

第1号関係

1 本号は、本人以外から個人情報を収集することについて法令等の規定があるときは、当該法令等の目的達成の必要から、本人収集の原則の例外とするものである。

2 「法令又は条例」とは、法律、政令、府省令その他の命令、条例及びこれらの明示の委任を受けた規則をいう。

3 「法令又は条例の規定に基づき収集するとき」には、法令等の規定が明らかに本人以外から個人情報を収集することができる場合と定めている場合はもとより、法令等の趣旨及び目的から判断して本人以外から個人情報を収集することができる場合も含まれる。

第2号関係

1 本号は、本人の同意を得て本人以外から個人情報を収集するときは、本人からの収集に準じて考えられ、本人の権利利益を侵害することはないと考えられることから、本人収集の原則の例外とするものである。

2 「個人情報の本人の同意を得て収集するとき」とは、本人以外から収集することについて文書又は口頭により本人の同意がある場合をいう。なお、本人の所属団体からの申請、推薦等に本人の個人情報が含まれている場合で、事務の流れその他の客観的事実から判断して本人の同意があると認められるときも含まれる。

第3号関係

- 1 本号は、出版、報道等により公にされている情報から個人情報を収集するときは、何人も知り得る状態のものからの収集であり、個人の権利利益を侵害するおそれが少ないことから、本人収集の原則の例外とするものである。
ただし、公にされている情報から個人情報を収集する場合であっても、当該情報について正確性の担保があるとは必ずしもいえないことから、当該個人情報の使用に当たっては十分留意する必要がある。
- 2 「出版」とは、不特定多数の者が取得可能である書物、雑誌、機関紙等や国、地方公共団体の広報紙、報告書等を刊行することをいう。
- 3 「報道」とは、新聞、テレビ、ラジオ等の情報伝達媒体により、ニュースその他の情報を不特定多数の者に知らせることをいう。
- 4 「等」とは、出版、報道に類似する情報伝達手段によって不特定多数の者が知り得る状態にする行為や制度などをいい、例えば公開の会議、講演会、説明会等における発表や不動産登記簿のように何人でも閲覧できる制度を含むものである。
- 5 「公にされている情報」とは、不特定多数の者が知り得る状態にある情報をいい、同好会名簿のように特定の者にのみ頒布する目的で作成されたものに記載されている情報は該当しない。

第4号関係

- 1 本号は、個人の生命、身体又は財産を保護するために個人情報の収集が必要な場合であって、本人から収集する時間的な余裕がなく、本人以外から収集することにやむを得ない理由があるときにまで、本人収集の原則を貫くことは、かえって個人の生命、身体又は財産を保護するという目的が達成できなくなるため、本人収集の原則の例外とするものである。
- 2 「緊急やむを得ないと認められるとき」とは、火災、地震等の災害や犯罪、不慮の事故等による個人の生命、身体又は財産への危難を避けるため若しくは除去するため、本人から個人情報を収集する時間的な余裕がなく、他に適当な収集方法がない場合をいう。

第5号関係

- 1 本号は、主に公安委員会及び警察本部長の警察活動における例外を定めたものである。
警察活動においては、公共の安全と秩序の維持を図るため、多くの個人情報を収集することを業務の主たる内容としており、特に犯罪捜査のために実施する情報収集活動においては、被疑者の逃走、証拠隠滅等を防止するため、本人に秘匿して行うことが不可欠である。本人以外からの個人情報の収集を認めなければ、警察業務の遂行上著しい支

障が生じ、ひいては県民全体に多大な不利益が生ずることになることから、本人収集の原則の例外とするものである。

- 2 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。
県民等の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、犯罪の発生を一般的に防止することもこれに含まれる。
- 3 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。
- 4 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員と特別司法警察職員とがある。
- 5 「被疑者の逮捕」は、犯罪捜査に当然含まれるが、警察活動の中で重要なものであるので特に明文で定めたものである。
- 6 「交通の取締り」とは、交通の安全及び秩序の維持のための道路交通の管理を目的とする活動であって、道路における車両、歩行者等の交通の規制、運転免許に関する事務、交通法令違反の防止及び捜査などがこれに当たる。
- 7 「公共の安全と秩序の維持」とは、法令等が遵守され、社会生活が平穩に営まれている状態が保たれていることを意味し、公共の安全と秩序の維持に支障となる行為を防止すること等が具体的な活動である。この例示として、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り」があげられているが、もとよりこれに限られるものではない。

第6号関係

本号は、実施機関が他の実施機関から個人情報の提供を受けて収集するときは、提供する側の他の実施機関において、当該提供が個人情報を収集したときの目的内であるかどうかを検討され、目的外の提供であるときは、その妥当性が第6条第1項の規定により提供する段階で既に判断されているため、提供を受けて収集する側の実施機関が重複して判断する必要がないことから、本人収集の原則の例外とするものである。

第7号関係

- 1 本号は、実施機関が行う事務には、情報の客観性を確保するために他の行政機関から個人情報を収集することが不可欠な場合や、行政機関相互の連携、協力が必要とされる場合もあることから、事務の執行上やむを得ないと認められるときに限るといった一定の

制限のもと、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は実施機関以外の県の機関若しくは地方独立行政法人から個人情報を収集することを本人収集の原則の例外とするものである。

- 2 「実施機関以外の県の機関」とは、議会をいう。
- 3 「事務の執行上やむを得ない」かどうかについては、本条の趣旨に照らし、行政機関から収集しなければ客観的な情報が収集できないか、本人から直接個人情報を収集することにより事務の目的の達成に支障が生じたり、当該事務の遂行を著しく困難にすることがないかなどを勘案して、実施機関が個別具体的に判断することが必要である。

第8号関係

- 1 本号は、第1号から第7号までに該当しない場合であっても、本人から収集することにより個人情報を取り扱う事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあるときその他本人以外のものから収集することに相当な理由があると実施機関が認めるときは、本人収集の原則の例外とするものである。
なお、本号の適用に当たっては、本条第4項の規定により奈良県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くこととなる。
- 2 「個人情報を取り扱う事務」とは、実施機関が所掌する事務であって、当該事務を執行する上で個人情報の収集や利用等の取扱いを伴う事務をいう。
- 3 「個人情報を取り扱う事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあるとき」とは、事務の性質上本人から収集することにより当該事務の目的の達成に支障が生じ、又は多大な時間と労力を要するため当該事務の円滑な実施が困難になるおそれがある場合をいう。
- 4 「その他個人情報の本人以外のものから収集することに相当な理由がある」ときとは、本人から収集することが事実上不可能又は著しく困難な場合など、本人以外から個人情報を収集することについて、社会通念上、客観的にみて合理的な理由がある場合をいう。
「相当な理由がある」かどうかについては、個人の負担軽減、行政サービスの向上などの有用性と本人以外から収集することによる個人の権利利益の侵害の程度とを比較衡量して、実施機関が個別具体的に判断することが必要である。

第3項関係

- 1 思想、信条及び信教に関する個人情報や社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、基本的人権にかかわるものであり、その取扱いによっては個人の権利利益を侵害するおそれ大きい。
このため、本項は、実施機関は思想、信条及び信教に関する個人情報や社会的差別の原

因となるおそれのある個人情報を収集してはならないことを原則とするとともに、例外的に収集することができる場合を定めたものである。

2 「思想、信条」とは、人格そのものあるいは精神作用の基礎にかかわる個人情報を限定的にいうものであり、支持政党名、所属する政治団体名、政治的信条、政治活動歴等や人格形成の核心をなす人生観、世界観があらわれた情報等がこれに該当する。

3 「信教」とは、超自然的、超人間的の本質（神、仏、霊等）の存在を確信し、畏敬崇拝する心情と行為をいい、信仰する宗教、所属する宗教団体名等がこれに該当する。

4 「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」とは、過去において不当な社会的差別の原因となった事実があり、また、今後も同様の原因となるおそれがあるため、その取扱いを誤ると不当に差別を助長するおそれのある個人情報をいう。

具体的には、施行規則第2条において、「人種及び民族に関する個人情報」及び「歴史的社会的理由により基本的人権の定着に関する課題を有している地域の出身であることにに関する個人情報」が定められている。

(1) 「人種及び民族に関する個人情報」の「人種」とは、皮膚の色、毛髪の色や形、体型等の生物学的な特徴から分類した人類の種別をいい、白色人種、黄色人種、黒色人種等の分類が一般的である。

また「民族」とは、人種的・地域的起源が同一である、又は同一であると信じている、言語、宗教などの文化的伝統を共有する、歴史的に形成された人の集団をいい、ラテン民族等の分類が一般的である。

(2) 「歴史的社会的理由により基本的人権の定着に関する課題を有している地域の出身であることにに関する個人情報」とは、歴史的社会的理由により結婚や就労等において不利益を被るなど、市民的権利の保障に課題を有する地域の出身であることにに関する個人情報をいう。

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）の旧法である地域改善対策特別措置法（昭和57年法律第16号）にいう対象地域等の出身であることにに関する個人情報がこれに該当する。

第1号関係

1 「法令等」とは、本条第2項第1号に規定する「法令又は条例」と同義である。

2 「法令等の規定に基づき収集するとき」とは、法令等の規定が明らかに収集することができると定めている場合はもとより、法令等の趣旨及び目的から判断して収集することができる場合も含まれる。

法令等の趣旨及び目的から判断して収集することができる場合には、法令等を根拠として設置された審議会や審査会において、その審議や審査のため、当事者や

参考人等から意見等を聴取する際、当事者や参考人等の一方的な意思により、この規定により制限される情報が提供され、審議や審査の過程において取り扱うこととなる場合も含むものである。

第2号関係

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持」とは、本条第2項第5号に規定する「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持」と同義である。

第3号関係

「個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要不可欠である」とときには、事務の性質上、当該個人情報を収集しなければ事務の目的が達成できなくなると認められる場合のほか、当該個人情報が当該個人の一方的な意思により提供されるため実施機関として当該情報を収集しなければならない場合も含むものである。

第4項関係

「あらかじめ、奈良県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない」とは、第2項第8号又は前項第3号の場合において個人情報を収集するときは、当該個人情報を収集する妥当性について客観的な判断が要求されることから、実施機関は、審議会に対し、当該個人情報を収集しなければならない理由等を示して意見を聴き、その意見を尊重した上で、実施機関として判断することを示したものである。

○ 個人情報の本人収集の原則の例外に関する事項（条例第5条第2項第8号）

条例第5条第4項の規定に基づき奈良県個人情報保護審議会の意見を聴いた項目
（平成12年8月25日付け個審第1号・知事部局分）

番号	項 目
1	栄典、表彰等の選考を行うに当たり、選考対象者、候補者に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合
2	委員、講師、指導者、助言者等の選考、任命等を行うに当たり、候補者に関する個人情報を候補者の所属する団体等から収集する場合
3	団体等に対して指導又は補助金の交付等を行うに当たり、当該団体等の職員、構成員又は当該団体等が設置し、若しくは運営している施設の利用者、入所者等に関する個人情報を当該団体等から収集する場合
4	相談、陳情、要望、苦情、意見その他本人の自由な意思により提供される情報の中に、提供者以外の者に関する個人情報が含まれている場合
5	病院、保健所等の機関において、診療行為、疾病の予防等を行うに当たり、本人に関する個人情報を家族、主治医等から収集する場合
6	所在不明、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にあること等の理由により、本人から収集することが困難な場合において、本人に関する個人情報を家族、本人が所属する団体等から収集するとき
7	評価、指導、争訟等の事務を行うに当たり、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成し得ない場合
8	委託契約等に当たり、従業員等に関する個人情報を当該委託契約等の受託者等から収集する場合
9	職員の任免等を行うに当たり、本人に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合
10	公共事業に必要な土地等の取得、収用、使用等に当たり、所有権等本人の権利関係等に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合
11	1 1 県等の融資制度等を運営するに当たり、借受人の償還状況等に関する個人情報を取扱金融機関から収集する場合
12	1 2 各種の申請、届出等に伴い提出される情報の中に、申請者等以外の者に関する個人情報が含まれている場合
13	1 3 団体等から送付された資料の中に名簿等の個人情報が含まれている場合

注) 個別の事案が各項目に該当するかどうかの判断に当たっては、あくまで本人収集が原則であることの条例の趣旨を踏まえ、拡大的に解釈することのないよう慎重に取り扱うこと。

(平成25年11月1日付け奈個審第3号)

項	目
	児童からの臓器提供を行う施設から当該施設の患者である児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認するための照会を受けることに伴い、当該児童に関する個人情報※を収集する場合

※ 当該児童に関する個人情報
児童の氏名、性別、生年月日及び住所

(平成30年10月15日付け個審第1号)

項	目
	競輪事業に係る家族申請による電話投票（インターネット投票及び電子決済投票を含む。以下同じ。）の利用停止又は解除を行うために、電話投票の利用者の家族から収集する、電話投票利用者に係る以下の情報 (1) 診断書（ギャンブル依存状態にあるか否かを確認） (2) 収入並びに所得税、住民税及び社会保険料の額（課税証明書、確定申告書等により確認） (3) 氏名（運転免許証その他の本人確認書類により確認） (4) 住所（住民票による確認） (5) 生年月日 (6) 電話番号 (7) 電話投票に利用している預金口座 (8) 電話投票の加入者番号 (9) 申請者との続柄（住民票により確認） (10) その他利用停止又は解除に足る相当な理由があることを疎明する資料

注) 個人情報は、当該個人情報の本人から収集することが原則であることの趣旨を踏まえ、拡大的に解釈することのないよう慎重に取り扱うこと。

また、本件に係る個人情報を委託先が保管するに当たって、必要があると認めるときは、委託先に対し随時報告を求め、指示を行うなど、当該個人情報の適切な管理及び保護を徹底すること。

○ 個人情報の収集の制限の例外に関する事項（条例第5条第3項第3号）

条例第5条第4項の規定に基づき奈良県個人情報保護審議会の意見を聴いた項目
（平成12年9月11日付け個審第16号・知事部局分）

番号	項 目	収集する個人情報
1	相談、陳情、要望、苦情、意見その他本人の自由な意思により提供される情報の中に、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報が含まれている場合	思想、信条 信教 社会的差別の原因となる おそれのある個人情報
2	作文等のコンクールや試験等を行う事務において作成される作文、論文等の中に、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報が含まれている場合	思想、信条 信教 社会的差別の原因となる おそれのある個人情報
3	刊行物等で一般に入手し得るものから個人情報を収集するに当たり、当該刊行物等の中に、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報が含まれている場合	思想、信条 信教 社会的差別の原因となる おそれのある個人情報
4	病院、保健所等の機関において、診療行為、疾病の予防等を行うに当たり、患者等の思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集する場合	思想、信条 信教 社会的差別の原因となる おそれのある個人情報
5	栄典、表彰等の選考を行うに当たり、選考対象者、候補者の思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集する場合	思想、信条 信教 社会的差別の原因となる おそれのある個人情報
6	議会に対する対応等を行うに当たり、議員等の政党名、会派名、政治理念等の思想、信条に関する個人情報を収集する場合	思想、信条
7	海外からの研修生や来訪者等の受入れを行うに当たり、当該研修生等の信教に関する個人情報を収集する場合	信教
8	公共事業において土地等を取得するに当たり、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転の費用や供養、祭礼の費用の補償を適切に行うため、土地所有者等の信教に関する個人情報を収集する場合	信教
9	宗教法人に関する事務を行うに当たり、当該法人の関係者の信教に関する個人情報を収集する場合	信教
10	同和対策に関する事務を行うに当たり、当該事務を実施するために必要な個人情報を収集する場合	社会的差別の原因となる おそれのある個人情報

注) 個別の事案が各項目に該当するかどうかの判断に当たっては、あくまで収集行為自体が原則禁止であることの条例の趣旨を踏まえ、拡大的に解釈することのないよう慎重に取り扱うこと。

(令和2年2月17日付け個審第3号)

項 目	収集する個人情報
県有自動車に設置するドライブレコーダーにより、不特定多数の者の思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集するとき	思想、信条 信教 社会的差別の原因となる おそれのある個人情報

注) ドライブレコーダーの運用に当たっては、その管理運用要領等をウェブ上で公開する等の方法により、個人情報の収集について県民等に周知する措置を講じること。

第5条の2（特定個人情報の収集の制限）

第5条の2 実施機関は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集してはならない。

【趣 旨】

本条は、特定個人情報の収集の制限について定めたものである。

特定個人情報以外の個人情報の収集の制限については、第5条において定めている。

【解釈・運用】

番号利用法第20条は、何人に対しても、特定個人情報（他人の個人情報を含むものに限る。）を収集する行為を原則として禁止しているが、同法第19条各号のいずれかに該当する場合には、特定個人情報の提供が認められており、提供を受ける者が特定個人情報を収集することに正当な理由があると考えられるので、禁止の例外としている。そこで、本条例においてもその旨を確認的に定めたものである。

第6条（個人情報の利用及び提供の制限）

- 第6条 実施機関は、個人情報の収集の目的以外の目的のために、個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。
 - (2) 個人情報の本人の同意を得て利用し、若しくは提供し、又は個人情報の本人に提供するとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされている情報を利用し、又は提供するとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき。
 - (5) 当該実施機関内で利用する場合又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは当該実施機関以外の県の機関若しくは地方独立行政法人に提供する場合において、事務に必要な限度で個人情報を使用し、かつ、当該個人情報を使用することについて相当な理由があると認められるとき。
 - (6) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は当該実施機関以外の県の機関若しくは地方独立行政法人以外のものに提供する場合であって、当該目的の達成に必要な限度で個人情報を提供し、かつ、当該個人情報を提供することについて特別の理由があると認められるとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書に規定する場合において、個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。
- 3 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態とするものに限る。）により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等の規定に基づき提供するとき。
 - (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として警察庁又は他の都道府県警察に提供する場合であって、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められるとき。
 - (3) 前号に掲げる場合のほか、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると実施機関が認めるとき。
- 4 実施機関は、第1項第7号又は前項第3号の場合において個人情報を利用し、又は提供するときは、あらかじめ、奈良県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

【趣 旨】

本条は、個人情報に適正に収集された場合であっても、その利用や提供の仕方によっては個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、実施機関が個人情報を利用し、又は提供するときの制限について定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、実施機関は、収集した個人情報について、収集の目的以外に利用又は提供（以下「目的外の利用・提供」という。）をしてはならないことを原則とするとともに、例外的に目的外の利用・提供をすることができる場合を定めたものである。

個人情報の目的外の利用・提供が行われると、収集する際の状況への配慮がなされなくなるおそれや、また、部分的な情報の利用などにより、個人に対する誤った認識が持たれるおそれがあり、本人が不安を感ずることも考えられることから、目的外の利用・提供の禁止を原則とするものである。

- 2 特定個人情報については、目的外の利用・提供を特定個人情報以外の個人情報より厳格に制限する必要がある。このため、本条の個人情報から特定個人情報を除外し（第5条第2項参照）、第6条の2において、別途定めている。

- 3 「個人情報の収集の目的以外の目的」とは、個人情報を収集するときに明確にした目的以外の目的をいう。

なお、個人情報取扱事務を遂行していく上で当然に付随する個人情報の取扱い（例えば、当該事務に係る支出のために出納局に手続を依頼する。予算編成事務のために資料を提出する。許認可事務等において関係各課と協議等を行う。など）については、収集の目的の範囲内に含まれる。

- 4 「利用」とは、個人情報を保有する実施機関の内部において当該個人情報を使用することをいう。例えば、知事部局のある課において保有している個人情報を知事部局内の他の課において使用する場合などが該当する。

- 5 「提供」とは、個人情報を保有する実施機関が当該実施機関以外のものに当該個人情報を渡すことをいう。例えば、知事部局において保有している個人情報を教育委員会等の他の県の機関に渡す場合や、国、市町村、民間団体に渡す場合、刊行物等により不特定多数のものに対し公表する場合などが該当する。

第1号関係

- 1 本号は、個人情報の目的外の利用・提供について法令等の規定があるときは、当該法令等の目的達成の必要から、目的外の利用・提供の禁止の原則の例外とするものである。

- 2 「法令等」とは、第5条第2項第1号に規定する「法令又は条例」と同義である。
- 3 「法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき」には、法令等の規定が明らかに個人情報の目的外の利用・提供をすることができるように定めている場合はもとより、法令等の趣旨及び目的から判断して個人情報の目的外の利用・提供をすることができるように解される場合も含まれる。

ただし、法令等の趣旨及び目的から判断して個人情報の目的外の利用・提供をすることができるように解される場合にあっては、本条第2項に照らし、個人の権利利益を不当に侵害することにならないか、慎重に判断して行う必要がある。
- 4 本号に該当することとなる例としては、刑事訴訟法第197条第2項、地方税法第20条の11、弁護士法第23条の2等の規定に基づく照会等に対して、個人情報を提供する場合が考えられるが、個人情報の目的外の提供に当たっては、当該法令等の趣旨、個人情報を使用する目的、目的達成のための必要性、個人の権利利益の侵害の程度などを総合的かつ個別具体的に判断し、対応することとなる。
- 5 奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）に基づく開示請求があった場合に、個人情報が開示を請求したものに開示されるときがあるが、この場合も、本号に該当することになり、目的外の利用・提供の禁止の原則の例外の一つと考えることができる。

第2号関係

- 1 本号は、本人の同意を得て個人情報の目的外の利用・提供をするときや本人に提供するときは、本人の権利利益を侵害することはないと考えられることから、目的外の利用・提供の禁止の原則の例外とするものである。
- 2 「個人情報の本人の同意を得て利用し、若しくは提供し」には、個人情報の目的外の利用・提供をすることについて文書又は口頭により本人の同意がある場合のほか、事務の流れその他客観的事実から判断して本人の同意があると認められる場合も含まれる。

したがって、申請書やその記入要領等にあらかじめ使用目的、提供先等が記載されている場合などは、本人の反対の意思表示がない限り、本号に該当するものとして取り扱うこととなる。

なお、本人の同意が使用目的、提供先等を限定した上でなされたときは、その限定された範囲内で目的外の利用・提供が認められることとなる。

「個人情報の本人の同意を得て」には、実施機関が本人の同意を得る場合はもとより、本人の同意が明確である限り、利用又は提供先が本人の同意を得た場合も含まれる。
- 3 「個人情報の本人に提供するとき」には、本人の求めに応じて提供する場合のほか、

本人の意思にかかわらず、実施機関が本人に提供する場合も含まれる。

第3号関係

1 本号は、出版、報道等により公にされている情報を利用し、又は提供する場合は、何人も知り得る状態のもの利用又は提供であり、個人の権利利益を侵害するおそれが少ないことから、目的外の利用・提供の禁止の原則の例外とするものである。

ただし、公にされている情報であっても、当該情報について正確性の担保があるとは必ずしもいえないことから、本条第2項に照らし、目的外の利用・提供をすることにより、個人の権利利益を不当に侵害することにならないか、慎重に判断して行う必要がある。

2 「出版、報道等により公にされている情報」とは、第5条第2項第3号に規定する「出版、報道等により公にされている情報」と同義である。

第4号関係

1 本号は、個人の生命、身体又は財産を保護するために個人情報の目的外の利用・提供をすることが必要な場合であって、時間的な余裕がなく、他に適当な代替手段がないときにまで、目的外の利用・提供の禁止の原則を貫くことは、かえって個人の生命、身体又は財産を保護するという目的が達成できなくなるため、目的外の利用・提供の禁止の原則の例外とするものである。

2 「緊急やむを得ないと認められるとき」とは、第5条第2項第4号に規定する「緊急やむを得ないと認められるとき」と同義である。

第5号関係

1 本号は、実施機関が行う事務には、個人の負担軽減や行政サービスの向上などを図る観点から、当該実施機関内で利用したり、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は当該実施機関以外の県の機関若しくは地方独立行政法人に提供することが不可欠な場合が多いことから、事務に必要な限度で使用し、かつ使用することについて相当な理由があると認められるときに限るという一定の制限のもと、目的外の利用・提供の禁止の原則の例外とするものである。

2 「当該実施機関以外の県の機関」とは、他の実施機関及び議会をいう。

3 「相当な理由がある」ときは、社会通念上、客観的にみて合理的な理由がある場合をいう。「相当な理由がある」かどうかについては、個人情報の内容や当該個人情報の使用目的等を勘案して、実施機関が個別具体的に判断することが必要である。

第6号関係

- 1 本号は、主に公安委員会及び警察本部長の警察活動における例外を定めたものである。
警察活動においては、公共の安全と秩序の維持を目的として、公的な機関以外のものに提供することが必要な場合があることから、目的達成に必要な限度で提供し、かつ提供することについて特別の理由があると認められるときに限るという一定の制限のもと、目的外の提供の禁止の原則の例外とするものである。
例えば、犯罪捜査においては、公的な機関に対してのみならず、民間団体や民間人に対しても、警察が他の業務において収集した個人情報が必要最小限度の範囲で提供することにより、その関連情報を収集するといった形で捜査が行われることがある。このような目的外の提供を認めなければ、犯罪捜査等に著しい支障が生じ、県民全体にも多大な不利益が生ずることがありうると考えられる。
ただし、公的な機関の職員と異なり守秘義務のない民間人に個人情報を提供することは慎重でなければならないため、この例外が許される要件は、前号の場合より厳しくなっている。
- 2 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持」とは、本条第2項第5号に規定する「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持」と同義である。
- 3 「提供することについて特別の理由があると認められるとき」とは、前号に規定する公的機関以外のものに例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、使用目的等に則して、「相当な理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。

第7号関係

- 1 本号は、第1号から第6号までに該当しない場合であっても、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるときは、目的外の利用・提供の禁止の原則の例外とするものである。
なお、本号の適用に当たっては、本条第4項の規定により審議会の意見を聴くこととなる。
- 2 「公益上の必要」とは、社会一般の利益を図るために必要であることをいう。
- 3 「その他相当な理由がある」とは、公益上の必要に準ずる理由であり、目的外の利用又は提供をすることについて必要性や正当性があることをいう。「相当な理由がある」かどうかについては、個人情報の内容や当該個人情報の使用目的等を勘案して、実施機関が個別具体的に判断することが必要である。

第2項関係

- 1 本項は、実施機関が前項ただし書に該当し、個人情報の目的外の利用・提供をする場合であっても、個人の権利利益を不当に侵害してはならないことを明らかにしたものである。
- 2 本項の「個人」には、個人情報の本人以外にも、例えば、目的外の利用又は提供の対象となる個人情報の提供者などの第三者を含むものである。

第3項関係

- 1 通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(以下「オンライン結合」という。)によって個人情報を処理する場合は、大量の情報が瞬時に入手、提供できることから、行政サービスの向上や事務処理の効率化に大きな成果を発揮している反面、不可視の状態での情報のやりとりが行われ、情報の加工等も簡単にできるので、その取扱い如何によっては、個人の権利利益を侵害するおそれ大きい。

このため、本項は、実施機関はオンライン結合により実施機関以外のものに個人情報を提供してはならないことを原則とするとともに、例外的に提供することができる場合を定めたものである。

- 2 「通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合」とは、電子計算機と電子計算機やその端末機等とを通信回線で結び、データの発生するところから端末機等により直接入力し、又は入力した結果を必要とするところに直接出力させる方法をいう。

- 3 「実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態とするものに限る」とは、実施機関以外のものが、実施機関の保有する個人情報をいつでも必要に応じて入手できる状態にあるものに限ることをいう。

したがって、インターネットを利用した電子メールなど、通信回線で結ばれていても、特定の時期に一方的に相手方に情報を送信することは、本項には該当しない。

- 4 「実施機関以外のものに提供」とは、知事等の実施機関の電子計算機と国、市町村等の電子計算機等とを通信回線で結び、実施機関の保有する個人情報を提供することをいう。

したがって、電子計算機等が通信回線で結ばれていても、実施機関内部又は実施機関相互間で個人情報を利用又は提供することは、本項には該当しない。

第1号関係

- 1 「法令等の規定」とは、第5条第2項第1号に規定する「法令又は条例」と同義である。
- 2 「法令等の規定に基づき提供するとき」とは、法令等にオンライン結合の方法により個人情報を提供すること及び提供する個人情報の内容が定められている場合をいう。

第2号関係

- 1 本号は、主に公安委員会及び警察本部長の警察活動における例外を定めたものである。
警察活動においては、事件、事故などに迅速、的確に対処し、その適正な処理と早期解決を図るためには、警察庁、他の都道府県警察との間の情報収集・提供は必要不可欠であることから、提供先を警察庁又は他の都道府県警察に限定し、必要な保護措置が講じられていると認められるときには、提供の禁止の原則の例外とするものである。
- 2 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持」とは、本条第2項第5号に規定する「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持」と同義である。
- 3 「個人情報について必要な保護措置が講じられている」とは、オンライン結合の形態や提供先の範囲等に応じて、実施機関あるいは提供先において、個人情報保護のために必要な措置が講じられていることをいう。
具体的には、実施機関において、不正アクセスの防止やデータの保護のための適切な措置が講じられていることや情報機器の障害時において安全性を確保するための適切な措置が講じられていることなどをいい、個人情報の提供先が特定のものである場合については、当該提供先において、情報機器の管理について適切な措置が講じられていることなどをいう。

第3号関係

- 1 「公益上の必要があり」とは、当該事務事業の目的、内容等に鑑み、オンライン結合により個人情報を提供することが、社会一般の利益を図るために必要であることをいい、行政サービスの向上などに寄与する場合をいう。
- 2 「個人情報について必要な保護措置が講じられている」とは、前号に規定する「個人情報について必要な保護措置が講じられている」と同義である。

第4項関係

「あらかじめ、奈良県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない」とは、第1項第7号又は前項第3号の場合において個人情報を利用し、又は提供するときは、当該個人情報を利用し、又は提供する妥当性について客観的な判断が要求されることから、実施機関は、審議会に対し、当該個人情報を利用し、又は提供しなければならない理由等を示して意見を聴き、その意見を尊重した上で、実施機関として判断することを示したものである。

○ 個人情報の利用及び提供の制限の例外に関する事項（条例第6条第1項第7号）

条例第6条第4項の規定に基づき奈良県個人情報保護審議会の意見を聴いた項目
（平成12年9月11日付け個審第15号・知事部局分）

番号	項 目
1	試験研究等のため、病院、保健所等の機関が保有する患者等の個人情報を試験研究機関等に提供する場合 ただし、次の要件を満たす場合に限る。 ① 試験研究等を行う上で、個人を識別する必要があること。 ② 試験研究等を行うことが公益上必要なこと。 ③ 試験研究等を行うことにより、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められること。
2	報道機関に発表し、又は報道機関の取材要請に応じて個人情報を提供する場合 ただし、県民等に知らせる公益上の必要性がある場合に限る。
3	表彰等の選考のため、保有する個人情報を行政機関以外のものに提供する場合 ただし、表彰等の目的に公益性があり、当該目的の達成のために必要があると認められる範囲に限る。
4	委員、講師、指導者、助言者等の選考、任命等のため、保有する個人情報を行政機関以外のものに提供する場合 ただし、委員や講師等の選考等の目的に公益性があり、当該目的の達成のために必要があると認められる範囲に限る。

注) 個別の事案が各項目に該当するかどうかの判断に当たっては、あくまで収集の目的以外の目的のための利用又は提供は原則禁止であることの条例の趣旨を踏まえ、拡大的に解釈することのないよう慎重に取り扱うこと。

(平成25年11月1日付け奈個審第3号)

項 目
児童からの臓器提供を行う施設から当該施設の患者である児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認するための照会を受け、これに回答するに当たり、当該施設に対し児童虐待等に関する情報※を提供する場合

※ 児童虐待等に関する情報

- (1) 児童についての児童虐待相談に係る対応記録の有無及び対応期間
- (2) 児童の実父・実母を親とする兄弟姉妹又は異父・異母を親とする兄弟姉妹（以下「きょうだい」という。）についての児童虐待相談に係る対応記録の有無及び対応期間
- (3) きょうだいの不審死又は乳幼児突然死症候群（疑い）に関する情報の有無
- (4) 児童の家庭における配偶者暴力（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する「配偶者からの暴力」をいう。）に関する情報の有無

注) 個人情報の提供に当たっては、提供を受ける医療機関に対し、当該個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めること。

○ オンライン結合による提供の制限の例外に関する事項（条例第6条第3項第3号）

条例第6条第4項の規定に基づき奈良県個人情報保護審議会の意見を聴いた項目

【類型事項】

（平成17年3月11日付け個審第26号・知事部局分）

	項 目
1	<p>[インターネットによる県民等への提供] インターネットを利用して県民等に個人情報を提供する場合。 ただし、次の要件を満たす場合に限る。</p> <p>① インターネットを利用して個人情報を提供することに、住民サービスの向上、住民負担の軽減、事務の効率化等の公益上の必要があると認められること。</p> <p>② インターネットを利用して提供する個人情報の内容が、社会通念上許容される範囲のものであること。</p> <p>③ インターネットの利用による個人情報の提供及び提供される個人情報の内容等について、当該個人情報が出版、報道等により公にされている場合を除き、原則として本人の同意があること。</p> <p>④ 個人情報の改ざん、滅失、き損及び漏えい等の危険が生じないようにするため、実施機関において適切な措置が講じられていると認められること。</p>
2	<p>[全国一律の事務における国、地方公共団体へのオンライン提供] 全国一律で処理することが求められている事務において、オンライン結合により個人情報を提供する場合。 ただし、次の要件を満たす場合に限る。</p> <p>① オンライン結合により個人情報を提供することに、住民サービスの向上、住民負担の軽減、事務の効率化等の公益上の必要があると認められること。</p> <p>② オンライン結合の相手方が国又は他の地方公共団体等であり、かつ、提供される個人情報を保護するため、相手方において適切な措置が講じられていると認められること。</p> <p>③ 個人情報の改ざん、滅失、き損及び漏えい等の危険が生じないようにするため、実施機関において適切な措置が講じられていると認められること。</p>

注) 個別の事案が各項目に該当するかどうかの判断に当たっては、あくまでオンライン結合による個人情報の提供は原則禁止であることの条例の趣旨を踏まえ、拡大的に解釈することのないよう慎重に取り扱うこと。

【個別事項】

（平成12年9月11日付け個審第15号・知事部局分）

（平成17年3月11日付け個審第26号・知事部局分）

	シ ス テ ム 等 の 名 称
1	県営住宅管理システム
2	企業支援カルテ

第6条の2（特定個人情報の利用及び提供の制限）

第6条の2 実施機関は、特定個人情報の収集の目的以外の目的のために、特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、個人情報の本人の同意があり、又は個人情報の本人の同意を得ることが困難であるときは、収集の目的以外の目的のために、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。ただし、個人情報を収集の目的以外の目的のために自ら利用することによって、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

【趣 旨】

本条は、特定個人情報の利用及び提供の制限について定めたものである。

特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限については、第6条において定めている。

【解釈・運用】

第1項関係

本項は、実施機関は、特定個人情報以外の個人情報と同様に、収集した特定個人情報について、収集の目的以外に利用をしてはならないことを原則とすることを定めたものである。

第2項関係

1 本項は、特定個人情報について、例外的に収集の目的以外の利用をすることができる場合を定めたものである。

2 情報提供等記録以外の特定個人情報については、データマッチングに伴うプライバシー侵害の危険性に鑑み、本人の同意があっても、原則として、収集の目的以外の利用は認められない。例外的に、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、個人情報の本人の同意があり、又は個人情報の本人の同意を得ることが困難であるときに限り、収集の目的以外の利用が認められる。具体的には、本人が人事不省になり、緊急に医療を受ける必要がある場合において、過去の治療状況が分かる記録であって個人情報が付されたものが必要になるような場合が該当する。

しかし、情報提供等記録については、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要な場合が想定されないことから、収集の目的以外の利用は一切認められない。

第3項関係

特定個人情報が不正に提供されると、個人に関する様々な情報が転々流通していき、本人の意図しない方法で利用されたり、不要であるにもかかわらず拡散したりする等、個人のプライバシーその他の権利利益を侵害するおそれが高いため、番号利用法では、特定個人情報を提供することができる場合を、同法第19条に列挙された場合のみに限定している。そこで、本条例においてもその旨を確認的に定めたものである。

第7条（個人情報の提供を受けるものに対する措置要求）

第7条 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

【趣 旨】

本条は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合には、提供を受けるものには本章の規定が及ばないことから、個人情報に対する適正な取扱いを確保するため、実施機関は、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、必要な措置を講ずるよう求めなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 本条の「提供」は、個人情報の収集の目的内であるか目的外であるかを問わない。
- 2 「必要があると認めるとき」とは、提供する個人情報の内容、提供の形態、提供先における使用目的、使用方法等を勘案して、個人の権利利益の保護のために必要があると認められる場合をいい、個別具体的に判断することとなる。
- 3 「その他の必要な制限」とは、使用期間の制限、提供する個人情報の取扱者の範囲の制限、第三者への再提供の禁止、消却や返却等使用後の取扱いの指示等をいう。
- 4 「必要な措置」とは、適正な管理、内部管理規程の整備、取扱者に対する研修等をいう。
- 5 特定個人情報については、提供することができる場合が、番号利用法第19条に列挙された場合のみに限定されていることから、本条の個人情報から除外している（第5条第2項参照）。

第8条（適正管理）

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置（第10条において「安全確保の措置」という。）を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報について、当該個人情報を確かかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的又は文化的な資料として保存されるものについては、この限りでない。

【趣 旨】

本条は、実施機関が保有する個人情報の管理が適正に行われない場合には、個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、実施機関に対し、個人情報の正確性を確保する努力義務、個人情報の安全性を確保する義務及び不要になった個人情報の廃棄又は消去の義務を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

1 本項は、実施機関に対し、個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努める義務があることを定めたものである。

2 「個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲」とは、個人情報取扱事務の目的及び根拠となる法令等の趣旨、内容等から判断して必要とされる範囲をいう。

3 「正確かつ最新の状態に保つ」とは、個人情報の内容が、収集の時点はもとより、利用又は提供の時点において、客観的に確定される事実の情報と合致しており、かつ、その時点において必要とされる最新の状態であることをいう。

なお、個人情報取扱事務の目的によっては、過去の一定時点の事実のみで足りる場合、現在の事実のみを必要とする場合又は過去の事実と現在の事実の両者を必要とする場合があり得ることから、個人情報取扱事務の目的に応じて、その必要な範囲内で正確性を確保するよう努めるものとする。

第2項関係

1 本項は、実施機関に対し、その保有する個人情報について、安全確保の措置を講ずる義務があることを定めたものである。

2 「個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置」とは、具体的には次のようなことが考えられる。

- (1) 管理組織及び管理規程等の整備や担当職員の研修等の管理的な保護措置
- (2) パスワードの設定等電子計算機処理に伴うアクセスの制限やデータの暗号化等の技術的な保護措置
- (3) 電子計算機処理施設・設備の整備等の物理的な保護措置

第3項関係

1 本項は、実施機関に対し、保有する必要のなくなった個人情報について、歴史的又は文化的な資料として保存されるものを除き、適正に廃棄し、又は消去する義務があることを定めたものである。

2 「保有する必要のなくなった」とは、保存期間が定められているものに記録されている個人情報については、保存期間が終了したことを、また、保存期間が定められていないものに記録されている個人情報については、当該個人情報を事務の用に供する必要がなくなったことをいう。

3 「確実かつ速やかに廃棄し、又は消去し」とは、焼却、溶解、シュレッダーによる裁断又は磁気テープ等の磁氣的消去をいい、個人情報漏えいしたり、又は盗用されたりすることのないような確実な方法による必要がある。

4 「歴史的又は文化的な資料として保存されるもの」とは、奈良県行政文書管理規則（平成13年3月奈良県規則第79号）第9条の規定により、保存期間が満了し、奈良県立図書情報館に移管した行政文書のうち、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として奈良県立図書情報館で保存することになったもの等に記録されている個人情報をいう。

第9条（職員等の義務）

第9条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

【趣旨】

本条は、実施機関の職員又は職員であった者に対し、職務上知り得た個人情報について適正な取扱いを義務付けたものである。

【解釈・運用】

- 1 「実施機関の職員」とは、第2条第8号に規定する「実施機関の職員」と同義である。
- 2 「職務上知り得た個人情報」とは、職員が職務の執行に関して知り得た個人情報をいい、自ら担当する職務に関連する情報はもとより、担当外の事項に関する情報であっても職務に関連して知り得たものであればこれに含まれる。
- 3 「みだりに他人に知らせ」とは、個人情報を他人に知らせることが、職務の権限に当たらない場合や自己の事務に属しない場合、あるいは職務の権限や自己の事務の範囲内であっても、正当な理由がなく知らせる場合などをいう。
- 4 「不当な目的に使用」とは、自己の利益のために個人情報を使用する場合、あるいは、他人の正当な利益や公共の利益に反して個人情報を使用する場合などをいう。
- 5 地方公務員法第34条第1項の守秘義務と本条との関係について
 - (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第1項の守秘義務の規定においては、職務上知り得た秘密を対象としているのに対して、本条においては、職務上知り得た個人情報を対象としており、個人情報であれば秘密に該当しないものも対象とするものである。
 - (2) 本条は、特別職の職員に対しても適用される点で、地方公務員法第34条第1項より広い範囲の職員が対象となるものである。
 - (3) 一般職の職員については本条に違反した場合、地方公務員法第32条違反（いわゆる法令遵守義務違反）となり、同法第29条第1項の懲戒処分の対象となり得る。また、本条に違反する行為が、職務上知り得た秘密を漏らすことにも該当する場合は、併せて同法第34条第1項の守秘義務違反となる。
- 6 個人情報の不適正な取扱いをした実施機関の職員等については、第64条から第67条までに規定する罰則が適用されることがある。

第10条（委託に伴う措置等）

- 第10条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務の委託をしようとするときは、当該委託に係る契約において、個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。
- 2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う事務の委託を受けた者は、当該個人情報について安全確保の措置を講じなければならない。
 - 3 実施機関から委託を受けた個人情報の取扱いを伴う事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
 - 4 前3項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

【趣 旨】

本条は、実施機関が個人情報の取扱いを伴う事務の委託をする場合における実施機関、受託者及び受託事務の従事者等の義務並びに指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合の措置を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、個人情報の取扱いを伴う事務の委託をする場合における実施機関の義務について定めたものである。
- 2 「委託」とは、実施機関が行う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに依頼することをいう。
ただし、地方自治法第252条の14から第252条の16までの規定により、県の事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合は含まない。
- 3 「個人情報の取扱いを伴う事務の委託をしようとするとき」とは、委託に伴って受託者が個人情報を取り扱うこととなる場合をいい、実施機関が保有する個人情報を受託者に引き渡してその処理を行わせる場合のほか、実施機関は個人情報を引き渡さないが、受託者において個人情報を取り扱うことが予定されたり、受託者の事務の執行に当たって個人情報を取り扱うことがあり得る場合も含まれる。
具体例としては、電算入力データのパンチ委託やアンケート調査事務の委託のほか、印刷、筆耕、翻訳、文書の廃棄等の委託や公金の徴収・収納等の委託などがある。

4 「個人情報の保護のために必要な措置」とは、委託に係る契約書等において秘密の保持等必要な事項を明記し、受託者に個人情報の保護について必要な責務を課すことをいう。
(奈良県個人情報取扱事務委託基準参照)

5 実施機関は、受託者が委託契約に規定した措置の内容に違反していると認めるときは、当該措置の内容を遵守させるよう必要な指示を行うとともに、場合によっては、当該委託契約を解除する等の措置を講ずることが必要である。

第2項関係

本項は、委託を受けた者についても実施機関と同様に、個人情報について安全確保の措置を講ずる義務があることを明らかにしたものである。

第3項関係

1 本項は、受託事務に従事している者又は従事していた者についても、第9条に規定する実施機関の職員等と同様の義務を有することを明らかにしたものである。

2 個人情報の不適正な取扱いをした受託事務の従事者等については、第64条及び第65条に規定する罰則が適用されることがある。

第4項関係

1 本項は、地方自治法第244条の2第3項の規定により同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合に、前3項の規定を準用することを明らかにしたものである。

2 個人情報の不適正な取扱いをした指定管理業務の従事者等については、第64条及び第65条に規定する罰則が適用されることがある。

第11条（個人情報取扱事務の登録及び閲覧）

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下この条において「登録簿」という。）を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
 - (3) 個人情報を収集する目的
 - (4) 個人情報の対象者の範囲
 - (5) 個人情報の記録項目（要配慮個人情報にあつては、第2条第3号に掲げる個人に関する情報に含まれる記述等に係る項目を含む。）
 - (6) 個人情報の収集先
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録をしなければならない。登録をした事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務について登録簿から登録を抹消しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する個人情報取扱事務については適用しない。
- (1) 県の職員若しくは県が設立した地方独立行政法人の役員若しくは職員（以下この号において「県の職員等」という。）又は県の職員等であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務
 - (2) 物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために、送付又は連絡に必要な相手方の氏名、住所その他の事項のみを取り扱う事務
 - (3) 犯罪の捜査に関する事務
 - (4) 国の安全その他の国の重大な利益に関する事務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、奈良県個人情報保護審議会の意見を聴いて実施機関が定める事務
- 5 実施機関は、第1項第5号の記録項目の一部、同項第6号に掲げる事項若しくは同項第7号の実施機関が定める事項の一部を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務について登録簿に登録することにより、個人情報取扱事務の性質上、当該個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その記録項目の一部、事項若しくは実施機関が定める事項の一部を記載せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿に登録しないことができる。

【趣 旨】

本条は、実施機関は、個人情報取扱事務について、その所在や内容を明らかにした個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならないことを定めたものである。

県民等は、当該登録簿を閲覧することにより、実施機関における個人情報の取扱状況を確認することができ、また、自己の個人情報の開示請求等の際の手掛かりとして利用することができる。

【解釈・運用】

第1項関係

1 本項は、実施機関は、個人情報取扱事務について、所定事項を記載した登録簿の備付け義務があること、及び当該登録簿を一般の閲覧に供する義務があることを定めたものである。

2 「個人情報取扱事務」とは、第8条第1項に規定する「個人情報を取り扱う事務」と同義である。

なお、個人情報の取扱いを伴う事務のすべてを実施機関以外のものに委託して実施機関自体が当該個人情報を取り扱っていない場合は含まないものとする。

3 「一般の閲覧に供しなければならない」とは、登録簿を実施機関の窓口に備え置き、県民等が自由に閲覧できる状態にしておくことをいう。

4 「個人情報取扱事務の名称」（第1号）とは、個人情報取扱事務の内容が具体的に明らかになるような名称をいう。

5 「個人情報取扱事務を所管する組織の名称」（第2号）とは、登録簿を作成し、又は変更する課（所）及び個人情報を保有している課（所）の名称をいう。

6 「個人情報を収集する目的」（第3号）とは、事務の目的だけでなく、当該事務において取り扱う個人情報の収集の目的が具体的に明らかになるような目的をいう。

7 「個人情報の対象者の範囲」（第4号）とは、個人情報取扱事務において取り扱う個人情報の対象者の範囲をいい、具体的には、受験者、申請者等のような個人の類型をいう。

8 「個人情報の記録項目」（第5号）とは、氏名、性別、年齢・生年月日、住所等、個人情報取扱事務において取り扱う主な個人情報の内容をいう。

なお、「（要配慮個人情報にあっては、第2条第3号に掲げる個人に関する情報に含まれる記述等に係る項目を含む。）」とは、要配慮個人情報については、個人情報保護法において、あらかじめ本人の同意を得ない取得が原則として禁止され、及び本人が明確に認識できないうちに個人情報が第三者へ提供されることがないようにするため、オプトアウト手続による第三者提供（一定の手続をとることを条件にあらかじめ本人の同意を得ずに

行う第三者提供)を認めないこととされていること、並びに国の行政機関における要配慮個人情報の取扱いについて透明性を確保するため、個人情報ファイルに要配慮個人情報が含まれている場合には、個人情報ファイル簿にその旨を記録することとされていることを踏まえ、本条例においても、県民等が、実施機関における要配慮個人情報の取扱状況を確認することができるよう、個人情報取扱事務登録簿に要配慮個人情報に係る記録項目を記載することを確認的に明記する趣旨である。

- 9 「個人情報の収集先」(第6号)とは、個人情報取扱事務において取り扱う個人情報の主な収集先をいう。
- 10 個人情報取扱事務の登録に関する具体的な取扱いについては、奈良県個人情報保護事務取扱要綱(以下「事務取扱要綱」という。)第3等に定めるところによるものとする。

第2項関係

- 1 本項は、実施機関の個人情報取扱事務の登録簿への登録義務及びその登録の時期を定めたものである。
- 2 「あらかじめ」とは、個人情報取扱事務を開始する前に登録をすることをいうが、この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務については、附則第2項の規定により、条例の施行後遅滞なく登録をしなければならない。

第3項関係

- 1 本項は、実施機関が個人情報取扱事務を廃止したときの登録の抹消について定めたものである。
- 2 「個人情報取扱事務を廃止したとき」とは、根拠となる法令等の改正その他の理由により、個人情報取扱事務を行わなくなったときをいう。

第4項関係

本項は、個人情報取扱事務のうち登録簿への登録を要しない事務について定めたものである。

第1号関係

- 1 本号は、県の職員若しくは県が設立した地方独立行政法人の役員若しくは職員(以下この号において「県の職員等」という。)又は県の職員等であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務は、使用者としての県と被使用者としての職員との関係に基づく内部的な管理情報を取り扱うものであるため、登録をして一般の閲覧に供する意義に乏しいことから、登録を要しないものとしたものである。

- 2 「県の職員」とは、地方公務員法上の一般職、特別職の区分を問わずすべての職員をいうものであり、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）に規定するいわゆる県費負担教職員も含まれる。
- 3 「県の職員等であった者」とは、退職、失職、免職等により離職し、現に県の職員等でない者をいう。
- 4 「人事」に関する事務とは、任命、分限、懲戒、人事記録、評定等に関する事務をいう。
- 5 「給与」に関する事務とは、給与、諸手当等に関する事務をいう。
- 6 「福利厚生等」に関する事務とは、健康管理、安全衛生、共済関係、各種貸付等に関する事務をいう。
- 7 「人事、給与、福利厚生等」の「等」とは、旅費、公務災害補償、研修、職務に関して受けた表彰等に関する事務をいう。
なお、「人事、給与、福利厚生等に関する事務」には、これらの事務の一環として取り扱われる職員の被扶養者又は遺族に関する個人情報を取り扱う場合も含まれる。

第2号関係

- 1 本号は、物品等の送付や業務上必要な連絡のために相手方の氏名や住所等必要な事項のみを取り扱う事務は、個人の権利利益の侵害のおそれが少ないと考えられるため、登録をして一般の閲覧に供する意義に乏しいことから、登録を要しないものとしたものである。
- 2 「物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために、送付又は連絡に必要な相手方の氏名、住所その他の事項のみを取り扱う事務」とは、文書送付のための相手方の氏名が記載された文書施行簿を管理する事務や、金銭送付のために記載された債権者の氏名、住所等を管理する事務などが該当する。

第3号関係

- 1 本号は、犯罪の捜査に関する事務について、犯罪の捜査に係る職務を適正に執行するためには、関連する情報の秘匿性が要求される場所であり、本来的に登録することになじまないものであることから、登録の例外としたものである。
- 2 「犯罪の捜査」とは、第5条第2項第5号に規定する「犯罪の捜査」と同義であり、被疑者の逮捕も含まれる。

第4号関係

- 1 本号は、国の安全その他の国の重大な利益に関する事務について、その性質上極めて秘匿性の高いものであり、本来的に登録することになじまないものであることから、登録の例外としたものである。
- 2 「国の安全その他の国の重大な利益に関する事務」とは、その性質上極めて秘匿性の高いものであって、これらに関する情報の存在やその内容が関係者以外に知られることによって、国の安全その他の国の重大な利益を害するおそれがあるものをいう。
- 3 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。
- 4 「その他の国の重大な利益」とは、国の安全に匹敵するような国の重大な利益をいう。公共の利益や社会的な利益のうち、公安や治安に係る重要なものなどがこれに当たる。

第5号関係

- 1 本号は、第1号、第2号に掲げる事務のほかにも、登録をして一般の閲覧に供する意義に乏しいものがあるため、審議会の意見を聴いて実施機関が定める事務については登録を要しないものとしたものである。
- 2 「奈良県個人情報保護審議会の意見を聴いて」とは、登録を要しないことの妥当性について客観的な判断が要求されることから、実施機関は、審議会に対し、登録をする意義に乏しい理由等を示して意見を聴き、その意見を尊重した上で、実施機関として判断することを示したものである。

第5項関係

- 1 本項は、第1項に掲げる事項の一部若しくは全部を登録し、又は個人情報取扱事務を登録簿に登録することで、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、その事項の一部若しくは全部を登録せず、又はその個人情報取扱事務を登録簿に登録しないことができることを定めたものである。
- 2 「当該個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」とは、判断を行う実施機関の恣意的な判断に委ねる趣旨ではなく、本要件に該当するか否かを客観的に判断する必要がある。

○ 個人情報取扱事務の登録の対象から除く事務（条例第11条第4項第5号）

条例第11条第4項第5号の規定に基づき奈良県個人情報保護審議会の意見を聴いた項目（平成12年8月25日付け個審第1号・知事部局分）

番号	事 務
1	県、国又は他の地方公共団体の職員又は職員であった者に係る個人情報のうち、職務の遂行に関するものを取り扱う事務
2	国又は他の地方公共団体の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務
3	一般に入手し得る刊行物等に係る個人情報を取り扱う事務

第2節 開示

第12条（開示請求権）

第12条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書に記録されている自己を個人情報の本人とする個人情報（個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により当該個人を検索し得る状態で記録されたものに限る。）の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（請求に係る個人情報が特定個人情報である場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。第14条第2号及び第8号、第26条第2項並びに第34条第2項において同じ。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

【趣旨】

本条は、何人に対しても、行政文書に記録されている自己を個人情報の本人とする個人情報（以下「自己情報」という。）について開示を請求することを権利として認めるとともに、未成年者又は成年被後見人の法定代理人（請求に係る個人情報が特定個人情報である場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）に限り、本人に代わって開示請求をすることができることを定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

1 本項は、何人も、自己情報について開示請求をすることができることを定めたものである。

2 「何人も」とは、県民に限らず、すべての自然人をいう。

3 本条に基づく開示請求の対象となるのは、「当該実施機関の保有する行政文書に記録されている」個人情報に限られる。したがって、求める個人情報を保有していない実施機関に対して開示請求が行われた場合には、当該個人情報を保有していないことを理由として開示しない旨の決定（第18第2項）を行うことになる。

なお、この条例において、収集の制限や利用及び提供の制限、適正管理等の対象として保護すべき個人情報は、「行政文書に記録されている」個人情報に限られるものではなく、実施機関が取り扱うすべての個人情報であることに留意する必要がある。

4 「自己を個人情報の本人とする個人情報」とは、自己がその情報の本人となっている場

合の個人情報をいい、開示請求をすることができるのは自己の個人情報に限られる。したがって、配偶者や家族等が個人情報の本人となっている場合は開示請求をすることはできない。

- 5 「その他の記述等」とは、第2条第1号に規定する「その他の記述等」と同義である。
- 6 「当該個人を検索し得る状態」とは、個人情報が名簿、台帳、一覧表等のように一定の形式に整理され、個人の検索が可能になっている状態、又はインデックスを付けるなど個人を検索するために何らかの工夫が施されている状態等個人情報の本人を検索することができる状態をいう。
- 7 本項は、開示請求を具体的な権利として創設することを明らかにしたものであるが、このことによって、実施機関が本人との信頼関係に基づき任意に本人に自己情報を提供することを制限するものではない。ただし、この場合も、誤って他の個人に提供することのないよう慎重に行うことが必要である。
- 8 死者の個人情報に係る遺族からの開示請求については、どこまでが遺族自身の個人情報であると認められるかが問題となる。例えば、相続した財産に関する情報、相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報、近親者固有の慰謝料請求権等に関する情報については、遺族自身の個人情報と認められる。

第2項関係

- 1 本項は、個人情報の本人以外の者が当該本人の個人情報の開示請求をすることができる場合について定めたものである。
- 2 本人が未成年者又は成年被後見人の場合は、その法定代理人が当該本人の個人情報の開示請求をすることができる。
- 3 開示請求に係る個人情報が特定個人情報である場合は、自己の特定個人情報について本人が監視することを容易にし、不正を抑止するとともに国民の信頼を確保する必要があることから、委任による代理人からの開示請求を認めるものである。
- 4 「未成年者」とは、年齢が満18歳に達しない者をいう。（民法第4条）
- 5 「成年被後見人」とは、民法第7条の規定により後見開始の審判を受けた者をいう。
- 6 「法定代理人」とは、民法上の法定代理人をいい、未成年者の場合は、親権者（民法第818条等）又は未成年後見人（民法第839条等）であり、成年被後見人の場合は、成年後見人（民法第843条等）である。

- 7 「委任による代理人」とは、本人代理権の授与を行う委任契約を結んだ代理人をいう。
- 8 「本人に代わって」とは、開示請求権を本人が行使していない場合に限り、法定代理人又は委任による代理人が本人に代わって行使できるという趣旨ではなく、既に本人が開示請求をしている場合であっても法定代理人又は委任による代理人自身の名をもって開示請求権を行使できるという趣旨である。
- 9 本項は、未成年者及び成年被後見人であっても、自己情報についてその情報の持つ意味や内容を理解でき、自ら意思表示ができると認められる者の開示請求を妨げるものではない。

第13条（開示請求の手続）

第13条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る個人情報記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る個人情報の本人の法定代理人（個人情報が特定個人情報である場合にあっては、個人情報の本人の法定代理人又は委任による代理人。第27条第2項第2号及び第35条第2項において同じ。）であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、個人情報の開示請求をする際の具体的な手続を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

1 本項は、開示請求は、実施機関に、同項に定める事項を記載した書面を提出して行わなければならないことを定めたものである。

2 個人情報の開示請求は、開示請求者の権利の行使として、個人情報の開示の決定という行政処分を求める手続であるが、場合によっては、請求が認められず審査請求又は行政事件訴訟になることもあるため、事実関係を明確にしておかなければならないことから、請求は書面によることを原則とするものである。

したがって、第24条の規定による場合を除いて、口頭による開示請求は認められない。

3 「開示請求をする者」（第1号）とは、実際に請求行為を行う者をいい、法定代理人又は委任による代理人による請求の場合は当該法定代理人又は委任による代理人を指すものである。

したがって、本人が開示請求をしようとする場合は、本人の氏名及び住所又は居所を、

法定代理人又は委任による代理人が開示請求をする場合は、当該法定代理人又は委任による代理人の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を開示請求書に記載することとなる。

- 4 「開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項」（第2号）については、実施機関の職員が、当該記載から、開示請求者が求める個人情報を識別できる程度の記載があれば足り、請求された個人情報が特定されたものとして扱うことになる。

したがって、請求する内容によっては、事務の名称・内容、行政文書の名称だけでなく、識別項目、時期、場所・場面などの記載が必要となる。

- 5 「実施機関が定める事項」（第3号）について、個人情報の取扱いに関する規則（平成12年9月奈良県規則第22号。以下「個人情報保護規則」という。）等各実施機関において定める規則等（以下「個人情報保護規則等」という。）において、次の事項が定められている。

(1) 開示の実施の方法

(2) 法定代理人が開示請求をする場合においては、本人の未成年者又は成年被後見人の別並びに本人の氏名及び住所又は居所

(3) 委任による代理人が開示請求をする場合においては、本人の氏名及び住所又は居所

- 6 請求は、個人情報の開示請求をする者が、個人情報保護規則第2条第2項等で定められた所定の様式である「個人情報開示請求書」に必要な事項を記載し、事務取扱要綱第2の1等で定める個人情報窓口へ提出することにより行うものとする。

- 7 個人情報の開示請求は、個人情報の保護の観点から本人確認を厳格に行う必要があるため、窓口へ直接請求書を提出することによって行うものとする。ただし、病気等により窓口で手続きをすることが困難な場合において、請求する者が特に郵送を希望するときは、これに応ずることができる。

第2項関係

- 1 本項は、開示請求をする者が、請求に係る個人情報の本人であること、又はその法定代理人又は委任による代理人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならないことを定めたものである。

- 2 個人情報の開示は、当該個人情報の本人又はその法定代理人若しくは委任による代理人に対してのみ行われるものであることから、誤って他の個人に開示することがないよう、本人等の確認は厳格に行う必要がある。

- 3 「開示請求に係る個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る個人情報の本人の法定代理人又は委任による代理人であること）を

示す書類」は、個人情報保護規則第3条第1項等において、次の内容が定められている。

(1) 個人情報の本人が請求をする場合

運転免許証、旅券その他請求をする者が個人情報の本人であることを確認する書類として知事が認めるもの

(2) 法定代理人が請求をする場合

運転免許証、旅券その他請求をする者が当該法定代理人であることを確認する書類として知事が認めるもの及び戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類として知事が認めるもの

(3) 委任による代理人が請求をする場合

運転免許証、旅券その他請求をする者が当該委任による代理人であることを確認する書類として知事が認めるもの並びに委任状及び委任状に本人が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

第3項関係

1 本項は、開示請求書に形式上の不備があると認める場合において、補正についての必要な手続を定めたものである。

2 「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、開示請求書の記載欄に、空欄、不鮮明及び意味不明な箇所がある場合のほか、開示請求に係る個人情報を特定するに足りない記述である場合をいう。

3 「相当の期間」とは、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間をいい、個々の事例によって判断されるべきものである。

4 「補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない」とは、特に、本条第1項第2号に規定する「開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項」について、開示請求者が的確に記載することが困難な場合が少なくないと想定されることから、実施機関は、開示請求者の求めがある場合はもとより、開示請求者の求めがない場合であっても、補正の参考となる情報を提供しよう努める義務があることを明らかにしたものである。

5 開示請求書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等軽微な不備については、職権で補正できるものとする。

※ 個人情報の開示請求の受付等に関する具体的な取扱いについては、事務取扱要綱第4の1及び2等を参照のこと

※ 本人等の確認に関する具体的な取扱いについては、事務取扱要綱第4の2等を参照のこと

第14条（個人情報の開示義務）

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

【趣 旨】

本条は、開示請求に対する実施機関の開示義務を明らかにするものであり、実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

1 開示請求権制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であることから、実施機関の保有する個人情報は原則開示との考え方に立っている。

しかしながら、一方で、開示請求者以外の個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、本条例では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確に定め、この不開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る個人情報を開示しなければならないこととしている。

2 地方公務員法第34条第1項の守秘義務と本条との関係については、本条は、個人情報に含まれる不開示情報の範囲を定めているのに対して、地方公務員法第34条第1項の守秘義務は、職員の職務上知り得た秘密を守るべき服務規律を定めたものであって、両者はその趣旨及び目的を異にしている。

3 開示請求に係る個人情報が、不開示情報に該当するかどうかは、本条各号の【趣旨】、【解釈・運用】等を参考に、個別具体的に判断するものとする。

第14条第1号【法令秘情報】

- (1) 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により開示することができない情報

【趣旨】

本号は、法令等の規定により、開示することができない個人情報、当然に開示できないものであり、この条例においても不開示となることを改めて規定するとともに、法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により開示することができない個人情報についても、不開示とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「法令等」とは、第5条第2項第1号に規定する「法令又は条例」と同義である。
- 2 「各大臣その他国の機関」とは、各大臣（国家行政組織法第5条第1項に規定する各省大臣をいう。）のほか、大臣から当該事務に係る権限を与えられた次官、局長、課長等をいう。
- 3 「実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示」とは、実施機関の自治事務又は法定受託事務の処理における各大臣その他国の機関から開示をしてはならない旨の指示等で法的拘束力のあるものをいい、例えば、次に掲げる指示等が考えられる。
 - (1) 自治事務の処理に関する是正の要求（地方自治法第245条の5第1項）
 - (2) 法定受託事務の処理に関する是正の指示（地方自治法第245条の7第1項）
 - (3) その他個別の法律又はこれに基づく政令の規定による自治事務又は法定受託事務の処理に関し法律上従う義務のある関与
- 4 「開示することができない情報」とは、法令等の規定で明らかに開示することができない旨が定められている情報のほか、法令等の趣旨及び目的から開示することができないと認められる情報を含むものである。

なお、法令等における「開示することができない」旨の規定が本人に対する開示を禁止している趣旨かどうかは明らかでない場合は、当該法令等の趣旨及び目的により判断する必要がある。当該法令等の規定が、第三者に対し個人情報を開示しないことにより、本人の権利利益を保護しようとするものであれば、本人への開示を禁止する趣旨ではないため、本号には該当しないものである。

第14条第2号【開示請求者以外の個人に関する情報】

(2) 開示請求者（第12条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号、次号及び第22条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの

【趣旨】

本号は、開示請求者以外の個人に関する情報であつて、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるものは、不開示とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「開示請求者（第12条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号、次号及び第22条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報」とは、本人による開示請求の場合は、当該本人以外の個人に関する情報を、また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（第12条第2項参照）による開示請求の場合は、当該本人以外の個人に関する情報をいう。
- 2 「事業を営む個人の当該事業に関するものを除く」とは、個人に関する情報であっても、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、性質上、本条第3号（法人等に関する情報）で判断するものとし、本号から除外するという趣旨である。
なお、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない個人に関する情報は、本号に含まれる。
- 3 「当該開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれ」については、開示請求者と開示請求者以外の個人との関係及び個人情報の内容等を勘案して個別に判断する必要がある。警察職員についても同様であるが、警察職員のうち一定の職にある者については、その職務の特殊性から、当該職員の氏名を開示することにより、当該職員の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いものと考えられる。
なお、当該開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがないものとして認められる場合としては、次のような場合が考えられる。
 - (1) 当該開示請求者以外の個人に関する情報が何人でも知り得るものである場合
 - (2) 開示請求者に対して開示することについて、当該開示請求者以外の個人の同意が得られた場合

4 本号に該当する可能性のある事例としては、次のような場合が考えられる。

- (1) AとBがある事件の加害者と被害者である場合のように、一方を欠いては他方が存在し得ないような密接不可分の関係にある情報を当事者の一方が開示請求をする場合
- (2) BがAの行為等について県に相談した際の相談記録をAが開示請求をする場合

第14条第3号【法人等に関する情報】

- (3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

【趣 旨】

本号は、法人等及び事業を営む個人の事業活動の自由を保障するため、法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは、不開示とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

1 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公共性が高いことから、法人の範囲から除外されており（第2条第6号参照）、これらに係る情報については、本条第7号（事務又は事業に関する情報）等の規定により開示あるいは不開示の判断をするものとする。

2 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業内容、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいう。

なお、当該事業とは直接関係のない個人に関する情報（家族構成等）は、本号には該当せず、本条第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）の規定により開示あるいは不開示の判断をするものとする。

3 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。

「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

「その他正当な利益」とは、生産技術・営業・販売上のノウハウ、社会的信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

4 本号に該当する情報であるかどうかは、当該情報の内容だけでなく、開示請求者と当該法人等又は事業を営む個人との関係、事業活動における当該情報の位置付け、事業の性格等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。

第14条第4号【評価等に関する情報】

- (4) 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する情報であつて、開示することにより、当該評価、診断、選考、指導、相談等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

【趣 旨】

本号は、開示することにより、個人の評価、診断、選考、指導、相談等の過程やそれらの基準を知らせることになり、当該評価、診断等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、不開示とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「評価、診断、選考、指導、相談等」とは、列挙した以外にこれらに類するものを含む。また、実施機関が行う評価、診断等のほか、国等の機関や民間の法人等が行うものも含まれる。
 - (1) 「評価」とは、学業成績、勤労状況、功績など、個人の能力、性格、適性等について、その内容を見定めることをいう。
 - (2) 「診断」とは、疾病や健康状態等について、病院、診療所等において専門的見地から診察、検査、治療等を行うことをいう。
 - (3) 「選考」とは、個人の知識、能力、資質等の調査などに基づき、特定の職業、地位等に就く適任者の選定を行うことをいう。
 - (4) 「指導」とは、個人の学力、能力、技術等の向上、健康状態又は生活状態の改善のために行った教育や指示をいう。
 - (5) 「相談」とは、生活、健康等に関して照会を受け、それに対して行った対処方法、回答等をいう。
 - (6) 「等」とは、例えば推薦をいう。
- 2 「当該評価、診断、選考、指導、相談等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、次のような情報をいう。
 - (1) 開示することにより、今後の本人に対する評価、診断等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
 - (2) 開示することにより、今後の本人に対する評価、診断等の事務又は事業に影響はないが、今後の反復継続して行われる本人以外の者に対する評価、診断等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

- (3) 開示することにより、評価、診断等の事務又は事業を実施する目的が失われるおそれがある情報
- (4) その他開示することにより、当該評価、診断等の事務又は事業並びに将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

第14条第5号【公共の安全等に関する情報】

(5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣 旨】

本号は、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報は、不開示とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。
- 2 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、県民等の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、開示しても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。
- 3 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。
- 4 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員と特別司法警察職員とがある。
- 5 「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。
- 6 「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

7 ここでいう「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、第7号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により開示・不開示が判断されることになる。

8 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断することになる。

第14条第6号【審議、検討等に関する情報】

(6) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他当該審議、検討又は協議に支障を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

本号は、県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討等に関する情報で、開示することにより、当該審議、検討等に支障を及ぼすおそれのあるものは、不開示とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「県の機関」とは、県のすべての機関をいい、実施機関であるなしを問わない。県の執行機関、議会及びそれらの補助機関のほか、執行機関の附属機関も含まれる。
- 2 「内部又は相互間」とは、県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。
- 3 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の事務又は事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において行われる、審議会等における審議や検討、行政内部の政策等の検討や協議、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せなど、様々な審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。
- 4 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」については、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護法益としたものである。具体的には次のような情報をいう。
 - (1) 最終的な意思決定までの一段階にある情報であって、開示することにより、開示を受けた者に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがあるもの
 - (2) 審議、検討又は協議のために収集、取得した資料等であって、開示することにより、それ以降における行政内部の審議等に必要な資料等を得ることが困難になるおそれがあるもの
 - (3) 審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、開示することにより、将

来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるもの

- 5 その他、開示することにより、開示を受けた者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものなど、当該審議、検討又は協議並びに将来の同種の審議、検討又は協議に支障を及ぼすおそれがあるものについても、「その他当該審議、検討又は協議に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

第14条第7号【事務又は事業に関する情報】

(7) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣 旨】

本号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報で、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものは、不開示とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

1 「次に掲げるおそれ」としてアからエまでに掲げたものは、県の機関等に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものであり、当該事務又は事業における開示することによる支障は、これらに限定されるものではない。

また、同種のもものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについても、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるかどうかについては、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があり、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。

2 監査、検査、取締り又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（ア）

(1) 「監査」とは、主として、監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

(2) 監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」に該当し得ると考えられる。

3 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ（イ）

(1) 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

(2) 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、「契約、交渉

又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものに該当し、不開示とするものである。

- 4 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究すること）の成果については、社会、県民等にあまり還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く県民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの、②試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報については、「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」があるものに該当し、不開示とするものである。

- 5 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、第3号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものについては、「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」があるものに該当し、不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その開示の範囲は第3号の法人等とでは当然異なり、国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報の不開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

第14条第8号【未成年者及び成年被後見人の個人情報】

(8) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合において、開示することが当該未成年者又は成年被後見人（開示請求に係る個人情報が特定個人情報である場合にあつては、当該未成年者若しくは成年被後見人又は当該本人）の利益に反すると認められる情報

【趣旨】

本号は、第12条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人（請求に係る個人情報が特定個人情報である場合にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は本人に代わって当該本人の個人情報の開示請求をすることができるものではあるが、当該法定代理人又は委任による代理人に開示することが当該本人の利益に反すると認められる場合には、不開示とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」とは、年齢が満18歳に達しない者又は民法第7条の規定により後見開始の審判を受けた者の法定代理人をいい、親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人をいう。（第12条第2項参照）
- 2 「当該未成年者又は成年被後見人（開示請求に係る個人情報が特定個人情報である場合にあつては、当該未成年者若しくは成年被後見人又は当該本人）の利益に反すると認められる」ときとは、法定代理人又は委任による代理人と当該未成年者若しくは成年被後見人又は当該委任に係る委任者の利益が相反している場合や当該未成年者の意思に反する開示をすることとなる場合をいい、開示請求のあった個人情報の内容や開示についての未成年者の意思等を勘案して個別に判断する必要がある。（事務取扱要綱第4の7等）
- 3 本号に該当する可能性のある事例としては、次のような場合が考えられる。
 - (1) 未成年者又は成年被後見人が法定代理人から虐待を受けている場合
 - (2) 法定代理人が未成年者又は成年被後見人に対する権利侵害について刑事上の責任を問われている場合
 - (3) 未成年者が法定代理人への開示を望まない旨の意思を表示した場合であつて、当該未成年者の利益に反すると認められるとき
 - (4) その他本人と法定代理人又は委任による代理人の利益が相反することが客観的に明らかかな場合

第15条（部分開示）

第15条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

【趣 旨】

本条は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができるときは、当該個人情報の全体を不開示とするのではなく、不開示情報の部分を除いて、請求のあった個人情報を開示しなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

1 開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合、本条の規定により、実施機関は、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないことになる。

2 ただし、部分開示を行わなければならないのは、「容易に区分して除くことができる」ときであり、当該個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合や、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合は、部分開示の義務はないことになる。

「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように被覆、切り抜きを行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

※ その他部分開示に関する具体的な取扱いについては、事務取扱要綱第4の8等を参照のこと

第16条（裁量的開示）

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報（第14条第1号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

【趣 旨】

本条は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる場合があることを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 第14条各号の不開示情報に該当する情報であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、実施機関の高度の行政的な判断により、開示することができることとしたものである。

第14条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することによる利益との比較衡量が行われる場合があるが、本条は、第14条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要があると認められる場合には、開示することができるものとするものである。

- 2 「（第14条第1号の情報を除く。）」とは、法令等により開示することができない情報は、この条例による開示の余地がないものであることから、裁量的開示の対象から除外する趣旨である。

第17条（個人情報の存否に関する情報）

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣 旨】

本条は、開示請求に対して、一定の場合には、個人情報の存否自体を明らかにしないで、開示請求を拒否することができることを定めたものである。

【解釈・運用】

1 開示請求に対しては、当該開示請求に係る個人情報の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示の決定をし、存在しない場合は存在しない旨の決定をすることが原則である。本条は、その例外として、個人情報が存在するしないにかかわらず、開示請求された個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合には、開示請求を拒否することができることを定めたものである。

2 本条は、開示請求に対する応答の例外的な取扱いを定めたものであり、本条の規定を適用するに当たっては、その妥当性を適切に判断する必要がある。

また、本条により開示請求を拒否するときは、開示をしない旨の決定を行うこととなり、条例第18条第3項の規定により、請求者に対して理由を提示しなければならないが、個別具体的な理由の付記の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示する必要がある。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否することのないよう留意しなければならない。

3 本号に該当する可能性のある事例としては、表彰候補者に関する情報等が考えられる。

第18条（開示請求に対する措置）

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。この場合において、その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該期日を併せて記載しなければならない。

【趣 旨】

本条は、実施機関は、開示請求に対して、開示又は不開示の決定（開示決定等）をし、請求者に通知しなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

1 本項は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に書面で通知することを実施機関に義務付けたものである。

2 「その旨の決定」の内容としては、全部開示か一部開示かの別（一部開示の場合には、開示する部分と開示しない部分との区別）が明らかにされている必要がある。

3 「開示の実施に関し実施機関が定める事項」とは、開示決定を受けた者が開示の実施を受けるために必要となる事項であり、具体的には、個人情報保護規則第4条において、開示を実施する日時及び場所が定められている。

4 本項及び次項において「書面により」としたのは、実施機関の開示決定等は行政処分であり、個人情報の開示請求は書面によることとした第13条第1項の規定と同様の趣旨である。

なお、一部開示の決定の場合には、理由の付記並びに審査請求及び取消しの訴えの教示が必要となる。

第2項関係

- 1 本項は、開示請求があった個人情報の全部を開示しないときはその旨の決定をし、開示請求者に書面で通知することを義務付けたものである。
- 2 「開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）」とは、開示請求に係る個人情報について、そのすべてを開示しない場合（開示請求に係る複数の個人情報のうち一部についてのみ決定を行う場合であって、当該決定に係る個人情報のすべてを開示しないときを含む。）であるが、具体的には、次のケースが該当する。
 - (1) 開示請求に係る個人情報すべてが不開示情報に該当し、すべて不開示とする場合（不開示情報に該当する部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）
 - (2) 第17条の規定により開示請求を拒否する場合
 - (3) 開示請求に係る個人情報を当該実施機関が保有していない場合又は開示請求に係る個人情報が第12条に規定する開示請求の対象となる個人情報に該当しない場合
 - (4) 開示請求に係る個人情報が、第51条第1項から第4項までの規定により第12条の規定が適用されない個人情報である場合
 - (5) 個人情報の特定が不十分である場合等、開示請求に形式的な不備がある場合
 - (6) 権利濫用に関する一般法理が適用される場合
- 3 「その旨を書面により通知しなければならない。」とは、開示しない旨の決定をした旨を書面で開示請求をした者に通知しなければならないことを規定したものである。

この通知を行う際には、理由の付記並びに審査請求及び取消しの訴えの教示を行うことが必要である。

第3項関係

- 1 本項は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定（不開示決定）又は一部を開示する旨の決定（部分開示決定）をしたときは、その決定の理由等を明らかにしなければならないことを実施機関に義務付けたものである。
- 2 「その決定の理由を記載しなければならない」とは、不開示決定又は部分開示決定をした場合に、その理由を通知書に記載することを、実施機関に義務付けたものであり、奈良県行政手続条例（平成8年3月奈良県条例第26号）第8条に規定する「理由の提示」の一般原則を改めて規定したものである。

なお、理由付記については、単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、開示請求者が拒否の理由を可能な限り明確に認識し得るものとする必要がある。

この理由付記は、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることにより、審査請求等に便宜を与えるためであり、理由を記載していない場合又は記載された理由が不明確な場合には、瑕疵ある行政処分とみなされ、取り消される場合があり得ることに、特に留意する必要がある。（なお、理由不備で取り消された場合は、改めて理由を明示した処分を行うことになる。）

- 3 「その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる」とは、一定期間を経過することにより、不開示情報に該当する理由が消滅することが確実であり、かつ、当該理由が消滅する期日を明示することができる場合をいい、理由が消滅するかどうかわからない場合はもとより、消滅することが確実であってもその期日が不確実な場合はこれに該当しない。

なお、この期日の明示は、開示しない理由がなくなる期日を教示するものであり、その期日に個人情報の開示をすることを意味するものではないため、開示請求者は、その期日以降に改めて個人情報の開示の請求をしなければならない。

※ 開示決定等に関する具体的な取扱いについては、事務取扱要綱第4の5等を参照のこと

第19条（開示決定等の期限）

第19条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣 旨】

本条は、開示決定等を行うべき原則的期限（開示請求があった日から起算して15日）及び延長可能な期間（開示請求があった日から起算して最大60日）を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、開示決定等の原則的期限を定めたものである。
- 2 「開示請求があった日」とは、個人情報窓口において必要な事項が記載された開示請求書が提出された日をいう。
- 3 「当該開示請求があった日から起算して15日以内」とは、個人情報窓口において開示請求書が提出された日を初日として算入し、15日目が期間の満了日となることをいう。
- 4 「補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない」とは、第12条第3項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は期間には算入しないことを明らかにしたものである。

なお、開示請求者が補正に応じない意思を明確に示した場合は、補正を行っているという理由で、第1項本文の期間の進行を停止させることはできない。

第2項関係

- 1 本項は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示決定等の期限を延長することができることを定めたものである。
- 2 「事務処理上の困難」とは、当該開示請求に対し第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことが実施機関の側の事情により困難であることを意味し、開示請求に係る個人情報

報の量の多少、開示請求に係る個人情報の開示・不開示の審査の難易、当該時期における他に処理すべき開示請求事案の量のほか、実施機関の他の事務の繁忙、勤務日等の状況なども考慮して、当該開示請求の事務処理が困難となるか否かにより判断されるものである。

- 3 「その他正当な理由」としては、例えば、第22条に規定する第三者に対する意見書提出の機会を付与するに当たり、個人情報に含まれている情報の量が大量であるため第三者に十分な時間を与えることが必要と認められる場合や、第三者が多数存在するため手続に時間を要する場合などが挙げられる。
- 4 「同項に規定する期間」とは、開示請求があった日から開示決定等を行うべき日までの期間を指すものであり、本項が適用される場合には、最大で、開示請求があった日から起算して60日以内に処理することになる。
- 5 「遅滞なく」とは、合理的な理由による遅滞は許されるという趣旨であるが、合理的な理由がなければ開示請求があった日から起算して15日以内に発送しなければならない。
- 6 「延長後の期間」とは、開示決定等が行われる時期の見込みを指すものであり、また、「延長の理由」としては、期限を延長することが必要となった事情を記載するものとする。

※ 開示決定等に関する具体的な取扱いについては、事務取扱要綱第4の5等を参照のこと

第20条（開示決定等の期限の特例）

第20条 開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの個人情報について開示決定等をする期限

【趣 旨】

本条は、著しく大量の個人情報の開示請求があった場合についての開示決定等の期限の特例を定めたものである。

【解釈・運用】

「開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」とは、開示請求に対し、第19条第2項の規定を適用し処理期限を60日まで延長したとしても、開示請求に係る個人情報のすべてについて開示決定等を行うことが著しく困難である場合を意味する。

「開示請求に係る個人情報著しく大量」かどうかは、一件の開示請求に係る個人情報の物理的な量とその審査等に要する業務量だけではなく、実施機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断される。

また、「事務の遂行に著しい支障」とは、当該開示請求の処理を担当する課室等が遂行すべき通常の事務に容認できない遅滞等の支障を来すことを意味する。

なお、「開示請求があった日から起算して60日以内」の期間については、形式上の不備がある開示請求につき補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は除かれるものである。

※ 開示決定等に関する具体的な取扱いについては、事務取扱要綱第4の5等を参照のこと

第21条（事案の移送）

第21条 実施機関は、開示請求に係る個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第18条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

【趣旨】

本条は、他の実施機関への開示請求事案の移送について、要件及び手続を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、開示請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときなどは、当該他の実施機関の判断に委ねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるので、実施機関は、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることを定めたものである。
- 2 「（情報提供等記録を除く。）」とは、情報提供等記録について本条の規定を適用すれば、開示に係る手続が遅延し、開示請求者の利益を害すると考えられること、また、他の実施機関に移送し当該他の実施機関において開示決定等を実施すべき場合が想定されないことから、本条の対象の個人情報から情報提供等記録を除外するという趣旨である。
- 3 「他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるとき」とは、「開示請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき」のほか、開示請求に係る個人情報の重要な部分が他の実施機関の事務・事業に係るものである場合などであって、他の実施機関の判断に委ねた方が適当な場合である。
- 4 「当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる

る」とは、単に協議したという事実があれば移送できるということではなく、実施機関相互間の協議が整った場合に移送できるという趣旨であり、協議が整わない場合には、開示請求を受けた実施機関が開示決定等を行うことになる。

- 5 「事案を移送した旨を書面により通知」する内容としては、移送の年月日、移送先の実施機関の名称及び移送の理由が考えられる。

第2項関係

- 1 本項は、事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならないことを定めたものである。
- 2 「移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす」とは、移送前にした行為が移送後も移送を受けた実施機関の行為として有効となるよう規定したものであり、「移送前にした行為」には、第13条第3項の開示請求書の補正などこの条例に基づき移送前にした行為すべてを含むものである。

第3項関係

- 1 本項は、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、自らの責任において、開示の実施を行うとともに、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならないことを定めたものである。
- 2 「移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない」とは、前段で規定されているとおり、開示の実施は、移送を受けた実施機関の責任において行われるが、その開示の実施が円滑に行われるよう、移送をした実施機関の協力義務を明らかにしたものであり、次のような協力が考えられる。
 - (1) 移送前にした行為があれば、その記録を作成し、これを提供する。
 - (2) 開示請求書及び事案を移送した旨の書面の写しの提供（移送した実施機関で開示請求書の写しを作成・保管）。
 - (3) 事案を移送した旨の開示請求者に対する通知の写しの提供。
 - (4) 他の実施機関が請求に係る個人情報記録されている行政文書を保有していない場合には、その開示請求に係る個人情報記録されている行政文書の写しの提供又は原本の貸与。
 - (5) 原本を閲覧する方法による開示の実施のための個人情報記録されている行政文書の貸与又は場所（当該行政文書を保有している実施機関の組織の事務所）の提供。

※ 事案の移送に関する具体的な取扱いについては、事務取扱要綱第4の4等を参照のこと

第22条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第22条 開示請求に係る個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第41条及び第42条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、実施機関が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を第16条の規定により開示しようとするときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第40条及び第41条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣 旨】

本条は、開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合における当該第三者に対する意見書提出の機会の付与及び第三者による争訟の機会の確保について定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

1 本項に規定する意見書提出の機会の付与は、開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合において、当該第三者に意見書の提出を求め、その結果を決定の際の参考とすることにより、当該個人情報の開示決定等の判断の適正を期すことを目的とするものであり、実施機関に第三者の意見を聴くことを義務付けるものではなく、また、意見書を提出した第三者に対して、開示決定等についての同意権を与えるものでもない。

2 本項に基づき第三者に意見書の提出の機会を付与する場合には、意見書の提出の機会を与えられた第三者に、開示請求者が誰であるか判明してしまう場合もあるので、当該機会を付与するかどうかの判断は慎重に行うことが必要である。

3 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、本条の第三者から除外されているので、本条の規定は適用されないが、開示決定等の判断の適正を期するため必要がある場合には、国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人の意見を聴取しても差し支えない。

4 本項に基づく通知の目的は、第三者に対して意見書提出の機会を付与するものであることから、通知される情報の内容は、第三者が反対意見書を提出するか否かの判断を行うに当たって必要十分な範囲のものであれば足りる。

したがって、通知される「当該第三者に関する情報の内容」は、情報そのものではなく、当該第三者が、自己のどのような情報について開示がなされようとしているのかを認識するに足りる程度の内容（概要程度のもの）を意味する。

5 「実施機関が定めるところ」として、具体的には、第三者に対する通知を行うに当たって、開示請求に係る個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意すべきことを定めている。（個人情報保護規則第5条第1項）

6 「その他実施機関が定める事項」として、具体的には、開示請求の年月日、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限を定めている。（個人情報保護規則第5条第2項）

第2項関係

1 本項は、不開示情報に該当するにもかかわらず、個人の権利利益を保護するため特に必要があることを理由として開示しようとする場合は、当該個人情報に含まれている情報に係る第三者の権利利益を侵害するおそれがあることから、適正手続の保障の観点から、当該第三者に意見書提出の機会を与えることを義務付けるものである。

2 「実施機関が定めるところ」として、前項と同じく、具体的には、第三者に対する通知を行うに当たって、開示請求に係る個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意すべきことを定めている。（個人情報保護規則第5条第1項）

3 本項は、前項と異なり、意見書提出の機会を与えることを義務付けるものであるので、通知は書面によるべきことを明記している。

本項にいう「その他実施機関が定める事項」として、前項の規定による通知事項に加え、開示決定をしようとする旨及びその理由を定めている（個人情報保護規則第5条第3項）。

4 「当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない」とは、実施機関が第三者の所在について合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在が判明しない場合には、手続が進められなくなることを避けるため、意見書提出の機会を与えなくてよいこととしている。

例えば、実施機関に届けられている住所や、法人であれば登記簿に記載された所在地に郵送しても不達の場合には、本ただし書が適用される。また、第三者が死亡している場合や、解散している場合も本ただし書の対象となる。

第3項関係

本項は、第1項又は第2項の規定に基づき反対意見書を提出した第三者が、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、開示が実施される前に開示の取消し及び執行停止を求めることができるようにするため、実施機関に対し、開示決定の日と開示の実施の日との間に相当な期間を設けることを義務付けるとともに、反対意見書を提出した第三者に開示決定をした旨及び理由等を直ちに通知することを義務付けたものである。

なお、「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間」としたため、実質的には、第三者にとっての審査請求期間、出訴期間を短縮させることにもなりうるが、これは、開示請求者の迅速な開示への期待を考慮したものである。

※ 第三者に対する意見書提出の機会の付与等に関する具体的な取扱いについては、事務取扱要綱第4の6等を参照のこと

第23条（開示の実施）

第23条 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき個人情報の開示を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、当該開示決定を受けた者であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

【趣 旨】

本条は、個人情報の開示を実施するときの具体的方法について定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、個人情報の記録媒体の種類に応じて、個人情報の開示の実施の方法を定めたものである。
- 2 「その種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法」について、施行規則第5条において、次の内容が定められている。
 - (1) 録音テープ、ビデオテープ等に記録されている個人情報
当該個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの聴取、視聴又は録音カセットテープ、ビデオカセットテープに複写したものの交付
 - (2) その他の電磁的記録に記録されている個人情報
当該個人情報を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付。用紙に出力できない場合にあつては、専用機器により再生したものの閲覧、視聴。
また、フレキシブルディスクカートリッジ等に複写したものの交付が容易であれば、当該複写したものの交付。
- 3 「当該個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがある」とは、文書又は図画（以下この号において「文書等」という。）の形態・形状から開示することにより、当該文書等が汚損されたり、又は破損される可能性が高いことをいう。
- 4 「その他正当な理由があるとき」とは、次の場合をいう。

- (1) 台帳等日常業務に常時使用している文書等で、原本を開示することにより事務に支障が生ずる場合
- (2) 歴史的又は文化的な価値のある文書等で慎重な取扱いを要する場合
- (3) 文書等の同一ページに開示することができる情報とそれ以外の情報が記録されている場合
- (4) マイクロフィルムに記録されている文書等を開示する場合
- (5) その他文書等の管理上、文書等の写しをもって原本の開示に代えることについて合理的な理由がある場合

第2項関係

- 1 本項は、請求のあった個人情報が入って開示決定を受けた者以外の者に開示することのないよう、開示を受けようとする者が開示決定を受けた者であることを確認するための手続を定めたものである。
- 2 「当該開示決定を受けた者であることを示す書類」について、個人情報保護規則第6条第4項等において、運転免許証、旅券その他開示決定を受けた者であることを確認する書類として知事が認めるものが定められている。
なお、法定代理人又は委任による代理人が開示請求をした場合にあつては、開示を受ける際には、法定代理人又は委任による代理人の資格を証明する書類の提示又は提出を要しない。
- 3 法定代理人又は委任による代理人が開示請求をした場合にあつては、開示を受ける前にその資格を喪失したときは、その旨を届け出なければならないこととしており、この場合には当該開示請求は取り下げられたものとみなすこととなる。（個人情報保護規則第3条第2項等）

※ 個人情報の開示の実施に関する具体的な取扱いについては、個人情報保護規則第6条等及び事務取扱要綱第4の8及び9等を参照のこと

第24条（口頭による開示請求等）

- 第24条 実施機関があらかじめ定めた個人情報について、個人情報の本人は、第13条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、第13条第2項の規定にかかわらず、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る個人情報の本人であることを示す書類を提示しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により開示請求があったときは、第18条から前条までの規定にかかわらず、実施機関が定める方法により直ちに開示するものとする。

【趣 旨】

本条は、個人情報の開示に当たり、その内容が定型的であらかじめ開示に関する判断を一律に行うことができ、実務上即時に開示することが可能で、多くの開示請求が見込まれるものについて、開示請求者の負担等を考慮し、口頭による開示請求等ができることを定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、実施機関があらかじめ定めた個人情報については、開示請求書の提出によらず、口頭により開示請求を行うことができることを定めたものである。
- 2 「実施機関があらかじめ定めた個人情報」とは、個人情報の内容及び範囲、個人情報の開示に対する需要の高さ、実務上の対応の可能性、開示に対する即時性等を勘案して、実施機関が定めた個人情報をいう。
なお、実施機関が定めた個人情報の内容等については、個人情報保護規則第7条等により告示することとなる。
- 3 「個人情報の本人は」とは、口頭による開示請求は、本人に限って認め、法定代理人及び委任による代理人には認めないことをいう。
口頭による開示請求においては、開示請求に対する迅速な処理が要求され、本人確認を円滑に行う必要があることから、請求者を個人情報の本人に限定するものである。
- 4 「口頭により開示請求をすることができる」とは、書面の提出によらず、口頭で開示を求めることができることをいう。
なお、本条に基づいて口頭により開示請求をすることができる場合であっても、第13条第1項に規定する開示請求書を提出して、開示請求をすることを妨げるものではない。

第2項関係

- 1 本項は、口頭による開示請求においても、本人確認が必要なことを定めたものである。
- 2 「第13条第2項の規定にかかわらず」とは、本条が個人情報の本人のみを対象とすることから法定代理人及び委任による代理人の関係が除かれること、及びその場で個人情報の本人であることを確認することから本人確認のための書類は提示を求めるだけにしたものである。
- 3 「開示請求に係る個人情報の本人であることを示す書類」は、開示請求者の利便と実施機関の実務上の対応を考慮して、実施機関が定めるものをいう。

第3項関係

- 1 本項は、実施機関は、口頭による開示請求があったときは、当該個人情報について開示の判断がなされていることから、改めて開示するかどうかの判断を行うことなく、実施機関が定める方法により直ちに開示しなければならないことを明らかにしたものである。
 - 2 「実施機関が定める方法」とは、本条による開示は、開示手続の効率化を図るものであるから、開示の方法についてもあらかじめ定めた方法のみで行うものである。
- ※ 口頭による開示の請求方法及び開示の実施方法等に関する具体的な取扱いについては、事務取扱要綱第5等を参照のこと

第25条（費用負担）

第25条 第23条第1項の規定により写し（電磁的記録にあつては、同項の規則で定める方法により交付される物を含む。）の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。

【趣 旨】

本条は、開示請求をした個人情報記録された行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額」については、施行規則第4条において定められている。
- 2 第23条第1項の規定により、個人情報記録された文書又は図画の写しの閲覧により開示する場合の当該写しの作成に要する費用は、本条の「写しの作成に要する費用」に該当しないので、当該写しの作成に要した費用は徴収できないものである。
- 3 写しの作成及び送付に要する費用は、個人情報保護規則第8条等の規定に基づき、前納とする。

※ 行政文書の写しの作成及び送付に要する費用の徴収に関する具体的な取扱いについては、事務取扱要綱第4の10等を参照のこと

第3節 訂正

第26条（訂正請求権）

第26条 何人も、自己を個人情報の本人とする個人情報（開示決定に基づき開示を受けたもの及び第24条第3項の規定により開示を受けたものに限る。第34条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関から開示を受けた自己情報の内容が事実でないと思料する場合は、何人に対しても、その訂正を請求することを権利として認めるとともに、未成年者又は成年被後見人の法定代理人（請求に係る個人情報が特定個人情報である場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）に限り、本人に代わって訂正請求をすることができることを定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

1 本項は、実施機関から開示を受けた自己情報の内容が事実でない場合に、その訂正請求をすることができることを定めたものである。

2 「自己を個人情報の本人とする個人情報（開示決定に基づき開示を受けたもの及び第24条第3項の規定により開示を受けたものに限る。）」とは、訂正請求の対象となる個人情報は、実施機関が行った開示決定に基づき開示を受けた自己情報及び第24条第3項の規定により開示を受けた自己情報に限られるという趣旨である。

したがって、この条例に基づかない何らかの方法で実施機関が保有する自己に関する個人情報の内容が事実でないことを知った場合であっても、そのことをもって本条の規定による訂正請求をすることができず、改めてこの条例の規定に基づき開示を受けることが必要となる。

ただし、第52条第2項の規定により開示を受けたものとみなされる場合には、開示決定に基づく開示又は第24条第3項の規定による開示を受けることなく訂正請求をすることができる。

なお、法定代理人又は委任による代理人が開示を受けた場合であっても、当該個人情報

の本人は訂正請求をすることができるものとする。

- 3 「内容が事実でない」とは、氏名、住所、年齢、学歴、資格等の客観的な正誤の判定になじむ事項について、個人情報取扱事務の目的や内容、当該個人情報の性質や内容等からみて、事実とされるべき個人情報と実際に記録されている個人情報とが合致していないことをいう。

したがって、個人に対する評価、判断等の客観的な正誤の判定になじまない事項について、その評価、判断等が適当でない、不当であるという場合は、訂正請求の対象とならない。

また、過去の一定の時点で収集した個人情報の内容が、現在では古くて正確でない場合であっても、その時点における資料として使用している限り、事実と合致しているといえる。

- 4 「訂正（追加又は削除を含む）」とは、事実と合致していない個人情報を事実と合致させることをいう。訂正には事実と合致していない個人情報の内容を事実と合致する内容に直すことのほか、不完全な個人情報の内容に不足している内容を加えること及び事実と合致していない個人情報の内容を削ることを含むものではあるが、より正確、詳細ならしめるために追記したり、付記することを含むものではない。

- 5 この条例における個人情報の訂正請求に関する規定は、訂正請求に関する一般的な定めであり、個々の個人情報取扱事務の実施に当たり、種々の根拠、理由、方法等により行われる個人情報の訂正を制限し、又は禁止するものではない。

むしろ、実施機関は、第8条第1項の規定により、個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならないことから、個々の個人情報取扱事務の実施に当たって、個人情報の内容が事実でないことを発見した場合は、本条の規定に基づく訂正請求の有無にかかわらず、自主的に訂正をするよう努めなければならない。

第2項関係

- 1 本項は、個人情報の本人以外の者が当該本人の個人情報の訂正請求をすることができる場合について定めたものである。
- 2 本人が未成年者又は成年被後見人の場合は、その法定代理人が当該本人の個人情報の訂正請求をすることができる。
- 3 訂正請求に係る個人情報が特定個人情報である場合は、自己の特定個人情報について本人が監視することを容易にし、不正を抑止するとともに国民の信頼を確保する必要があることから、委任による代理人からの訂正請求を認めるものである（第12条第2項参照）。
- 4 本人が開示を受けた場合であっても、法定代理人又は委任による代理人は訂正請求をす

ることができるものである。

第3項関係

- 1 本項は、訂正請求をすることができる期限を定めたものである。
- 2 個人情報、収集の目的の範囲内において日々更新されたり、保存期間の満了により廃棄されることがあることから、制度の安定的な運営の観点から、「90日以内」としたものである。

第27条（訂正請求の手続）

第27条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するのに足りる事項
- (3) 訂正を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、実施機関が定めるところにより、次に掲げる書類等を提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等
- (2) 訂正請求に係る個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

【趣 旨】

本条は、個人情報の訂正請求をする際の具体的な手続を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、訂正請求は、実施機関に、同項に定める事項を記載した書面を提出して行わなければならないことを定めたものである。
- 2 個人情報の訂正請求は、訂正請求者の権利の行使として、個人情報の訂正の決定という行政処分を求める手続であるが、場合によっては、請求が認められず審査請求又は行政事件訴訟になることもあるため、事実関係を明確にしておかなければならないことから、請求は書面によることとするものである。したがって、口頭による訂正請求は認められない。
なお、請求書の様式については、個人情報保護規則第9条第2項等で定められている。
- 3 「訂正請求をする者」（第1号）とは、実際に請求行為を行う者をいい、法定代理人又は委任による代理人（第12条第2項参照）による請求の場合は当該法定代理人又は委任による代理人を指すものである。

したがって、本人が訂正請求をする場合は、本人の氏名及び住所又は居所を、法定代理人又は委任による代理人が訂正請求をする場合は、当該法定代理人又は委任による代理人の氏名及び住所又は居所（法人にあつては、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所

の所在地)を請求書に記載することとなる。

- 4 開示を受けた日が特定されれば、訂正請求に係る個人情報の特定は可能であることから、「訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日」(第2号)を記載することとしたものである。
- 5 「当該個人情報を特定するに足りる事項」(第2号)とは、訂正請求に係る個人情報が記録されている行政文書及びそのうちの当該個人情報に係る部分を特定するに足りる事項をいう。
- 6 「訂正を求める内容」(第3号)とは、訂正を求める箇所をどのように訂正をすべきかの内容をいう。
- 7 「実施機関が定める事項」(第4号)について、個人情報保護規則第9条第1項等において、次の事項が定められている。
 - (1) 法定代理人が訂正請求をする場合においては、本人の未成年者又は成年被後見人の別並びに本人の氏名及び住所又は居所
 - (2) 委任による代理人が訂正請求をする場合においては、本人の氏名及び住所又は居所

第2項関係

本項は、訂正請求をする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提示し、又は提出しなければならないこと、及び訂正請求をする者が、請求に係る個人情報の本人であること、又はその法定代理人若しくは委任による代理人(第13条第2項参照)であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならないことを定めたものである。

第1号関係

「訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等」とは、開示を受けた個人情報が事実と合致していないこと及び訂正請求をする者の主張する内容が事実と合致していることを証する書類、物品などをいう。

第2号関係

「訂正請求に係る個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類」は、開示請求と同様、個人情報保護規則第3条第1項等で定められている。

第3項関係

- 1 本項は、訂正請求書に形式上の不備があると認める場合において、補正についての必要

な手続を定めたものである。

2 「訂正請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、訂正請求書の記載欄に、空欄、不鮮明及び意味不明な箇所がある場合のほか、訂正請求に係る個人情報を特定するのに足りない記述である場合をいう。

3 「相当の期間」とは、第13条第3項の「相当の期間」と同義である。

※ 個人情報の訂正請求の受付等に関する具体的な取扱いについては、事務取扱要綱第6の1及び2等を参照のこと

※ 本人等の確認に関する具体的な取扱いについては、事務取扱要綱第6の2等を参照のこと

第28条（個人情報の訂正義務）

第28条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の訂正をしなければならない。ただし、法令等の規定により訂正をすることができないとき、実施機関に訂正をする権限がないとき、その他訂正をしないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

【趣 旨】

本条は、訂正請求に対する実施機関の訂正義務を明らかにするものであり、訂正請求に理由があると認めるときは、実施機関は、当該個人情報の訂正をしなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「訂正請求に理由がある」とは、実施機関による調査等の結果、請求どおり個人情報が事実でないことが判明したときをいう。
- 2 「法令等の規定により訂正をすることができないとき」とは、法令等の規定で明らかに訂正をすることができない旨が定められているときのほか、法令等の趣旨及び目的から訂正をすることができないと認められるときを含むものである。なお、「法令等」とは、第5条第2項第1号に規定する「法令又は条例」と同義である。
- 3 「実施機関に訂正をする権限がないとき」とは、例えば市町村長が発行した証明書、謄本などのように、実施機関以外のものが自らの権限と責任で作成し、実施機関に提出した書類等に記載されているときのように、実施機関に訂正をする権限がないときをいう。
- 4 「その他訂正をしないことについて正当な理由があるとき」とは、訂正をすることにより実施機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるなど、実施機関が訂正をしないことについて合理的な理由があるときをいう。

第29条（訂正請求に対する措置）

- 第29条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、前2項の決定（以下「訂正決定等」という。）（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。

【趣 旨】

本条は、実施機関は、訂正請求に対して、訂正をする又は訂正をしない旨の決定（訂正決定等）をし、請求者に通知しなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、訂正請求に係る個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、書面で通知することを義務付けたものである。
- 2 請求どおりに訂正を行う場合においても、単に訂正を行うだけでなく、訂正請求者に対して訂正する旨を通知することを義務付けている。なお、一部を訂正する場合も含まれる。訂正しない部分については、理由の付記並びに審査請求及び取消しの訴えの教示が必要となる。
- 3 本項及び次項において「書面により」としたのは、実施機関の訂正決定等は行政処分であり、個人情報の訂正請求は書面によることとした第27条第1項の規定と同様の趣旨である。

第2項関係

- 1 本項は、訂正請求に係る個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、書面で通知することを実施機関に義務付けたものである。
- 2 訂正請求に理由があると認められないとき、「法令等の規定により訂正することができないとき、実施機関に訂正する権限がないとき、その他訂正をしないことについて正当な理由があるとき」は、訂正をしない旨の決定をすることになる。
- この通知を行う際には、理由の付記並びに審査請求及び取消しの訴えの教示を行うことが必要である。

なお、調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合は、本項に基づき訂正をしない旨の決定をすることになる。

ただし、必要な場合は職権で訂正が行われるべきことは当然である。

第3項関係

1 本項は、訂正決定等をした場合において、訂正請求の全部を認容して訂正をする旨の決定をしたときを除き、その決定の理由を明らかにしなければならないことを実施機関に義務付けたものである。

2 「その決定の理由を記載しなければならない」こととしたのは、第18条第3項において、「その決定の理由を記載しなければならない」こととしたことと同趣旨である。

※ 訂正決定等に関する具体的な取扱いについては、事務取扱要綱第6の5等を参照のこと

第30条（訂正決定等の期限）

第30条 訂正決定等は、訂正請求があった日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、第27条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣 旨】

本条は、訂正決定等を行うべき原則的期限（訂正請求があった日から起算して30日）及び延長可能な期間（訂正請求のあった日から起算して最大60日）を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、訂正決定等の原則的期限を定めたものである。
- 2 「訂正請求があった日」とは、個人情報窓口において必要な事項が記載された請求書が提出された日をいう。
- 3 「訂正請求があった日から起算して30日以内」とは、個人情報窓口において請求書が提出された日を初日として算入し、30日目が期間の満了日となることをいう。
- 4 「補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない」とは、開示請求と同様、補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないことを明らかにしたものである。

第2項関係

- 1 本項は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、訂正決定等の期限を延長することができることを定めたものである。
- 2 訂正請求に理由があるかどうかを確認するため、実施機関が調査を行うことが必要な場合もあるが、事案によっては、調査のため相応の期間を要する場合や、訂正をするか否かの判断に時間を要する場合もあり、第1項の期限内に訂正決定等を行うことが困難な場合も考えられる。このため、実施機関は、「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」は、第1項の期限を30日以内に限り延長することができることとした。

- 3 「同項に規定する期間」とは、訂正請求があった日から訂正決定等を行うべき日までの期間を指すものであり、本項が適用される場合には、最大で、訂正請求があった日から起算して60日以内に処理することになる。
 - 4 「遅滞なく」とは、合理的な理由による遅滞は許されるという趣旨であるが、合理的な理由がなければ訂正請求があった日から起算して30日以内に発送しなければならない。
 - 5 「延長後の期間」及び「延長の理由」とは、第19条第2項に規定する「延長後の期間」及び「延長の理由」と同義である。
- ※ 訂正決定等に関する具体的な取扱いについては、事務取扱要綱第6の5等を参照のこと

第31条（訂正決定等の期限の特例）

第31条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 訂正決定等をする期限

【趣旨】

本条は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときに訂正決定等の期限の特例を定めたものである。

【解釈・運用】

訂正請求の事案によっては、事実関係の確認のための調査や、訂正を行うか否かの判断を行うに当たって期間を要する等の理由から、第30条第2項の延長期限内に訂正決定等を行うことが困難な場合も想定される。

このため、実施機関は、「訂正決定等に特に長期間を要すると認めるとき」は、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りることとしたものである。「相当の期間」とは、実施機関が訂正決定等を行うに当たって必要とされる合理的な期間をいうが、請求者の立場が不安定になることを防ぐため、調査・判断等の困難性を考慮しつつ、適切な期間を設定する必要がある。

本条を適用する場合、実施機関は、第30条第1項に規定する期間（補正に要した期間を除いて訂正請求があった日から起算して30日間）内に、訂正請求者に対し、本条を適用する旨及びその理由（第1号）、訂正決定等をする期限（第2号）について、書面により通知しなければならない。

※ 訂正決定等に関する具体的な取扱いについては、事務取扱要綱第6の5等を参照のこと

第32条（事案の移送）

第32条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報（情報提供等記録を除く。）が第21条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第29条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

【趣 旨】

本条は、他の実施機関への訂正請求事案の移送について、その要件及び手続を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

1 本項は、訂正請求に係る個人情報がある他の実施機関に移送した事案についての開示に係るものであるときなどは、当該他の実施機関の判断に委ねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるので、実施機関は、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることを定めたものである。

2 「（情報提供等記録を除く。）」とは、情報提供等記録について本条の規定を適用すれば、訂正に係る手続が遅延し、また、訂正請求者の利益を害すると考えられること、他の実施機関に移送し当該他の実施機関において訂正決定等を実施すべき場合が想定されないことから、本条の対象の個人情報から情報提供等記録を除外するという趣旨である。

3 「他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるとき」とは、「第21条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき」のほか、訂正請求に係る個人情報の重要な部分が他の実施機関の事務・事業に係るものである場合などであって、他の実施機関の判断に委ねた方が適当な場合である。

4 「当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができ

る」とは、単に協議したという事実があれば移送できるということではなく、実施機関相互間の協議が整った場合に移送できるという趣旨であり、協議が整わない場合には、訂正請求を受けた実施機関が訂正決定等を行うことになる。

- 5 「事案を移送した旨を書面により通知」する内容としては、移送の年月日、移送先の実施機関の名称及び移送の理由が考えられる。

第2項関係

- 1 本項は、事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならないことを定めたものである。
- 2 「移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす」とは、移送前にした行為が移送後も移送を受けた実施機関の行為として有効となるよう規定したものであり、「移送前にした行為」には、第27条第3項の訂正請求書の補正などこの条例に基づき移送前にした行為すべてを含むものである。

第3項関係

本項は、移送を受けた実施機関が、訂正請求に係る個人情報を訂正する決定を行ったときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならないことを定めたものである。

※ 事案の移送に関する具体的な取扱いについては、事務取扱要綱第6の4等を参照のこと

第33条（個人情報の提供先への通知）

第33条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号利用法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

【趣 旨】

本条は、実施機関が訂正決定に基づく訂正の実施をした場合、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先等に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知することを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 訂正請求権制度は、実施機関の保有する個人情報の内容が事実でない場合に、個人情報の本人に訂正請求の権利を認めたものである。訂正請求の対象は、一義的には、訂正請求があった実施機関の保有する個人情報である。しかし、訂正の実施をした実施機関が、当該個人情報を第三者に提供しており、その提供先の実施機関等において誤った個人情報を使用されることを予見することができる場合には、本制度の趣旨が活かされるよう、提供先に対し訂正の実施をした旨を通知することとしている。
- 2 通知は提供元の実施機関の責任と判断の下に行う必要があるが、必要があるかどうかは、提供に係る個人情報の内容や提供先における使用目的を勘案して個別に判断されることとなる。
- 3 情報提供等記録については、他機関から提供を受けるものではないが、記録事項が誤っていた場合には、当該情報提供等記録と同一の情報提供等記録を有する者、すなわち情報照会者若しくは条例事務関係情報照会者又は情報提供者若しくは条例事務関係情報提供者及び情報提供ネットワークシステム上の情報提供等記録を保有する総務大臣へ通知する必要がある。
- 4 「（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）」とは、実施機関が情報照会者又は条例事務関係情報照会者である場合は、情報提供者又は条例事務関係情報提供者及び総務大臣に、実施機関が情報提供者又は条例事務関係情報提供者である場合は、情報照会者又は条例事務関係情報照会者及び総務大臣に通知する必要があることから、当該実施機関を除くために、通知先を当該実施機関以外の

ものに限るといふ趣旨である。

第4節 利用停止

第34条（利用停止請求権）

第34条 何人も、自己を個人情報の本人とする個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- 一 第5条第1項から第3項まで若しくは第5条の2の規定に違反して収集されたものであるとき、第6条第1項若しくは第2項若しくは第6条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
 - 二 第6条第1項から第3項まで又は第6条の2第3項の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。
 - 3 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なければならない。

【趣 旨】

本条は、実施機関から開示を受けた自己情報について、収集の制限、利用及び提供の制限に違反して取扱われていると思料するときは、何人に対しても、当該個人情報について利用停止を請求することを権利として認めるとともに、未成年者又は成年被後見人の法定代理人（請求に係る個人情報が特定個人情報である場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）に限り、本人に代わって利用停止請求をすることができることを定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、実施機関から開示を受けた自己情報が不適正に取り扱われている場合に、その利用停止請求をすることができることを定めたものである。
- 2 「自己を個人情報の本人とする個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは」とは、利用停止請求の対象となる個人情報は、訂正請求と同様に、実施機関が行った開示決定に

基づき開示を受けた自己情報及び第24条第3項の規定により開示を受けた自己情報が次のいずれかに該当すると認められるときに限られるという趣旨である。

- (1) 第5条第1項から第3項まで又は第5条の2の規定に違反して収集されたものであるとき
- (2) 第6条第1項若しくは第2項又は第6条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき
- (3) 番号利用法第20条の規定に違反して保管されているとき
- (4) 番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき
- (5) 第6条第1項から第3項まで又は第6条の2第3項の規定に違反して提供されているとき

3 「（情報提供等記録を除く。）」とは、情報提供等記録については、情報提供ネットワークシステムに接続された電子計算機に保存されるものであり、適法に取得されたものでないときや目的内利用及び提供の規定に違反しているときに想定されないこと、また、仮にそのような状態で保有されているとしても、不正な情報提供を行わず、かつ適法な情報提供を安定的に情報提供ネットワークシステムにおいて実現するためには、不法・不正な提供がなされていないか、システム運用上の支障が生じる提供がなされていないかなどを確認するために利用し続ける必要性が極めて高いこと等から、利用停止請求の対象から情報提供等記録を除外するという趣旨である。

第1号関係

- 1 本号は、個人情報「第5条第1項から第3項まで若しくは第5条の2の規定に違反して収集されたものであるとき」、「第6条第1項若しくは第2項若しくは第6条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき」、「番号利用法第20条の規定に違反して保管されているとき」又は「番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」に、当該個人情報の利用の停止又は消去を求めることができることを明らかにしたものである。
- 2 「利用の停止」とは、利用の全面的な停止だけでなく、一部停止を含む。また、「消去」とは、当該個人情報の全部又は一部を記録媒体から消し去ることをいう。個人情報を匿名化することもこれに含まれる。

第2号関係

- 1 本号は、個人情報「第6条第1項から第3項まで又は第6条の2第3項の規定に違

反して提供されているとき」に、当該個人情報の提供の停止を求めることができることを明らかにしたものである。

2 「提供の停止」とは、爾後の提供行為を停止することをいう。

なお、本号は、すでに提供した個人情報の回収についてまで求めるものではない。しかし、違法な提供があったことにかんがみ、提供先と連携をとりつつ、個人の権利利益侵害の拡大防止のため、適切な措置を講ずる必要がある。

第2項関係

1 本項は、本人以外の者が当該本人の個人情報の利用停止請求をすることができる場合について定めたものである。

2 本人が未成年者又は成年被後見人の場合は、その法定代理人が当該本人の個人情報の利用停止請求をすることができる。

3 利用停止請求に係る個人情報が特定個人情報である場合は、自己の特定個人情報について本人が監視することを容易にし、不正を抑止するとともに国民の信頼を確保する必要があることから、委任による代理人からの利用停止請求を認めるものである（第12条第2項参照）。

4 本人が開示を受けた場合であっても、法定代理人又は委任による代理人は利用停止請求をすることができるものである。

第3項関係

1 本項は、利用停止請求をすることができる期限を定めたものである。

2 期間については、訂正請求の場合と同様の観点から、「90日以内」としたものである。

第35条（利用停止請求の手續）

第35条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- 一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するに足りる事項
- 三 利用停止を求める内容
- 四 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、実施機関が定めるところにより、利用停止請求に係る個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

【趣 旨】

本条は、個人情報の利用停止請求をする際の具体的な手續を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、利用停止請求は、実施機関に、同項に定める事項を記載した書面を提出して行わなければならないことを定めたものである。
- 2 個人情報の利用停止請求は、利用停止請求者の権利の行使として、個人情報の利用停止の決定という行政処分を求める手續であるが、場合によっては、請求が認められず審査請求又は行政事件訴訟になることもあるため、事実関係を明確にしておかなければならないことから、請求は書面によることとするものである。したがって、口頭による利用停止請求は認められない。

なお、請求書の様式については、個人情報保護規則第10条第2項等で定められている。

- 3 「利用停止請求をする者」（第1号）とは、実際に請求行為を行う者をいい、法定代理人又は委任による代理人（第12条第2項参照）による請求の場合は当該法定代理人又は委任による代理人を指すものである。

したがって、本人が利用停止請求をする場合は、本人の氏名及び住所又は居所を、法定代理人又は委任による代理人が利用停止請求をする場合は、当該法定代理人又は委任による代理人の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、法人の名称、代表者の氏名及び主た

る事務所の所在地) を請求書に記載することとなる。

- 4 開示を受けた日が特定されれば、利用停止請求に係る個人情報の特定は可能であることから、「利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日」(第2号)を記載することとしたものである。
- 5 「当該個人情報を特定するに足りる事項」(第2号)とは、利用停止請求に係る個人情報が記録されている行政文書及びそのうちの当該個人情報に係る部分を特定するに足りる事項をいう。
- 6 「利用停止を求める内容」(第3号)とは、利用停止請求に係る個人情報が、どのように条例の規定に違反して取り扱われているか、及びどのように利用停止をすべきかの内容(利用の停止、消去又は提供の停止)をいう。
- 7 「実施機関が定める事項」(第4号)について、個人情報保護規則第10条第1項等において、次の事項が定められている。
 - (1) 法定代理人が利用停止請求をする場合においては、本人の未成年者又は成年被後見人の別並びに本人の氏名及び住所又は居所
 - (2) 委任による代理人が利用停止請求をする場合においては、本人の氏名及び住所又は居所

第2項関係

- 1 本項は、利用停止請求をする者が、請求に係る個人情報の本人であること、又はその法定代理人若しくは委任による代理人(第13条第2項参照)であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならないことを定めたものである。
- 2 「利用停止請求に係る個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類」は、開示請求と同様、個人情報保護規則第3条第1項等で定められている。

第3項関係

- 1 本項は、利用停止請求書に形式上の不備があると認める場合において、補正についての必要な手続を定めたものである。
- 2 「利用停止請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、利用停止請求書の記載欄に、空欄、不鮮明及び意味不明な箇所がある場合のほか、利用停止請求に係る個人情報を特定するに足りない記述である場合をいう。
- 3 「相当の期間」とは、第13条第3項の「相当の期間」と同義である。

- ※ 「個人情報の利用停止請求の受付等に関する具体的な取扱いについては、事務取扱要綱第7の1及び2等を参照のこと
- ※ 本人等の確認に関する具体的な取扱いについては、事務取扱要綱第7の2等を参照のこと

第36条（個人情報の利用停止義務）

第36条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

【趣 旨】

本条は、利用停止請求に対する実施機関の利用停止義務を明らかにするものであり、利用停止請求に理由があると認めるときは、実施機関は、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該個人情報の利用停止をしなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「利用停止請求に理由がある」とは、第34条第1項第1号又は第2号に該当する違反の事実があると実施機関が認めるときである。その判断は当該実施機関の所掌事務、個人情報の収集の目的及びこの条例の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。
- 2 「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第34条第1項第1号又は第2号に該当する違反状態を是正する意味である。
- 3 「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。
また、例えば、収集の目的以外の目的での利用を理由として、本人から個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該収集の目的以外の目的での利用を停止すれば足りる。この場合、当該個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の目的内での利用も不可能となり、適当でない。
- 4 利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でない。このため、「当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止をする義務を負わないこととしたものである。

第37条（利用停止請求に対する措置）

第37条 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。

【趣 旨】

本条は、実施機関は、利用停止請求に対して、利用停止をする又は利用停止をしない旨の決定（利用停止決定等）をし、請求者に通知しなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、書面で通知することを実施機関に義務付けたものである。
- 2 請求どおりに利用停止を行う場合においても、単に利用停止を行うだけでなく、利用停止請求者に対して、利用停止する旨を通知することを義務付けている。なお、一部を利用停止する場合も含まれる。利用停止しない部分については、理由の付記並びに審査請求及び取消しの訴えの教示が必要となる。

また、例えば、収集の目的以外の目的の利用を理由として、本人から個人情報の消去を求められた場合、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該収集の目的以外の目的の利用を停止するような場合も、本項の利用停止決定に含まれる。このような場合も、消去でなく利用の停止を行った理由の付記並びに審査請求及び取消しの訴えの教示が必要となる。

- 3 本項及び次項において「書面により」としたのは、実施機関の利用停止決定等は行政処分であり、個人情報の利用停止請求は書面によることとした第35条第1項の規定と同様の趣旨である。

第2項関係

- 1 本項は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、書面で通知することを実施機関に義務付けたものである。

2 利用停止請求に理由があると認められないとき、利用停止をすることにより「当該個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止をしない旨の決定をすることとなる。

この通知を行う際には、理由の付記並びに審査請求及び取消しの訴えの教示を行うことが必要である。

第3項関係

1 本項は、利用停止決定等をした場合において、利用停止請求の全部を認容して利用停止をする旨の決定をしたときを除き、その決定の理由を明らかにしなければならないことを実施機関に義務付けたものである。

2 「その決定の理由を記載しなければならない」こととしたのは、第18条第3項において、「その決定の理由を記載しなければならない」こととしたことと同趣旨である。

※ 利用停止決定等に関する具体的な取扱いについては、事務取扱要綱第7の4等を参照のこと

第38条（利用停止決定等の期限）

第38条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、第35条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣 旨】

本条は、利用停止決定等を行うべき原則的期限（利用停止請求があった日から起算して30日）及び延長可能な期間（利用停止請求があった日から起算して最大60日）を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、利用停止決定等の原則的期限を定めたものである。
- 2 「利用停止請求があった日」とは、個人情報窓口において必要な事項が記載された請求書が提出された日をいう。
- 3 「利用停止請求があった日から起算して30日以内」とは、個人情報窓口において請求書が提出された日を初日として算入し、30日目が期間の満了日となることをいう。
- 4 「補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない」とは、開示請求と同様、補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないことを明らかにしたものである。

第2項関係

- 1 本項は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、利用停止決定等の期限を延長することができることを定めたものである。
- 2 利用停止請求に理由があるかどうかを確認するため、実施機関が調査を行うことが必要な場合もあるが、事案によっては、調査のため相応の期間を要する場合や、利用停止をするか否かの判断に時間を要する場合もあり、第1項の期限内に利用停止決定等を行うことが困難な場合も考えられる。このため、実施機関は、「事務処理上の困難その他正当な理

由があるとき」は、第1項の期限を30日以内に限り延長することができることとした。

3 「同項に規定する期間」とは、利用停止請求があった日から利用停止決定等を行うべき日までの期間を指すものであり、本項が適用される場合には、最大で、利用停止請求があった日から起算して60日以内に処理することになる。

4 「遅滞なく」とは、合理的な理由による遅滞は許されるという趣旨であるが、合理的な理由がなければ利用停止請求があった日から起算して30日以内に発送しなければならない。

5 「延長後の期間」及び「延長の理由」とは、第19条第2項に規定する「延長後の期間」及び「延長の理由」と同義である。

※ 利用停止決定等に関する具体的な取扱いについては、事務取扱要綱第7の4等を参照のこと

第39条（利用停止決定等の期限の特例）

第39条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 利用停止決定等をする期限

【趣 旨】

本条は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときの利用停止決定等の期限の特例を定めたものである。

【解釈・運用】

利用停止請求の事案によっては、事実関係の確認のための調査や、利用停止を行うか否かの判断を行うに当たって期間を要する等の理由から、第38条第2項の延長期限内に利用停止決定等を行うことが困難な場合も想定される。

このため、実施機関は、「利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるとき」は、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りることとしたものである。「相当の期間」とは、実施機関が利用停止決定等を行うに当たって必要とされる合理的な期間をいうが、請求者の立場が不安定になることを防ぐため、調査・判断等の困難性を考慮しつつ、適切な期間を設定する必要がある。

本条を適用する場合、実施機関は、第38条第1項に規定する期間（補正に要した期間を除いて利用停止請求があった日から起算して30日間）内に、利用停止請求者に対し、本条を適用する旨及びその理由（第1号）、利用停止決定等をする期限（第2号）について、書面により通知しなければならない。

※ 利用停止決定等に関する具体的な取扱いについては、事務取扱要綱第7の4等を参照のこと

第5節 審査請求

第39条の2（県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第39条の2 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

【趣旨】

本条は、県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができることを確認的に定めたものである。

なお、地方独立行政法人以外の実施機関は、すべて県の機関であり、行政不服審査法という「行政庁」に該当し、それらの機関が行う開示決定等が同法の「処分」に該当することに疑義がないため審査請求ができる旨の規定は置いていない。

【解釈・運用】

行政不服審査法上、審査請求をすべき行政庁は、原則として処分庁等（処分をした行政庁又は不作為に係る行政庁。以下同じ。）の最上級行政庁とされ、上級行政庁が存在しない場合は当該処分庁等とされている。

県が設立した地方独立行政法人には上級行政庁が存在しないので、当該地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為については、処分庁等である当該地方独立行政法人に対して審査請求をすることになるものである。

第39条の3（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第39条の3 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

【趣 旨】

本条は、この条例による開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求の審理手続については、行政不服審査法の審理員による審理手続に関する規定を適用しないとするものである。

【解釈・運用】

行政不服審査法は、審査請求の審理の公正性・透明性を高めるため、原則として、審査庁に所属する職員であって当該審査請求に係る処分等に関与していない等の要件を満たす審理員が審理手続を行うこととしている。

しかし、同法第9条第1項ただし書において、条例に基づく処分については、地方自治の尊重の観点から、条例に特別の定めがある場合には、審理員による審理手続に関する規定を適用しないこととしている。

この条例に基づく開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為については、第三者機関である奈良県個人情報保護審議会において実質的な審理が行われる（第40条参照）ことから、審理員による審理手続に関する規定を適用しないとしたものである。

第40条（審議会への諮問）

第40条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、奈良県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

【趣 旨】

本条は、実施機関の行った開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対して、行政不服審査法の規定に基づく審査請求があったときは、公平かつ客観的な判断を担保するために、原則として審議会に諮問すべきことを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 本条は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求が不適法である等の場合を除き、実施機関に対し、審議会に諮問することを義務付けたものである。
- 2 「開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったとき」とは、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等は、行政不服審査法に規定する「処分」に当たるため、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者から、同法に基づき、処分庁等の最上級行政庁に対する審査請求（上級行政庁がないときは、処分庁等に対する審査請求）があった場合のことをいう。これは請求者が審査請求を行った場合のほか、当該決定について利害関係を有すると認められる者から審査請求があった場合を含むものである。

この条例の実施機関のうち警察本部長については、公安委員会が上級行政庁であるため公安委員会に対する審査請求となる。その他の実施機関については上級行政庁がないため、実施機関に対する審査請求となる。

3 「当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、奈良県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。」とは、審査請求の審査は、行政不服審査法上、原則として審理員による審理手続等を経ることとされているが、この条例においては、より中立性、専門技術性の高い合議制機関での慎重な審議を行うことで一層客観的で合理的な解決を図る観点から、個人情報保護制度に関して優れた識見を有する者で構成された附属機関である審議会に対する諮問を行い、審議会の答申を受けて、裁決をすべきこととするものである。審議会において実質的な審理が行われることにより、審理員制度を適用する実益はないと考えられることから、この条例では、審理員による審理手続に関する規定を適用しないこととしている（第39条の3参照）。

なお、審議会の調査審議の手続は書面を中心に行われるものであるから、審議が効率的に行われるようにするため、実施機関は、諮問に際し、審査請求に対する考え方やその理由を記載した書面その他の必要な資料を審議会に提出する必要がある。

4 個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等は、行政処分であることから、当該決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為を不服として法的救済を求めるには、行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟（処分の取消しの訴え又は不作為の違法確認の訴え）の二通りがあるが、いずれの方法を採るかは、法的救済を求めるものが自由に選択できるものである。

なお、審査請求により、抗告訴訟の提起が制限されるものではないため、審査請求の審理中であっても、それとは別に訴訟が提起される場合もあり得るものである。

第1号関係

1 本号は、審査請求が不適法である場合には、審議会が審査を行う余地がなく、諮問する意義に乏しいことから、審議会への諮問が不要であることを定めたものである。

2 「審査請求が不適法であり、却下する場合」とは、審査請求人に適格性がないこと、審査請求期間が経過していることなどの形式的要件の不備により、当該審査請求を却下する場合をいう。

第2号関係

本号は、裁決で、審査請求の全部を認容し、審査請求に係る個人情報の全部を開示する場合には、開示請求者が審査請求人であれば、当該審査請求人の主張が満たされることになることから、審議会への諮問が不要であることを定めたものである。

ただし、当該開示決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合には、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することは、反対意見書を提出した者の利益を害することになるため、審議会への諮問を要することとなる。

第3号関係

本号は、裁決で、審査請求に係る訂正請求の全部を認容して訂正をする場合には、審査請求人の主張が満たされることになることから、審議会への諮問が不要であることを定めたものである。

第4号関係

本号は、裁決で、審査請求に係る利用停止請求の全部を認容して利用停止をする場合には、審査請求人の主張が満たされることになることから、審議会への諮問が不要であることを定めたものである。

※ 審査請求に関する具体的な取扱いについては、行政不服審査法の規定及び事務取扱要綱第8等を参照のこと

第41条（諮問をした旨の通知）

第41条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この節において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

【趣 旨】

本条は、実施機関は、審議会に対し諮問をした場合には、審議会に諮問をした旨を審査請求人等の関係者に通知しなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

通知すべき相手方の範囲は、審査請求手続に既に関与している審査請求人及び参加人のほか、参加人となり得ることが明らかな利害関係者（開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者及び反対意見書を提出している第三者）である。

第1号関係

本号は、審査請求人及び参加人が審議会に対する口頭による意見陳述の求めの機会等を行行使えるよう、審議会における調査審議の手続が始まったことを知らせることを目的とするものである。

「審査請求人」とは、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求をした者をいう。

また、「参加人」とは、審査請求人以外の者であって審査請求に係る開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為につき利害関係を有するものと認められる者で、諮問実施機関の許可を得て又は諮問実施機関の求めに応じて審査請求に参加する者をいう。

第2号関係

本号は、第三者から審査請求があった場合を想定したものである。

開示請求者が既に参加人として参加している場合は、第1号により通知されることになるが、まだ参加していない場合に、参加の機会を与えることを目的とするものである。

第3号関係

本号は、開示請求者が不開示決定を不服として、その取消しを求めた場合に、当該取消しに関し利害関係を有することが明らかである第三者に参加人として参加する機会を与えることを目的とするものである。

実施機関が、開示に反対の意思を有するが反対意見書を提出する機会が与えられなかった第三者が存在することを把握しているときは、行政不服審査法第13条第2項に基づき、当該第三者に参加人として参加することを求めることが適当である。

第42条（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第42条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る行政文書等の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣旨】

本条は、第三者に関する情報が含まれている個人情報の開示決定に対する当該第三者からの審査請求を却下し、若しくは棄却する場合又は開示決定等を変更して当該個人情報を開示する場合に、当該第三者に訴訟提起の機会を確保するために定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 開示決定の取消しを求めて、第三者が審査請求をした場合において、当該審査請求を却下し、又は棄却するときには、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保する必要がある。（第1号）
また、開示決定等が開示請求者によって争われた場合において、裁決で当該開示決定等を変更し、個人情報を開示することとするときにも、第三者に、開示の実施前に、当該裁決を争う機会を保障する必要がある。（第2号）
このため、これらの場合には、審査請求に対する裁決の日と開示の実施の日との間に2週間以上を置かなければならないこととし、第三者が訴訟を提起する機会を確保することとしたものである。（条文上は、第22条第3項の規定を準用することとしている。）
- 2 「第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る」（第2号）とは、本条の規定に基づき第22条第3項の規定を準用する場合は、開示決定等に対する審査請求において第三者が参加人となり、開示に反対の意思を表示している場合に限定することを明らかにしたものである。
- 3 本条第2号は、開示決定等が裁決により変更された場合の規定であり、開示決定等が裁決により取り消された結果、実施機関が行う開示決定については、第22条第3項の規定が直接適用されることとなる。

第43条（審議会の調査権限）

第43条 奈良県個人情報保護審議会は、第40条の規定による諮問に係る調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報が記録されている行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、奈良県個人情報保護審議会に対し、その提示された行政文書の開示を求められない。

2 諮問実施機関は、奈良県個人情報保護審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 奈良県個人情報保護審議会は、第40条の規定による諮問に係る調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報の内容を奈良県個人情報保護審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、奈良県個人情報保護審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、奈良県個人情報保護審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、その他必要な調査を行うことができる。

【趣 旨】

本条は、審議会が適切な判断を行えるようにするため、調査審議のために必要な資料の提出、意見の陳述等を求めることその他必要な調査を行うことができる権限を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

1 本項は、いわゆるインカメラ審理手続（相手方当事者にその内容を知らせない非公開審理の手続）を定めたものである。

審議会において、諮問実施機関の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の判断が適法、妥当かどうか等について迅速かつ適切に判断できるようにするためには、審議会の委員が当該決定等に係る個人情報が記録されている行政文書を実際に見分けることが有効であることから、審議会が当該決定等に係る個人情報が記録されている行政文書についてインカメラ審理を行うことができることとしている。

2 「必要があると認めるとき」とは、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報の性質、当該事案の証拠関係等に照らし、審議会が当該個人情報が記録されている行政文書を実際に見分けないことにより生ずる適切な判断の困難性等の不利益と、当該

行政文書を審議会に提示することにより生ずる行政上の支障等の不利益とを比較衡量した結果、なお必要と認められる場合であることを意味する。

なお、係争の個人情報記録されている文書等に記載されている情報には、その性質上、特定の最小限度の範囲の者にしか知らせるべきでないものや、情報源・情報交換の方法についてその情報交換の当事者以外には知らせるべきでないものなど、特別の考慮を払う必要があるものがあり得る。このような情報が問題となっている場合には、審議会は、諮問実施機関から必要な説明を聴き、当該行政文書を提示することによって生ずる支障の内容及び程度を的確に把握し、また、他に規定する方法による調査を十分行った上で、当該行政文書の提示を求める必要性について判断することとなる。

3 「開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報記録されている行政文書の提示を求めることができる。」とは、合議体を構成する委員に、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報記録されている行政文書を直接見せるよう求める権限を意味する。この場合、審議会に提出させて保管することまでの権限を与えるものではないが、実施機関の判断により、提出することも可能である。

4 「何人も、奈良県個人情報保護審議会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。」とは、審議会に提示された行政文書は、まさにその開示の可否を適切に判断できるようにすることを目的として提示されたものであり、その可否が争われる段階で、委員以外の者がこれを閲覧することは不相当である。このため、何人も、審議会に対して、提示された行政文書の開示を求めることができないことを明記したものである。

第2項関係

前述のように、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報記録されている行政文書によっては、その提示を求めるか否かについて慎重に検討を行った上で判断しなければならない場合がある。しかし、その検討の結果、審議会が提示を求めることとしたのであれば、当該行政文書の見分は事案を適切に判断する上で不可欠であるということである。このため、諮問実施機関は、審議会が「必要であると認めるとき」には、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報記録されている行政文書の提示の求めを拒むことができないことを確認的に規定している。

第3項関係

1 本項は、審議会が諮問実施機関に対して一定の方式により分類または整理した資料を作成し、提出するよう求めることができることを定めたものである。

2 「開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報の内容を奈良県個人情報保護審議会の指定する方法により分類又は整理した資料」とは、一般にヴォーン・インデックスと呼ばれるものを指す。

審議会の審議に際し、特に、文書量又は情報量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑

に関係するような事案にあつては、不開示情報と不開示の理由とを一定の方式で分類・整理した書類（ヴォーン・インデックス）を諮問実施機関に作成させ、その説明を聴くことが、事案の概要と争点を明確にし、不開示（特に部分的な不開示）とすることの適否を迅速かつ適正に判断する上で、有効かつ適切である。

「審議会の指定する方法」については、行政文書には種々のものがあることから、あらかじめ方式を指定するのではなく、個々の事案に即した最も適切な方式を審議会が指定するという趣旨である。

なお、本項は、第1項と異なり、不開示情報を記録した資料の提出を求めることができる権限を審議会に与えるものではない。

第4項関係

- 1 本項は、調査審議に必要な情報を十分に入手できるよう、審議会は、インカメラ審理やヴォーン・インデックスの提出要求のほか、審査請求人等に意見書や資料の提出を求めたり、相当と認める者に陳述や意見書等の鑑定を求めるなどの調査ができることを定めたものである。
- 2 「意見書」とは事案についての審査請求人等の意見を記録した文書、「資料」とは口頭意見陳述又は意見書の内容を裏付ける文書その他のものである。なお、審査庁に提出される行政不服審査法第30条第1項に規定する審査請求人の反論書及び同条第2項に規定する参加人の意見書も、本項の規定に基づき審議会の求めに応じて審議会に提出されるものである。
- 3 「相当と認める者」とは、行政不服審査法第34条の「参考人」に相当するものであり、当該事案の直接の利害関係人ではない第三者のことである。
- 4 「鑑定」とは、特別の学識経験によつてのみ知り得る法則その他の専門的知識等、あるいは事案にその法則を当てはめて得た結論である。
- 5 「その他必要な調査」とは、例えば、諮問実施機関に対する口頭での説明要求のほか、物件の提出要求（行政不服審査法第33条）、検証（同法第35条）、審理関係人への質問（同法第36条）がある。

第44条（意見の陳述）

第44条 奈良県個人情報保護審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、奈良県個人情報保護審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、奈良県個人情報保護審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

【趣 旨】

本条は、審査請求人等の口頭による意見陳述について定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは口頭で意見を述べる機会を与えなければならないことを定めたものである。
- 2 審議会の調査審議は、その取り扱う事案の性質に照らし、また、簡易迅速な権利利益の救済を確保するため、職権に基づき、書面を中心に行うことを原則としている（第43条）。本条は、この書面審理の原則の例外として、適正な判断を行うための資料が審議会に十分に集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な主張立証の機会を与えるようにするため、審査請求人等が審議会に対して口頭意見陳述を求めることができることを規定したもので、行政不服審査法第31条第1項と同様の趣旨によるものである。
本項では、行政不服審査法第31条と異なり、審査請求人・参加人のみならず、諮問実施機関にも意見陳述の機会を与えることとしている（本条以降の規定においても、基本的に、諮問実施機関を審査請求人・参加人と同列に扱っている。）。
- 3 「審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。」とは、審議会は、申立てがあったときは、必ず意見陳述の機会を与える義務を負うものではなく、審査請求人等の意見を全面的に認めるときや、同一の行政文書の開示・不開示の判断の先例が確立しているときなどは、事案の迅速な解決と審議会全体の調査審議の効率性の確保の観点から、改めて審査請求人等の意見を聴く必要はないとする趣旨である。
- 4 本項の規定は、行政不服審査法第31条第1項の規定による口頭意見陳述とは別に、審査請求人等に対し、審議会に対して口頭で意見を述べる機会を付与するものである。

第2項関係

- 1 本項は、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人と出頭することができる

ることを定めたものである。

- 2 「補佐人」とは、行政不服審査法第31条第3項に規定する「補佐人」と同義であり、自然科学的・人文科学的な専門知識をもって審査請求人又は参加人を援助できる第三者である。補佐人は事実上の陳述に限らず法律上の陳述もすることができる。
- 3 「審議会の許可」については、審議会が、審理の進行上必要と認めた場合には、許可されることになる。
- 4 なお、諮問実施機関については、そもそも、口頭意見陳述その他の行為を当該実施機関の職員に行わせることができるので、補佐人に関する規定を設けていない。

第45条（意見書等の提出）

第45条 審査請求人等は、奈良県個人情報保護審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、奈良県個人情報保護審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

【趣 旨】

本条は、審査請求人等の審議会に対する意見書又は資料の提出権を定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 本条は第44条と同様、適正な判断を行うための資料が審議会に十分に集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な主張立証の機会を与えるための規定であり、行政不服審査法第32条に相当する。
なお、行政不服審査法第30条第1項の反論書及び同条第2項の意見書は、審査庁に対して提出されるものであり、ここでいう意見書には該当しない。また、審査請求人及び参加人においては、本条の規定による意見書又は資料とは別に、行政不服審査法第32条の規定により、審査庁に対して意見書又は資料を提出することもできるものである。
- 2 意見書又は資料の提出時期については、いつ提出してもよいということでは調査審議が遅れることになりかねないため、行政不服審査法と同様に、調査審議の遅延防止の観点から、審議会が意見書等の提出期限を定めたときには、その期限内に提出しなければならないとしている。当該期限を過ぎてから提出された意見書又は資料については、審議会は、その受け取りを拒否することができる。
- 3 「相当の期間」とは、意見書等を提出するために社会通念上必要と考えられる期間である。

第46条（委員による調査手続）

第46条 奈良県個人情報保護審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第43条第1項の規定により提示された行政文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第44条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

【趣 旨】

本条は、審議会の指名する委員に、必要な調査、意見陳述の聴取等をさせることができることを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 審議会の調査権限は第43条で規定されているが、すべての調査を合議体の会議において行うのは非効率であり、審査の迅速性確保のためには、事案の審議にあたる委員に必要な調査を行わせる上で、その調査結果や入手した資料を基に会議で審議を行うことが適切な場合がある。このため、本条では、審議会が必要があると認めるときは、審議会の指名する委員に調査を行わせることができることとしている。
- 2 「第43条第1項の規定により提示された行政文書を閲覧させ」とは、諮問実施機関が提示する行政文書について、合議体を構成する委員全員が揃わなくても、一部の委員だけで見ることができることを意味する。特に、行政文書の見分は、諮問実施機関が不開示情報と判断した情報を直接見分できる重要な権限であり、本条は、委員にこれを行わせる場合の根拠を明確にしたものである。
なお、第43条第1項の規定による行政文書の提示の求め及び同条第3項の規定による資料の作成・提出の求めは、合議体として行うものであり、委員が行うことはできない。
- 3 「同条第4項の規定による調査」とは、例えば、審査請求人等に対して意見書又は資料の提出を求めること、参考人から意見聴取を行うことなどがある。
- 4 「第44条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせる」とは、審査請求人等の口頭意見陳述は、本来、事案の調査審議を担当する合議体に対して行われるものであるが、合議体の事務負担の軽減を図るため、一部の委員に当該意見陳述を聴取させ、その内容を合議体に持ち帰って、調査審議の判断材料とすることを許容するものである。
- 5 審議会に提出された意見書又は資料の検討や、答申原案の作成等の内部行為は、当然、単独の委員に行わせることができる。
一方、審査請求人等の権利行使を制限する決定（口頭意見陳述の申立ての拒否（第44条第1項ただし書）、補佐人の出頭の拒否（第44条第2項）、提出資料の閲覧請求の拒否（第47条第2項））、答申の決定等は、合議体でしか行えない。

第47条（提出資料の写しの送付等）

第47条 奈良県個人情報保護審議会は、第43条第3項若しくは第4項又は第45条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、奈良県個人情報保護審議会に対し、奈良県個人情報保護審議会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、奈良県個人情報保護審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審議会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 奈良県個人情報保護審議会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

【趣 旨】

本条は、審査請求人等に対して、審議会に提出された意見書等を送付すること及び意見書等の閲覧権を認めることを定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

1 本項の対象となる「意見書又は資料」とは、第43条第3項の規定により審議会が諮問実施機関に作成及び提出を求めた「資料」、同条第4項の規定により審議会が審査請求人等に提出を求めた「意見書又は資料」及び第45条の規定により審査請求人等が提出した「意見書又は資料」である。

2 本項は、審査請求人等が十分な主張立証をすることができるようにするための規定であるので、原則として審議会に提出された意見書等はその写しを他の審査請求人等に送付するものとしている。

しかしながら、送付することにより、「第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるとき」は、審議会は、送付しないものとする。

「第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき」とは、第三者のプライバシー

を侵害するおそれがあるときや、第三者の営業秘密を漏洩するおそれがあると認められるとき等である。また「正当な理由があるとき」とは、監査の手法等が明らかになり当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき等であり、基本的にはこの条例の第14条各号に該当する場合である。

なお、上記の趣旨より、審査請求人等が内容を知っているものについて送付する必要は認められないので、弁明書、反論書、意見書等、行政不服審査法の規定により諮問実施機関から提出者以外の審査請求人等に送付されるものについても、改めて審議会から送付する必要はない。

第2項関係

- 1 「審議会に提出された意見書又は資料」とは、第1項でいう、第43条第3項若しくは第4項又は第45条の規定により審議会に提出された意見書又は資料を指すものである。

なお、仮に開示決定等に係る個人情報記録されている行政文書が提出されていても、当該行政文書はその開示の是非が争われているのであり、審議会の調査審議手続において当該行政文書の閲覧を求めることは当然できない。

- 2 本項の閲覧請求権は、審議会の調査審議手続における主張立証の便宜のために認められているものであるから、審議会の答申後は、閲覧を求めることはできない。

- 3 本条は、審査請求人等が十分な主張立証をすることができるようにするための規定であるので、閲覧の求めがあったときは、原則として当該意見書又は資料を閲覧に供しなければならないこととしている。

しかしながら、閲覧に供することにより、「第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるとき」は、審議会は、閲覧請求を拒否できる。

「正当な理由があるとき」としては、当該意見書又は資料に不開示情報に該当する情報が記録されていると認められる場合、正当な防御権の行使とは認められない場合などが考えられる。また、本条に基づく閲覧は、意見陳述や意見書作成等に資するものであるが、調査審議がほぼ終結した段階で意見陳述や意見書の提出がなされて最初から議論をやり直すことは、審議会全体の業務運営に支障をきたし、他の事案にも影響を及ぼすおそれがあることから、このような場合も「正当な理由があるとき」に当たると考えられる。

第3項関係

- 1 審査請求人等に写しを送付し、又は審査請求人等から閲覧の請求があった場合、第三者の権利利益を害することがないように、当該写しの送付又は閲覧に係る意見書等の提出者の意見を聴くことを審議会に義務付けて、その判断の慎重を期すものである。

- 2 本項による意見聴取は参考意見としての聴取であり、提出者に拒否権を与えるものではない。

また、提出者の意見を聴くまでもなく審議会が判断を行うことが可能な場合には、意見

を聴く必要はない。

第4項関係

審議会は、第2項の規定により意見書等を閲覧に供するときは、事案の調査審議に支障が生じないよう、その日時・場所を指定することができる。

ただし、審査請求人等が十分な主張立証をすることができるようにするという本条の趣旨を損なわない範囲において指定しなければならない。

第48条（調査審議手続の非公開）

第48条 奈良県個人情報保護審議会の行う第40条の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

【趣 旨】

本条は、審議会の調査審議の手続を非公開とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

審議会の調査審議は、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の判断の適否等に関して行われるものであり、特に、その手段としてインカメラ審理手続も採用されている。このような調査審議の手続は、公開すると不開示情報が公になるおそれがあり適当ではないため、非公開としている。

第49条（答申書の送付）

第49条 奈良県個人情報保護審議会は、第40条の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

【趣 旨】

本条は、審議会が答申をしたときには、審査請求人と参加人に答申書の写しを送付すべきことを定めたものである。

【解釈・運用】

審査請求人及び参加人は事案の関係者であることに加え、答申書は裁決に不服があるときに訴訟を行う際の資料としても必要であると考えられることから、両者に答申書の写しを送付することとしている。

なお、答申は、諮問実施機関に対してなされるものであり、答申書は当然に諮問実施機関に送付される。

第50条（答申の尊重義務）

第50条 諮問実施機関は、前条の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

【趣 旨】

本条は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求は、実施機関に対して行われることになるので、特定の場合を除き、公平かつ客観的な判断を担保するために、第三者で構成する審議会に諮問し、その答申を尊重して、裁決を行うという独自の救済手続を定めたものである。

【解釈・運用】

「これを尊重して」とは、審議会は、第61条の規定により知事の附属機関として設置するものであり、その性格上決定権を有せず、判断内容には法的拘束力が生じないものであるが、この審議会は、第三者性を有する「救済機関」として機能することを目的としていることから、実施機関は、その答申を尊重して審査請求に対する裁決を行わなければならないという意味である。

第6節 雑則

第51条（適用除外）

第51条 この章及び第6章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）に含まれる個人情報
- (2) 統計法第27条第1項の規定により総務大臣が整備する事業所母集団データベースに含まれる個人情報
- (3) 統計法第29条第1項の規定により行政機関の長が他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報
- (4) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

2 この章及び第6章の規定は、県の図書館その他これに類する施設において一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については、適用しない。

3 第2節から前節までの規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 刑事訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報
- (2) 漁業法（昭和24年法律第267号）第117条第1項に規定する免許漁業原簿に記録されている個人情報

4 第2節から前節までの規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

【趣旨】

本条は、第2章及び第6章の規定を適用しない個人情報、第2章第2節から第5節までの規定を適用しない個人情報について定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

本項は、統計法に基づく統計調査等に係る個人情報については、一般に個人が識別されない形で処理され、使用されることを前提としているものであることや、統計法等において秘密の保護等の仕組みが存在し、厳しい管理の下に運用されるものであることなどから、第2章及び第6章の規定を適用しないこととしたものである。

第1号関係

- 1 「統計法第2条第6項に規定する基幹統計調査」とは、同法第2条第4項に規定する基幹統計（同法第5条第1項に規定する国勢統計及び同法第6条第1項に規定する国民経済計算等）の作成を目的とする統計調査をいう。
- 2 「同条第7項に規定する一般統計調査」とは、行政機関（統計法第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下本項において同じ。）が行う統計調査のうち基幹統計調査以外のものをいう。
- 3 「調査票情報」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。

第2号関係

- 1 「統計法第27条第1項の規定により総務大臣が整備する事業所母集団データベース」とは、総務大臣が、行政機関及び地方公共団体等による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担の軽減に資することを目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、整備する事業所母集団データベースのことをいう。
- 2 「事業所母集団データベース」とは、事業所に関する情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

第3号関係

- 1 「統計法第29条第1項の規定により行政機関の長が他の行政機関から提供を受けた行政記録情報」とは、統計法第29条第1項では、行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができることとされており、当該規定により、行政機関の長が他の行政機関から提供を受けた行政記録情報のことをいう。
- 2 「行政記録情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているもののうち、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第2条第2項に規定する行政文書をいう。）に記録されているもの（基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報並びに匿名データを除く。）をいう。

第4号関係

「統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査」とは、地方公共団体（都道府県及び地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市）の長その他の執行機関が、統計調査を行おうとするときに、同法第24条第1項の規定により、あらかじめ、統計法施行令（平成20年10月30日政令第334号）で定めるところにより、総務大臣に届け出られた統計調査のことをいう。

第2項関係

1 本項は、県の図書館等の施設において、一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については、当該施設の利用規程等に基づいて閲覧等が行われることから、第2章及び第6章の規定を適用しないこととしたものである。

2 「県の図書館その他これに類する施設」とは、図書、刊行物、資料等を一般の閲覧等に供することを事業として行っている施設をいい、公の施設であると事務所であると問わない。

具体例としては、奈良県立図書情報館、県政情報センター、奈良県立美術館、社会教育センター、消費生活センター、女性センター等がある。

3 「一般の利用に供することを目的として保有している個人情報」とは、上記の施設において専ら一般の閲覧等に供するために管理している図書、刊行物、資料等に記録されている個人情報をいう。

したがって、これらの施設が保有している個人情報であっても、行政事務のために作成し、又は取得したものであって、一般の閲覧等に供することを目的としないものについては、第2章及び第6章の規定が適用されることとなる。

第3項関係

1 本項は、刑事訴訟に関する書類等に記録されている個人情報及び免許漁業原簿に記録されている個人情報については、開示、訂正及び利用停止の取扱いが当該制度内で体系的に整備されており、当該制度にゆだねることが適当であることから、第2章第2節から第5節までの規定を適用しないこととしたものである。

第1号関係

1 本号は、刑事訴訟法に基づく訴訟に関する書類等については、一般的な行政文書と異なり、司法部門における独自の完結した体系的な制度の下にあり、例えば、公判調書の記載の正確性につき、検察官、被告人又は弁護人は、裁判所に異議を申し立てることができる制度が設けられているなど、訴訟に関する書類等に記録された個人情報の取扱いについては、司法機関である裁判所の適正な関与の下になされるものであることから、第2章第2節から第5節までの規定を適用しないこととしたものである。

2 「刑事訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護士選任届等の手続関係書類が含まれる。

第2号関係

本号は、免許漁業原簿の謄本・抄本の交付又は閲覧の制度が、専ら私人間の取引の安全等を図り、私法上の権利を保護するために、公に表示し又は証明する制度であり、一般的な行政文書の開示とは異なる独自の完結した体系的な開示制度が設けられていること、また、免許漁業原簿について、この条例により認証のない写しの交付等を認めることは、免許漁業原簿の認証制度の趣旨を損なうことから、第2章第2節から第5節までの規定を適用しないこととしたものである。

第4項関係

- 1 刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る個人情報を第2節から前節までの規定を適用除外としたのは、これらの個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。例えば、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定される。
- 2 少年の保護事件に係る裁判や保護処分の執行等に係る個人情報は、少年の前歴を示す情報を含んでおり、成人の前科前歴情報と同様に開示の適用除外とする必要性が高いことから、適用除外として明記している。
- 3 「更生緊急保護」とは、犯罪者予防更生法第48条の2第1項に基づき、同法同項各号に掲げる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族、縁故者等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設からの保護を受けられない場合、又はこれらの援助や保護だけでは更生できないと認められる場合に、本人の申出に基づき、国の責任によって応急的に行う宿泊所の供与等の保護措置をいう。更生緊急保護の対象者の範囲は前科を有する者等に限られており、更生緊急保護に係る個人情報は、前科等が明らかになるものであることから、適用除外としたものである。
- 4 「恩赦」は、行政権の作用により裁判の内容を変更し、その効力を変更し若しくは消滅させ、又は国家刑罰権を消滅させるものであり、このため、本人の前科等に関する情報を当然含んでいる（恩赦には、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権がある。）。恩赦の対象者の範囲は前歴を有する者等に限られており、「恩赦に係る個人情報」は、前

科等が明らかになるものであることから、適用除外としたものである。

- 5 なお、刑の執行等に係る個人情報については、刑事訴訟に関する書類に記録されているものも一部あるが、それ以外の行政文書にも記載されているため、本項において適用除外とする旨明記したものである。また、刑の執行等に係る個人情報の中には、刑の執行等を受けた者以外の個人情報も含まれ得るが、本項の趣旨を踏まえれば、適用除外とする範囲は、「当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る」ことが適当である。

第52条（他の制度との調整）

第52条 法令又は他の条例（奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）を除く。以下この項において同じ。）の規定により自己を個人情報の本人とする個人情報について開示を受け、又は訂正若しくは利用停止を求めるときは、当該法令又は他の条例の定めるところによる。

2 法令又は他の条例の定めるところにより実施機関が保有する自己を個人情報の本人とする個人情報について開示を受けた場合においては、当該個人情報を、開示決定に基づく開示又は第24条第3項の規定による開示を受けた自己を個人情報の本人とする個人情報とみなして、第26条第1項の規定を適用する。

【趣 旨】

本条は、法令又は他の条例（以下「他の法令等」という。）の規定により自己情報の開示、訂正又は利用停止を求めるときができる場合におけるこの条例との調整について定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、他の法令等で自己情報の開示、訂正又は利用停止の手續が規定されている場合におけるこの条例と当該他の法令等との適用関係について定めたものである。
- 2 「奈良県情報公開条例を除く」とは、自己情報が記録されている行政文書については、請求者の選択に応じて情報公開条例とこの条例のいずれの制度でも開示請求をすることができることとしたものである。
- 3 「自己を個人情報の本人とする個人情報について開示を受け」とは、他の法令等に閲覧や縦覧制度がある場合や、謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合など、自己情報について知り得ることができる場合をいう。
特定個人情報を除外（第5条第2項参照）しているのは、特定個人情報については、他の法令等により同一の方法の開示の実施が定められているときであっても、この条例による開示の実施を重ねて行う必要があることから、この条例を適用するという趣旨である。
- 4 「訂正若しくは利用停止を求めるとき」とは、他の法令等に個人情報の訂正又は利用停止の手續を定めた規定がある場合をいう。
- 5 他の法令等の規定に基づき自己情報の開示、訂正又は利用停止を行うことができる場合であっても、当該他の法令等が直接明確には規定していない請求の場合、例えば、他の法

令等が閲覧等の手続についてのみ定めている場合において、写しの交付の請求があった場合、他の法令等が開示の期間を限定している場合において、当該期間外に開示の請求があった場合等は、この条例が適用されることとなる。

ただし、この場合でも、当該他の法令等の趣旨を十分踏まえて、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等を行うものとする。

第2項関係

本項は、他の法令等により自己情報の開示を受けた場合には、この条例による開示を受けたものとみなして、訂正請求及び利用停止請求をすることができることを定めたものである。

第53条（苦情処理）

第53条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、実施機関における個人情報の取扱いに関する各種の苦情について、実施機関が、その適切かつ迅速な処理に努めなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

「当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情」には、個人情報の利用・提供等に関する様々な苦情があり得る。これらについては、訴訟等によるよりも、むしろ苦情処理によって、簡易迅速な解決を図ることが適当なものが少なくないと考えられる。

また、実施機関にとっても、県民から寄せられる様々な苦情について誠実かつ迅速に対応することが、実施機関における個人情報の取扱いに関する県民からの信頼を確保するために重要である。

このような苦情の多くは、各実施機関における個人情報の日常的な処理・利用との関連において発生するものであることから、まず、当該実施機関の責任において、適切かつ迅速な処理に努めることが適切かつ必要であり、実施機関が苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないことを規定したものである。

※ 苦情の処理に関する具体的な取扱いについては、事務取扱要綱第9を参照のこと

第54条（その他）

第54条 この章に定めるもののほか、この章の規定の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

【趣 旨】

本条は、第2章の規定の施行に関し必要な事項については、それぞれの実施機関が定めることとしたものである。

なお、第2章を除いたこの条例の施行に関し必要な事項は、第63条の規定により知事が規則で定めることとなる。

【解釈・運用】

- 1 「実施機関が定める」とは、各実施機関が個人情報保護規則等や事務取扱要綱等により定めることをいう。
- 2 第2章の規定の施行に際し必要な事項の定めは、できる限り同一のものとすることが望ましいことから、各実施機関が個人情報保護規則等や事務取扱要綱等を制定し、又は改正する場合は、実施機関相互間で十分に連絡調整し、整合性が図られるよう努めるものとする。

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護

第55条（事業者の責務）

第55条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する県の施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱わなければならない。

【趣旨】

- 1 本条は、民間部門における個人情報の保護を図るため、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する責務を定めたものである。
- 2 情報通信技術の飛躍的な発展により、事業者が取り扱う個人情報は膨大な量に達しており、しかも事業者単位だけでなく、業界を通じたネットワークが形成されている場合もある。しかし、個人情報は経済的合理性に基づいて取り扱われやすく、個人情報の取扱いに適正を欠いた場合には、個人の権利利益が侵害されることにもなる。
このため、本条は、事業者が事業活動を行うに当たって個人情報を取り扱う際の責務を明らかにしたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、事業者が、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう努める責務と、実効性のある個人情報の保護を図るために県の施策に協力するよう努める責務を有することを定めたものである。
- 2 「個人情報の保護の重要性を認識し」とは、個人情報の保護が社会的ルールとして定着するためには、事業者自らが個人情報の保護の重要性を認識することが大切であるという趣旨である。
- 3 「個人情報の保護に関する県の施策に協力する」とは、第56条から第59条までの規定に基づいて知事が行う指導及び助言等に応ずることのほか、県が行う個人情報の保護に関し必要な施策に協力することを意味する。

- 4 県が出資する法人は、県とは別の法人格を有し、事業運営に関する自主性、独立性が認められていることから、この条例においては、「事業者」の中に含まれる。

第2項関係

- 1 本項は、思想、信条及び信教に関する個人情報や社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、基本的人権にかかわるものであり、その取扱いによっては個人の権利利益を侵害するおそれが大きいことから、事業者においても特に慎重に取り扱う責務があることを定めたものである。
- 2 「思想、信条及び信教に関する個人情報」とは、第5条第3項に規定する「思想、信条及び信教に関する個人情報」と同義である。
- 3 「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」とは、過去において不当な社会的差別の原因となった事実があり、また、今後も同様の原因となるおそれがあるため、その取扱いを誤ると不当に差別を助長するおそれのある個人情報をいう。
なお、実施機関が取り扱う個人情報においては、「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」は審議会の意見を聴いて規則で定めるものをいうが、事業者が取り扱う個人情報においても、実施機関と同様の情報が「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」となる。
- 4 「特に慎重に取り扱わなければならない」とは、次のような取扱いをいう。
- (1) 思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、なるべく収集しないようにするとともに、収集する場合も必要最小限にとどめる。
 - (2) 思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の利用又は提供は、必要最小限にとどめる。
 - (3) 収集した思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、その適正管理に努める。
- ※ 事業者が取り扱う個人情報の保護に関する具体的な取扱いについては、事務取扱要綱第10を参照のこと

第56条（指導及び助言等）

第56条 知事は、事業者が自主的に個人情報の保護のための適切な措置を講ずるよう、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、奈良県個人情報保護審議会の意見を聴いて、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、公表するものとする。

【趣 旨】

本条は、知事は、事業者に対して必要な指導や助言を行うことができること、及び事業者が個人情報を取り扱う際のよりどころとなる指針を作成し、公表することについて定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、知事は、事業者が自主的に個人情報の保護のための適切な措置を講ずるよう、必要な指導及び助言を行うことができることを定めたものである。
- 2 「適切な措置を講ずる」とは、事業者が、取り扱う個人情報の内容等に応じて自主的に個人情報の取扱基準を定めることや、現行の個人情報の取扱いを見直すこと等の措置を講ずることをいう。
- 3 「指導及び助言」は、事業者が有する事業活動の自由に配慮し、公平性や統一性を確保して行うこととなる。

例えば、次のようなことが考えられる。

- (1) 事業者の意識啓発のためのパンフレット等の作成、配布
- (2) 個人情報の保護に関する研修会等の開催
- (3) 事業者からの保護措置に係る相談に応じた個別指導

第2項関係

- 1 本項は、事業者の自主的な対応を促すため、知事は、事業者が個人情報を取り扱う際のよりどころとなる指針を定め、これを公表することを定めたものである。
なお、当該指針は、知事が事業者に対し指導及び助言を行う場合の基準としての役割も果たすものである。
- 2 「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し」とは、個人情報の保護に

関する法律（以下「個人情報保護法」という。）等の趣旨を踏まえ、審議会の意見を聴いて、作成することとなる。

- 3 「公表」は、事業者はもとより広く一般に周知することが必要であり、施行規則第**5**条において、奈良県公報に登載して行うことが定められている。

第57条（説明又は資料の提出の要求）

第57条 知事は、事業者が個人情報に不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

【趣 旨】

本条は、事業者が個人情報に不適正に取り扱っている疑いがあると認める場合において、その事実を明らかにするための調査が必要であるときは、知事は、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができることを定めたものである。

なお、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第5項に規定する「個人情報取扱事業者」については、同法がこの条例に優先して適用されることになる。

【解釈・運用】

- 1 「個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるとき」とは、個人情報を違法、不当な手段により収集したり、正当な理由なく目的外の利用・提供をしたり、又は適正な管理を怠っているなど、個人の権利利益を侵害している疑いがあると認められる場合をいう。
- 2 「事実を明らかにするために必要な限度」とは、個人情報の取扱いの内容が不適正であるかどうかを判断するために必要な範囲をいう。
したがって、当該個人情報の取扱いに関連のない事項についてまで説明又は資料の提出を求めることはできない。
- 3 事業者が正当な理由なく説明又は資料の提出をしない場合は、第59条の規定によりその事実を公表することとなるので、慎重に運用することが必要である。
このため、本条の規定に基づき説明又は資料の提出を要求する場合には、当該事業者の個人情報の取扱状況について十分な事前調査と資料収集を行い、その調査結果等を踏まえた上で、当該事業者の個人情報の取扱いが、事業活動の自由等を勘案してもなお社会的に容認されない合理的な疑いのあるものであることを確認することとする。
- 4 本条の規定に基づき事業者に対し説明又は資料の提出の要求をする場合は、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求める理由その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

※ 事業者に対する説明又は資料の提出に関する具体的な取扱いについては、事務取扱要綱第10の2に定めるところによるものとする。

第58条（是正の勧告）

第58条 知事は、事業者が個人情報著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、奈良県個人情報保護審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

【趣 旨】

本条は、事業者が個人情報著しく不適正に取り扱っていると認める場合に、知事は、当該事業者に対し、その取扱いの是正の勧告をすることができることを定めたものである。

なお、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第5項に規定する「個人情報取扱事業者」については、同法がこの条例に優先して適用されることになる。

【解釈・運用】

1 「個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるとき」とは、事業者の個人情報の取扱いにより、個人の権利利益の重大な侵害が生じ、又は生じることが明白であって、一般的には不法行為が成立すると認められる場合をいう。

具体的には、個別の事案ごとに、取り扱われる個人情報の種類、内容、個人の権利利益の侵害の程度等を勘案して判断することとなる。

2 「奈良県個人情報保護審議会の意見を聴いて」とは、当該是正の勧告の妥当性について客観的な判断が要求されることから、知事は、審議会の意見を聴き、その意見を尊重した上で判断することを示したものである。

3 事業者が是正の勧告に従わない場合は、第59条の規定によりその事実を公表することとなるので、慎重に運用することが必要である。

このため、本条の規定に基づき是正の勧告をする場合には、当該事業者の個人情報の取扱状況について十分な事前調査と資料収集を行い、その調査結果等を踏まえた上で、当該事業者の個人情報の取扱いが、事業活動の自由等を勘案してもなお社会的に容認されないものであること、また、知事の指導や助言に従わず、継続的に不適正な取扱いを行っていることなどを確認することとする。

4 本条の規定に基づき事業者に対し是正の勧告をする場合は、当該事業者に対し、勧告の理由その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

※ 事業者に対する是正の勧告に関する具体的な取扱いについては、事務取扱要綱第10の2に定めるところによるものとする。

第59条（公表）

第59条 知事は、事業者が正当な理由なく第57条の規定による説明若しくは資料の提出をせず、又は前条の規定による勧告に従わないときは、奈良県個人情報保護審議会の意見を聴いて、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

【趣 旨】

- 1 本条は、事業者が正当な理由なく第57条の説明又は資料の提出の要求に応じない場合、又は第58条の勧告に従わない場合に、知事は、その旨を公表することができることを定めたものである。
- 2 本条の「公表」は、県民等に情報提供をすることにより、その注意を喚起するものであるとともに、第57条に規定する説明又は資料の提出の要求や第58条に規定する是正の勧告の実効性を担保しようとするものである。

【解釈・運用】

- 1 「正当な理由なく第57条の規定による説明若しくは資料の提出をせず」とは、明らかに企業秘密に該当すると認められるなど、回答を拒否することについての合理的な理由がないにもかかわらず説明又は資料の提出の要求を拒否した場合のほか、当該要求に対して回答しない場合、当該要求に対する回答を遅延させる場合も含まれる。
- 2 「勧告に従わないとき」とは、勧告を受けた行為を反復継続するなど勧告に従わない意思が明白である場合や合理的期間内に必要な是正措置を講じない場合等をいう。
- 3 「奈良県個人情報保護審議会の意見を聴いて」とは、当該公表の妥当性について客観的な判断が要求されることから、知事は、審議会の意見を聴き、その意見を尊重した上で判断することを示したものである。
- 4 「公表」については、事業者の名称又は氏名その他必要な事項を奈良県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うこととなる。（施行規則第6条）
- 5 「あらかじめ、当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない」としたのは、本条の規定による公表は、行政指導の一環として行われるものであり、奈良県行政手続条例第2条第5号に規定する不利益処分には当たらないものではあるが、公表される事業者にとっては社会的な影響が大きいことから、事業者に意見を述べる機会を与えることによって、適正な手続を保障しようとするものである。

※ 公表に関する具体的な取扱いについては、事務取扱要綱第10の2に定めるところによるものとする。

第60条（国及び他の地方公共団体との協力）

第60条 知事は、事業者が取り扱う個人情報に係る個人の権利利益の保護について、国及び他の地方公共団体の協力が必要であると認めるときは、その協力を求め、又は国及び他の地方公共団体から協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、事業者の事業活動が県の区域内にとどまらず県の区域を越えて展開される場合もあるのに対し、条例の効力には地域的な限界があることから、知事は、国及び他の地方公共団体に協力を求めること等を定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「必要であると認めるとき」とは、個人の権利利益を保護するため、知事が、国又は他の地方公共団体に対して協力を求める必要がある場合をいう。
- 2 「その協力を求め」とは、国又は他の地方公共団体に対して、個人情報の保護に関する情報の交換、提供を求めることのほか、国に対して、関係省庁による事業者団体等に対する行政指導を求めたり、他の地方公共団体に対して、当該地方公共団体の区域内に事務所等を有する事業者に関する調査や不適正な行為の是正指導を求めることなどをいう。
- 3 「協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努める」とは、国又は他の地方公共団体から協力を求められたときは、知事は、この条例に基づき可能な措置を講ずるよう努めることをいう。

第4章 奈良県個人情報保護審議会

第61条

第61条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるほか、個人情報の保護に関する重要事項及び番号利用法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項について、知事又は実施機関の諮問に応じて調査審議し、及び知事又は実施機関に建議することとさせるため、奈良県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員6人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 第2項から前項までに掲げるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣 旨】

本条は、知事の附属機関として奈良県個人情報保護審議会を設置すること及びその組織、運営等に関する基本的事項を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 審議会は、知事の附属機関として設置するものであるが、知事以外のすべての実施機関からの諮問等に対しても審議等を行うものである。
- 2 「この条例の規定によりその権限に属させられた事項」とは、次の事項をいう。
 - (1) 実施機関が個人情報の本人以外から個人情報を収集する場合について、第5条第4項の規定に基づき意見を述べること。
 - (2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を規則で定めるに際して、第5条第3項の規定に基づき意見を述べること。
 - (3) 実施機関が思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集する場合について、第5条第4項の規定に基づき意見を述べること。

- (4) 実施機関が個人情報の収集の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供する場合について、第6条第4項の規定に基づき意見を述べること。
 - (5) 実施機関が実施機関以外のものに対して通信回線を用いた電子計算機等の結合により個人情報を提供する場合について、第6条第4項の規定に基づき意見を述べること。
 - (6) 実施機関が登録簿に登録しない個人情報取扱事務を定めるに際して、第11条第4項第5号の規定に基づき意見を述べること。
 - (7) 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があった場合に、第40条の規定に基づく実施機関の諮問に応じて審査を行うこと。
 - (8) 知事が事業者の個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成するに際して、第56条第2項の規定に基づき意見を述べること。
 - (9) 知事が事業者に対して個人情報の取扱いの是正の勧告をするに際して、第58条の規定に基づき意見を述べること。
 - (10) 事業者が説明若しくは資料の提出の要求に応じなかった旨又は個人情報の取扱いの是正の勧告に従わなかった旨を知事が公表するに際して、第59条の規定に基づき意見を述べること。
- 3 「個人情報の保護に関する重要事項」とは、個人情報保護制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的な改善、本制度の推進を図るための必要な事項等をいう。
 - 4 「番号利用法第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項」とは、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「保護評価規則」という。）第7条第4項に基づく意見聴取のほか、番号利用法第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価の適正な実施に関すること等を含むものである。
 - 5 「知事又は実施機関の諮問に応じて調査審議し、及び知事又は実施機関に建議することとさせる」とは、知事又は実施機関からの諮問を受けた場合はもとより、受けない場合であっても、実施機関に対し、意見を述べることができることをいう。
 - 6 審議会の組織及び運営に関する具体的な事項は、奈良県個人情報保護審議会規則（平成12年3月奈良県規則第67号）等において定める。

第6項関係

「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」とは、特別職である附属機関の委員は、地方公務員法上の守秘義務を負わないものであるが、審議会の機能に鑑み、守秘義務を課すことを規定したものである。

第5章 雑則

第62条（実施状況の公表）

第62条 知事は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例による個人情報の開示等の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

【趣 旨】

本条は、個人情報保護制度の実施状況を的確に把握して今後の適正な運用を図るとともに、県民等にこれを周知して制度の適正な利用を促すことにより、制度全体の健全な発展を推進するため、実施状況の公表を知事の責務として定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 知事は、毎年度初めに、すべての実施機関の前年度の実施状況を取りまとめ、その内容を公表するものとする。
- 2 公表する事項は、次の事項とする。
 - (1) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数
 - (2) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求に関する決定状況
 - (3) 審査請求の件数及び裁決状況
 - (4) その他必要な事項

※ その他実施状況の公表に関する具体的な事務取扱いについては、施行規則第7条及び事務取扱要綱第12を参照のこと。

第63条（その他）

第63条 この条例に定めるもののほか、この条例（第2章を除く。）の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣 旨】

本条は、第2章以外の規定の施行に関し必要な事項のうち、この条例に定めのないものは、規則で定めることとしたものである。

第6章 罰則

第64条

第64条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第10条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（行政文書に記録されている個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をいう。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、実施機関の職員等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供することを処罰することとしたものである。

【解釈・運用】

- 1 個人の秘密を含む個人情報の保有は、実施機関による適正な行政の遂行、個人に対する確かな行政サービスの提供にとって不可欠なものである。他方、近年、実施機関における個人情報の電子計算機処理が急速に進展する中で、個人情報の漏えい等は、個人の権利利益侵害の危険性を一層増大させるだけでなく、県民の実施機関における個人情報の電子計算機処理に対する信頼を著しく損なわせ、ひいては適正かつ円滑な行政の遂行に重大な支障を生じさせることとなる。このため、本条は、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供した（電子計算機処理可能な形で個人の秘密を漏らした）者に対して、一般的な守秘義務違反の罪（地方公務員法第60条等）に加重して罰則を科すものである。
- 2 「職員であった者」及び「従事していた者」をも処罰の対象とするのは、在職又は従事中に取得した個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルの要保護性は、職を辞め、あるいは事務に従事しなくなった場合においても変わりがないからである。
- 3 本条の罪は、「正当な理由がないのに」個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したことを要件として成立する。正当な理由があるときは、本罪を構成しない。
「正当な理由がある場合」としては、例えば、次のものが考えられる。
 - (1) 収集の目的を達成するために必要な範囲内で提供する場合

(2) 第6条第1項各号に該当する場合

4 「個人の秘密」とは、個人に関する一般に知られていない事実であって、他に知られないことについて相当の利益を有するもの、すなわち、非公知性及び秘匿の必要性の二つの要素を具備しているものをいう。

5 「個人情報ファイル」とは、行政文書に記録されている個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように一定の基準に基づいて個人情報が集められたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をいう。

電子計算機処理されたものを対象としたのは、電子計算機処理の大量・高速処理、結合・検索の容易性といった特性から、いったん悪用された場合に被害が甚大となることに着目して、一般的な守秘義務違反より厳しく処罰することとしたものである。

6 「その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む」と規定することにより、個人情報ファイルの記録媒体が複製又は加工されたものが本条の罪の対象となることを明確にしている。

個人情報ファイルを職員等が勝手に複製又は加工したものは、実施機関が組織的に保有しているものではないことから、この条例で定義する個人情報ファイルに該当しないこととなるが、それらについても正当な理由がないのに提供されたときは、本条の保護法益を害することになるので、この旨規定したものである。

「複製」とは、例えば、データベースをダウンロードして自己所有の光ディスクに複写することなどが想定される。また、「加工」とは、例えば、データベースの内容に変更を加え、データを並べ変えることや、選択的に抽出することなどが想定される。なお、加工したのも、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成されたものとしての実質を備えている必要がある。

7 本条にいう「提供」とは、個人情報ファイルを第三者が利用できる状態に置く行為をいう。例えば、ネットワークを通じた提供や、光ディスク等の記録媒体による提供が考えられるが、パスワード等を第三者に渡して個人情報ファイルを管理するシステムを直接操作させることも含まれる。また、稼働中のシステムを意図的に放置して他人の操作に任せるなど事実上第三者が利用できる状態にあれば、不作為によることもあり得る。

8 本条の罪の典型例としては、実施機関の職員が、個人の秘密が記録されているデータベースを光ディスク等の記録媒体に複写して、不正に譲渡した場合が考えられる。

第65条

第65条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た行政文書に記録されている個人情報¹を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【趣 旨】

本条は、実施機関の職員等が、行政文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用することを処罰することとしたものである。

【解釈・運用】

- 1 実施機関において保有されている個人情報は、行政の遂行に用いるためのものであり、また、適正な管理の下で保有されることとされている。このような個人情報を職員等が自己又は第三者の利益のために不正に用いることは、個人情報が転々流通し、場合によっては悪用され、個人の権利利益侵害の可能性や不安感を増大させ、ひいては実施機関における個人情報の取扱いに対する県民の信頼を著しく損なうことになる。このため、本条は、個人情報を自己又は第三者の不正な利益のために用いた職員等を処罰するものである。
- 2 「業務」とは、過去に従事した業務か、現在従事している業務かを問わない。
行政文書に記録されている個人情報の中には、個人の秘密に関わるもの、若しくは関わらないもの、又は電子計算機処理されているもの、若しくはされていないものなど、様々なものがあるが、その内容・形態は問わない。
- 3 本条の罪の対象は、個人の秘密に限られず行政文書に記録されている個人情報と広いことから、提供行為のうち、当罰性の高い行為である自己又は第三者の不正な利益を図る目的で行われるものに限定したものである。
本条にいう「提供」とは、行政文書に記録されている個人情報を第三者が利用できる状態に置く行為をいう。
「盗用」とは、自己又は第三者の利益のために不法に利用することをいう。提供と異なり、行政文書に記録されている個人情報の内容が、記録媒体の移転等により伝達されることを要件としていない。
- 4 本条の罪の典型例としては、実施機関の職員が、許認可等に係る個人の氏名、住所、電話番号等の情報が記載された名簿を、名簿業者に売却した場合などが考えられる。

第66条

第66条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【趣 旨】

本条は、実施機関の職員がその職権を濫用し、専ら職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集することを処罰することとしたものである。

【解釈・運用】

- 1 実施機関による個人情報の収集は、個人情報行政の遂行に利用されることに対する県民からの信頼が必要である。特に、個人の秘密に係る個人情報の収集については、とりわけ県民からの信頼が前提となっている。しかるに、実施機関の職員がその職権を濫用し、職務以外の目的で個人の秘密を含む個人情報を収集する行為は、個人の秘密を侵すものであるのみならず、県民の信頼を損ない、ひいては行政の適正かつ円滑な運営を損なうこととなる。このため、本条は、このような職権を濫用して個人の秘密を収集する職員を処罰するものである。
- 2 本条は、職権の濫用を要件としていることから、実施機関から委託を受けた事務の従事者や指定管理者が行う公の施設の管理業務の従事者等を対象としていない。
- 3 「職権」とは、実施機関の職員である公務員が職務上有する一般的職務権限をいう。ここでいう「職権を濫用して、収集」するとは、一般的職務権限に属する事項について、職権を遂行するにつき、又は職権の行使に仮託して、実質的、具体的に違法、不当な収集をすることをいう。
- 4 本条にいう「収集」とは、文書、図画又は電磁的記録を、集める意思をもって、進んで集め取る行為をいう。文書等を自己の所持に移すことが必要であり、単に読み又は見ることを含まない。人から収集する場合と、人を介しないで電子計算機等から収集する場合の両方を含む。既に職員が適法に収集して手元にある文書等を複写して持ち帰るといった行為は、既に自己の所持に移した文書等を利用する行為にすぎず、本条の「収集」に当たらない（その後、不正な目的での提供等があれば、第64条、第65条の罪が成立し得る。）。しかし、複数の職員が共用するキャビネット内の文書を取り出したり、共用データベースの端末を操作して電磁的記録を取り出す行為は、「収集」に当たる。
- 5 「その職務の用以外の用に供する目的」とは、当該実施機関の職員に割り当てられた職務の用以外の用に供する目的をいう。「専ら」とは、収集目的のほとんどすべてが「その

職務の用以外の用に供する目的」であることをいう。

本条の罪の対象となるには、このような目的をもって収集することが必要であり、例えば、たまたま職務遂行の過程で認知したり、行政文書を閲覧して知った個人の秘密について、職務の用以外の用に利用しようとする動機をもったとしても、本条の対象とはならない。

6 「個人の秘密」とは、第64条に規定する「個人の秘密」と同義である。

7 本条の罪の典型例としては、職員が個人的興味を満たす目的で、自己の職務を装って、他人の健康診断結果を入手する場合が考えられる。

第67条

第67条 第61条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【趣 旨】

本条は、審議会の委員が職務上知り得た秘密を漏らした場合の罰則を定めたものである。

【解釈・運用】

審議会の委員は特別職の地方公務員であるため、地方公務員法に規定する守秘義務規定は適用されない。このため、この条例第61条第6項において委員の守秘義務を規定しているが、当該規定に違反した場合に刑罰を科すこととすることにより、守秘義務の遵守を担保するものである。

第68条

第68条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示又は第24条第3項の規定による個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

【趣 旨】

本条は、開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科すこととしたものである。

【解釈・運用】

- 1 「偽りその他不正の手段」とは、個人情報の開示を受ける手段で真実でない又は不正なものをいい、例えば他人の身分証明書等の使用により、他人に成りすまして、他人の情報の開示を受けることなどが想定される。
- 2 本条の「過料」は、行政上の秩序違反行為に対する制裁としての秩序罰である。
個人情報の開示に当たって、適正な権利行使を担保することが本条の保護法益であり、また、個人情報の中には、個人の秘密に係らないものもあることから、刑罰ではなく、秩序罰（過料）としたものである。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。ただし、第5条第3項及び第4項、第6条第5項、第10条第4項並びに第31条第2項の規定中審議会の意見に係る部分並びに第36条の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第10条第2項の規定の適用については、「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行後遅滞なく」とする。

(奈良県情報公開条例の一部改正)

- 3 奈良県情報公開条例の一部を次のように改正する。
第15条第1項中「法令等の規定」を「法令等（奈良県個人情報保護条例（平成12年3月奈良県条例第32号）を除く。以下この項において同じ。）の規定」に改める。

(県が設立した地方独立行政法人に関する経過措置)

- 4 県が設立した地方独立行政法人の成立の日（以下「成立日」という。）前にこの条例の規定により知事がした処分その他の行為のうち現にその効力を有するもので、成立日以後においては当該地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、この条例の規定により当該地方独立行政法人がしたものとみなす。
- 5 成立日前にこの条例の規定により知事に対してされている請求その他の手続で成立日以後においては県が設立した地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、この条例の規定により当該地方独立行政法人に対してされたものとみなす。
- 6 県が設立した地方独立行政法人の成立の際現に行われている当該地方独立行政法人の個人情報を取り扱う事務に係る第11条第2項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、県が設立した地方独立行政法人の成立後遅滞なく」とする。
- 7 県が設立した地方独立行政法人の成立の際現にされている行政不服審査法により知事に対してされている不服申立てで成立日以後においては当該地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、同法の規定により当該地方独立行政法人に対してされている異議申立てとみなす。

【趣 旨】

- 1 附則第1項から第3項は、この条例の施行期日、必要な経過措置、この条例の施行に伴う他の条例の改正について定めたものである。
- 2 附則第4項から第7項は、県が設立した地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、同日以後においては当該地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るもの等について経過措置を定めたも

のである。

なお、これらの規定は平成26年4月に地方独立行政法人奈良県立病院機構が設立されることに伴い定めたものである。

【解釈・運用】

附則第1項関係

- 1 本項は、この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 この条例が全体として施行されるのは平成12年10月1日である。
ただし、施行前に審議会の意見を聴くことが必要であることから、同審議会の設置及び運営等に関する部分及び同審議会の意見を聴くために必要な部分については、施行期日を平成12年4月1日とした。

附則第2項関係

- 1 本項は、個人情報取扱事務の登録について、必要な経過措置を定めたものである。
- 2 平成12年10月1日において現に行われている個人情報取扱事務の登録については、この条例の施行後遅滞なく行うこととしたものである。

附則第3項関係

- 1 本項は、この条例の施行に伴い、奈良県情報公開条例の一部改正について定めたものである。
- 2 「奈良県個人情報保護条例を除く」とは、この条例と情報公開条例のいずれの制度においても、自己情報が記録されている公文書の開示請求ができるようにするために、奈良県情報公開条例の所要の改正を行ったものである。

附則第4項関係

- 1 本項は、知事がした処分その他の行為（開示請求に対する決定、開示不開示の決定期限を延長する場合の通知等）で現にその効力を有するものについて、必要な経過措置を定めたものである。
- 2 県が設立した地方独立行政法人の成立の直前に、この条例の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、同日以後においてはこの条例の規定により当該地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、この条例の規定により当該地方独立行政法人がしたものとみなすこととしたものである。

附則第5項関係

- 1 本項は、知事に対してされている請求その他の手続（開示請求、開示不開示の判断の参

考とするための第三者からの意見書の提出等) について、必要な経過措置を定めたものである。

- 2 県が設立した地方独立行政法人の成立の日前に、この条例の規定により知事に対してされている請求その他の手続で、同日以後においては当該地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、この条例の規定により当該地方独立行政法人に対してされたものとみなすこととしたものである。

附則第6項関係

- 1 本項は、個人情報取扱事務の登録について、必要な経過措置を定めたものである。
- 2 県が設立した地方独立行政法人の成立の際に、当該地方独立行政法人において現に行われている個人情報取扱事務の登録については、当該地方独立行政法人の成立後遅滞なく行うこととしたものである。

附則第7項関係

- 1 本項は、行政不服審査法により知事に対してされている不服申立てについて、必要な経過措置を定めたものである。
- 2 県が設立した地方独立行政法人の成立の際に現にされている行政不服審査法により知事に対してされている不服申立てで、当該地方独立行政法人の成立の日以後において当該地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、同法の規定により当該地方独立行政法人に対してされている異議申立てとみなして処理することとしたものである。

附則（平成12年12月奈良県条例第19号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

【改正の概要】

- 1 統計法第8条第1項の規定による届出先を「総務庁長官」から「総務大臣」に改める。
- 2 統計報告調整法の規定による承認先を「総務庁長官」から「総務大臣」に改める。

【趣 旨】

中央省庁等改革関係法施行法等の施行により、国の行財政機関の名称等が改められたことに伴い、所要の規定の整備を行ったものである。

中央省庁等改革関係法施行法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成12年12月奈良県条例第19号）第1条において、条例第28条第1項中「総務庁長官」を「総務大臣」に改めている。

附則（平成13年3月奈良県条例第38号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

【改正の概要】

開示請求の対象となる個人情報記録されている「行政文書」の定義を改正する。

【趣 旨】

情報公開制度において開示請求の対象となる文書の範囲が拡大され、「公文書」から「行政文書」へと定義が改正されることに伴い、情報公開制度との整合を図るため、個人情報保護制度において、開示請求の対象となる個人情報記録されている「行政文書」の定義、開示の実施方法を改める等所要の整備を行ったものである。

附則（平成16年11月奈良県条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に第1条の規定による改正前の奈良県個人情報保護条例又は第2条の規定による改正前の奈良県情報公開条例の規定により地方労働委員会がした処分その他の行為は、この条例の施行後は、第1条の規定による改正後の奈良県個人情報保護条例又は第2条の規定による改正後の奈良県情報公開条例の相当規定により労働委員会がしたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の奈良県個人情報保護条例又は第2条の規定による改正前の奈良県情報公開条例の規定により地方労働委員会に対してされている請求その他の手続は、この条例の施行後は、第1条の規定による改正後の奈良県個人情報保護条例又は第2条の規定による改正後の奈良県情報公開条例の相当規定により労働委員会に対してされたものとみなす。

【改正の概要】

実施機関である「地方労働委員会」の名称を「労働委員会」に改正する。

【趣 旨】

労働組合法の改正により、地方労働委員会の名称が改められたことに伴い、所要の規定の整備を行ったものである。

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成16年11月奈良県条例第10号）第1条において、この条例の実施機関うち「地方労働委員会」を「労働委員会」に改めている。

【解釈・運用】

附則第1項関係

- 1 本項は、この条例の施行期日を定めたものである。

附則第2項関係

- 1 本項は、地方労働委員会がした処分その他の行為（開示請求に対する決定、開示不開示の決定期限を延長する場合の通知等）について、必要な経過措置を定めたものである。
- 2 この条例の施行前に改正前の奈良県個人情報保護条例により地方労働委員会がした処分その他の行為は、この条例の施行後は、改正後の奈良県個人情報保護条例の相当規定により労働委員会がしたものとみなすこととしたものである。

附則第3項関係

- 1 本項は、地方労働委員会に対してされている請求その他の手続（開示請求、開示不開示の判断の参考とするための第三者からの意見書の提出等）について、必要な経過措置を定めたものである。

- 2 この条例の施行の際現に改正前の奈良県個人情報保護条例の規定により地方労働委員会に対してされている請求その他の手続は、この条例の施行後は、改正後の奈良県個人情報保護条例の相当規定により労働委員会に対してされたものとみなすこととしたものである。

附則（平成16年12月奈良県条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にされているこの条例による改正前の奈良県個人情報保護条例（以下「改正前の条例」という。）第11条第1項又は第20条第1項の規定による請求は、それぞれこの条例による改正後の奈良県個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第1項又は第26条第1項の規定による請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第27条第1項の規定による申出については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第24条に規定する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立ては、改正後の条例第40条に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。
- 5 前3項に規定するもののほか、この条例の施行前に改正前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。

【改正の概要】

- 1 「個人情報」の定義規定に、「生存する個人に関する情報」を明記する。
- 2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う事務の委託を受けた者及び指定管理者に対して、安全確保措置を義務付ける。
- 3 自己情報の利用停止請求権を創設する。
- 4 実施機関の職員等に対する罰則規定を創設する。

【趣 旨】

平成15年5月に「個人情報の保護に関する法律」や「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」をはじめ関連5法が制定され、新たに個人情報保護法制が整備された。

これら新しい法制との調整を図るとともに、IT社会の急速な進展も踏まえ、自己情報の利用停止請求ができる権利を創設すること、実施機関の職員等に対する罰則規定を設けることなど、個人情報のより一層の保護と適正な取り扱いの確保について個人情報の保護制度の改善を図るため、個人情報保護条例の改正を行うことに伴い、所要の規定の整備を行ったものである。

【解釈・運用】

附則第1項関係

- 1 本項は、この条例の施行期日を定めたものである。

附則第2項関係

- 1 本項は、改正前の条例第11条第1項の規定による開示請求又は第20条第1項の規定による訂正請求について、必要な経過措置を定めたものである。
- 2 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第11条第1項の規定による開示請求又は第20条第1項の規定による訂正請求は、それぞれこの条例による改正後の条例第12条第1項の規定による開示請求又は第26条第1項の規定による訂正請求とみなすこととしたものである。

附則第3項関係

- 1 本項は、改正前の条例第27条第1項の規定による是正の申出について、必要な経過措置を定めたものである。
- 2 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第27条第1項の規定による申出については、この条例の施行日直前の取扱いを適用することとしたものである。

附則第4項関係

- 1 本項は、行政不服審査法に基づく不服申立てについて、必要な経過措置を定めたものである。
- 2 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第24条に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、改正後の条例第40条に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなすこととしたものである。

附則第5項関係

- 1 本項は、前3項に規定するもののほか、処分、手続その他の行為（開示決定、開示不開示の判断の参考とするための第三者からの意見書の提出、開示不開示の決定期限を延長する場合の通知等）について、必要な経過措置を定めたものである。
- 2 前3項に規定するもののほか、この条例の施行前に改正前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなすこととしたものである。

附則（平成17年3月奈良県条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
ただし、次項の規定は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 公安委員会及び警察本部長は、この条例による改正後の奈良県個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第4項、第6条第4項及び第11条第4項第5号の規定により奈良県個人情報保護審議会の意見を聴くこととされている事項については、この条例の施行の日前においても奈良県個人情報保護審議会に意見を聴くことができる。
- 3 この条例の施行の際現にされている公安委員会及び警察本部長の個人情報取扱事務に係る改正後の条例第11条第2項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、奈良県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年3月奈良県条例第25号）の施行後遅滞なく」とする。

【改正の概要】

実施機関に「公安委員会」及び「警察本部長」を追加する。

【趣 旨】

公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えるとともに、これに伴い個人情報の収集及び提供の制限等について、所要の規定の整備を行ったものである。

【解釈・運用】

附則第1項関係

- 1 本項は、この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 この条例が施行されるのは、平成18年4月1日であるが、次項の規定については、平成17年4月1日としたものである。

附則第2項関係

- 1 本項は、公安委員会及び警察本部長が、この条例による改正後の条例に基づき奈良県個人情報保護審議会の意見を聴くこととされている事項について、必要な経過措置を定めたものである。
- 2 この条例による改正後の条例第5条第4項（個人情報の本人収集の原則の例外及び個人

情報の収集の制限の例外)、第6条第4項(個人情報の利用及び提供の制限の例外)及び第11条第4項第5号(個人情報取扱事務の登録の対象から除く事務)の規定により奈良県個人情報保護審議会の意見を聴くこととされている事項については、平成17年4月1日から奈良県個人情報保護審議会に意見を聴くことができることとしたものである。

附則第3項関係

- 1 本項は、個人情報取扱事務の登録について、必要な経過措置を定めたものである。
- 2 この条例の施行の際に、公安委員会及び警察本部長において現に行われている個人情報取扱事務の登録については、この条例の施行後遅滞なく行うこととしたものである。

附則（平成19年3月奈良県条例第46号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（奈良県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

- 8 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第7条の規定による改正前の奈良県個人情報保護条例（以下次項において「改正前の個人情報保護条例」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、施行日以後においては同条の規定による改正後の奈良県個人情報保護条例（以下この項、次項及び第10項において「改正後の個人情報保護条例」という。）の規定により県が設立した地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、改正後の個人情報保護条例の規定により当該県が設立した地方独立行政法人がしたものとみなす。
- 9 施行日前に改正前の個人情報保護条例の規定により知事に対してされている請求その他の手続で施行日以後においては県が設立した地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、改正後の個人情報保護条例の規定により当該県が設立した地方独立行政法人に対してされたものとみなす。
- 10 この条例の施行の際現に行われている県が設立した地方独立行政法人の個人情報を取り扱う事務に係る改正後の個人情報保護条例第11条第2項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、公立大学法人奈良県立医科大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（平成19年奈良県条例第46号）の施行後遅滞なく」とする。
- 11 この条例の施行の際現にされている行政不服審査法（昭和37年法律第160号）により知事に対してされている不服申立てで施行日以後においては県が設立した地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、同法の規定により当該県が設立した地方独立行政法人に対してされている異議申立てとみなす。

【改正の概要】

実施機関に「県が設立した地方独立行政法人」を追加する。

【趣 旨】

平成19年4月に奈良県立医科大学が地方独立行政法人化することにより、県が設立した地方独立行政法人を条例の実施機関に加えるとともに、これに伴い、個人情報の収集及び提供の制限等について、所要の規定の整備を行ったものである。

【解釈・運用】

附則第1項関係

1 本項は、この条例の施行期日を定めたものである。

附則第8項関係

1 本項は、知事がした処分その他の行為（開示請求に対する決定、開示不開示の決定期限を延長する場合の通知等）で現にその効力を有するものについて、必要な経過措置を定めたものである。

2 この条例の施行日前に、改正前の個人情報保護条例の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、施行日以後においては改正後の個人情報保護条例の規定により県が設立した地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、改正後の個人情報保護条例の規定により当該県が設立した地方独立行政法人がしたものとみなすこととしたものである。

附則第9項関係

1 本項は、知事に対してされている請求その他の手続（開示請求、開示不開示の判断の参考とするための第三者からの意見書の提出等）について、必要な経過措置を定めたものである。

2 この条例の施行日前に、改正前の個人情報保護条例の規定により知事に対してされている請求その他の手続で、施行日以後においては県が設立した地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、改正後の個人情報保護条例の規定により当該県が設立した地方独立行政法人に対してされたものとみなすこととしたものである。

附則第10項関係

1 本項は、個人情報取扱事務の登録について、必要な経過措置を定めたものである。

2 この条例の施行の際に、公立大学法人奈良県立医科大学において現に行われている個人情報取扱事務の登録については、この条例の施行後遅滞なく行うこととしたものである。

附則第11項関係

1 本項は、行政不服審査法により知事に対してされている不服申立てについて、必要な経過措置を定めたものである。

2 この条例の施行の際に、現にされている行政不服審査法により知事に対してされている不服申立てで、施行日以後において県が設立した地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、同法の規定により当該県が設立した地方独立行政法人に対してされている異議申立てとみなして処理することとしたものである。

附則（平成21年3月奈良県条例第26号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

【改正の概要】

統計法等に基づく統計調査に係る個人情報を利用除外とする規定を改正する。

【趣 旨】

統計法の改正及び統計報告調整法の廃止に伴い、適用除外に係る規定を整備するため、所要の改正を行ったものである。

附則（平成26年3月奈良県条例第63号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

【改正の概要】

附則に、地方独立行政法人（平成15年法律第118号）第61条に規定する移行型地方独立行政法人が設立された場合における必要な経過措置を定める。

【趣 旨】

県が設立した地方独立行政法人の成立の日前に奈良県個人情報保護条例の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、同日以後においては当該地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るもの等についての同条例の適用関係を明らかにするため、所要の改正を行ったものである。

なお、当該経過措置は、地方独立行政法人奈良県立病院機構が設立されることに伴い定めるものであることから、施行期日を同機構が成立する平成26年4月1日としたものである。

附則（平成26年10月奈良県条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間に新たに委嘱される委員の任期は、奈良県個人情報保護条例第61条第4項の規定にかかわらず、同日までとする。

【改正の概要】

審議会の所掌事項に「特定個人情報保護評価に関する事項」を追加するとともに、委員の定数を「5人以内」から「6人以内」に改める。

【趣 旨】

番号法第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価について、保護評価規則第7条第4項に基づく意見聴取に応じること、特定個人情報保護評価に関して建議すること等を審議会の所掌事項とするため、及びこれに伴い審議会の委員に情報システムに知見を有する者を新たに委嘱することを想定し委員の定数を増加するため、所要の改正を行ったものである。

【解釈・運用】

附則第1項関係

- 1 本項は、この条例の施行期日を定めたものである。

附則第2項関係

- 1 本項は、委員の任期について、必要な経過措置を定めたものである。
- 2 この条例による改正後の条例第61条第2項の規定により委員の定数が増加したことを受けて新たに委嘱された委員の任期の終期を、この条例の施行の際現に在任する委員の任期の終期と同じ日とすることとしたものである。

附則（平成27年7月奈良県条例第2号）

この条例の規定中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

（第2条の規定は、平成29年5月規則第4号で平成29年5月30日から施行）

【改正の概要】

- 1 「特定個人情報」及び「情報提供等記録」の定義を定める。
- 2 特定個人情報の収集、利用及び提供の制限について定める。
- 3 特定個人情報に係る開示請求、訂正請求及び利用停止請求について、委任による代理人による請求を認める等の措置を講じる。
- 4 特定個人情報について、番号利用法に違反する行為が行われた場合に利用停止請求を認める。

【趣 旨】

平成25年5月に番号利用法が制定され、国民一人ひとりに個人番号が付番されることになったが、個人番号はそれ以外の個人情報に比し強力な識別機能を有するため、万一個人番号が不正に用いられた場合、個人の権利利益を侵害する危険性が高い。

このため、実施機関の保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保する、また、特定個人情報の取扱いについての個人情報の本人による監視を強化する等のため、所要の改正を行ったものである。

附則（平成28年3月奈良県条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
（奈良県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正前の奈良県個人情報保護条例の規定による実施機関の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「旧法」という。）による不服申立てであってこの条例の施行前にされた実施機関の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係るものについては、なお従前の例による。

【改正の概要】

- 1 行政不服審査法に基づく審理員制度を適用除外する。
- 2 開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為についての審査請求について、審議会に諮問することとする。
- 3 審査請求人等に、奈良県個人情報保護審議会に提出された意見書等を送付することとする。

【趣 旨】

平成26年6月に行政不服審査法が全部改正され、審理員制度及び行政不服審査会等への諮問制度の導入による審理手続の公正性の向上等が図られることとなったが、この条例に基づく開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る不服申立てについては、第三者機関である奈良県個人情報保護審議会において実質的な審理が行われており公正性が担保されていることから、審理員制度の適用を除外する等のため、所要の改正を行ったものである。

【解釈・運用】

附則第1項関係

- 1 本項は、この条例の施行期日を定めたものである。

附則第2項関係

- 1 附則第2項は、この条例の適用について、必要な経過措置を定めたものである。
この条例の規定は、この条例の施行日以後にされた開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又はこの条例の施行日以後にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について適用することとしたものである。
この条例の施行日前にされた開示決定等に係る不服申立てについては、この条例による

改正前の奈良県個人情報保護条例の規定を適用することとなる。

附則（平成28年12月奈良県条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

【改正の概要】

- 1 「情報提供等記録」の定義に、条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供に係る記録を追加する。
- 2 情報提供等記録の訂正を実施した場合の通知先に、条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者を追加する。

【趣 旨】

番号利用法が改正され、地方公共団体が条例で定める事務において、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が可能となったことに伴い、所要の改正を行ったものである。

なお、この条例は、奈良県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年7月奈良県条例第2号）第2条の一部を改正するものである。

附則（平成29年5月奈良県条例第1号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

【改正の概要】

番号利用法の規定を引用する規定について、「番号利用法第28条」を「番号利用法第29条」に、「番号利用法第26条」を「番号利用法第27条」に改める。

【趣 旨】

番号利用法の改正に伴い、所要の規定の整備を行ったものである。

附則（平成30年3月奈良県条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

【改正の概要】

- 1 「個人情報」の定義規定を改正し、「個人識別符号を含むもの」を個人情報として位置づける。
- 2 「個人識別符号」及び「要配慮個人情報」の定義を定める。
- 3 個人情報取扱事務登録簿に要配慮個人情報に係る項目を記載することを明記する。

【趣 旨】

平成29年5月に行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）が改正され、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の定義の創設、行政機関非識別加工情報の仕組みの導入等が図られた。

このうち、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱いについて、同法の規定に準じ、所要の改正を行ったものである。

附則（令和2年12月奈良県条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

【改正の概要】

漁業法の規定を引用する規定について、「第50条第1項」を「第117条第1項」に改める。

【趣 旨】

漁業法の改正に伴い、所要の規定の整備を行ったものである。

附則（令和3年8月奈良県条例第22号）

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

【改正の概要】

番号法の規定を引用する規定について、「番号利用法第19条第7号」を「番号利用法第19条第8項」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

【趣 旨】

番号利用法の改正に伴い、所要の規定の整備を行ったものである。

附則（令和4年3月奈良県条例第56号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

【改正の概要】

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の規定を引用する規定について、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

また、未成年者の定義について「年齢が満20歳に達しない者」を「年齢が満18歳に達しない者」に改める。

【趣 旨】

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の廃止及び民法（明治29年法律第89号）の改正に伴い、所要の規定の整備を行ったものである。